

第 5 編 資料編

第1章 防災関係規定等 1

1	内灘町防災会議条例.....	1
2	内灘町防災会議委員.....	3
3	内灘町災害対策本部条例.....	4
4	内灘町災害対策本部運営要綱.....	5
5	内灘町災害弔慰金の支給等に関する条例.....	7
6	内灘町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	11
7	内灘町避難行動要支援者避難支援計画.....	14
8	内灘町避難所運営マニュアル.....	29
9	内灘町災害対策本部の事務分掌.....	107
10	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(一部抜粋).....	111
11	自主防災組織の設置状況.....	114

第2章 自治体間との災害相互応援協定の締結状況..... 115

1	内灘町・金沢市消防相互応援協定.....	116
2	内灘町・津幡町消防相互応援協定.....	117
3	石川県消防広域応援協定.....	118
4	内灘町・かほく市消防相互応援協定.....	120
5	金沢市・内灘町災害相互応援協定.....	121
6	かほく市・津幡町・内灘町災害相互応援協定.....	122
7	石川県下水道等災害時における相互支援ルール.....	123
8	災害時の情報交換に関する協定.....	131
9	大規模災害時における施設使用に関する協定.....	132
10	石川県消防防災ヘリコプター支援協定.....	133
11	大規模災害時における相互応援に関する協定.....	135

第3章 民間等との災害協力協定の締結状況..... 136

1	災害時の医療救護に関する協定.....	137
2	災害時における応急対策活動に関する協力協定.....	140
3	災害時における応急対策活動に関する協力協定.....	142
4	メッセージボードの運用及び災害時における救援物資提供に関する協定.....	144
5	災害時の放送に関する協力協定.....	145
6	災害時における物資供給に関する協定.....	146
7	災害時における緊急用燃料の提供に関する協定書.....	148
8	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定.....	150
9	災害時における応急対策活動に関する協力協定.....	151
10	災害時における石川県隊友会の協力に関する協定.....	153
11	災害時における支援協力に関する協定.....	154
12	災害時における緊急用燃料の提供に関する協定書.....	156
13	災害時における応急対策業務に関する協定.....	158

14	災害時における応急対策活動に関する協力協定.....	161
15	災害時における内灘町と郵便局の協力に関する協定.....	163
16	災害に係る情報発信等に関する協定.....	165
17	災害時における避難所用簡易間仕切り等の供給に関する協定書.....	167
第4章	危険区域等に関する資料.....	168
1	防災上注意すべき自然的条件.....	168
2	防災上注意すべき社会的条件.....	169
3	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設.....	169
第5章	防災設備等に関する資料.....	170
1	ヘリポート.....	170
2	通信設備.....	171
3	防災行政無線設置場所.....	172
4	指定緊急避難場所.....	174
5	指定避難所.....	175
6	指定福祉避難所.....	175
7	医療機関.....	176
8	町有車両の保有状況.....	177
9	災害応急対策資機材等の保有状況.....	178
10	トリアージタグ.....	183
11	緊急輸送道路ネットワーク図.....	184
12	緊急通行車両の標章及び確認証明書.....	185
13	緊急通行車両以外の車両通行止標示.....	187
第6章	その他.....	188
1	避難情報等の伝達文.....	188
2	指定文化財施設一覧.....	190
第7章	様式集.....	191

第1章 防災関係規定等

1 内灘町防災会議条例

昭和37年12月1日 条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、内灘町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 内灘町の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて内灘町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の数は20人以内とし、次の各号に掲げる者を持って充てる。
 - (1) 町長がその部内職員のうちから指名する者
 - (2) 教育長
 - (3) 消防長及び消防団長
 - (4) 石川県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (5) 石川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要があると認め任命する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政の職員、石川県の職員、町の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 18 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 17 日条例第 9 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 24 日条例第 2 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 20 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（内灘町防災会議条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例第 1 条の規定による改正前の内灘町防災会議条例の規定により任命された委員の任期は、この条例第 1 条の規定による改正後の内灘町防災会議条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条の規定にかかわらず、改正後の条例の規定により新たに委員が任命されるまでの間とする。

2 内灘町防災会議委員

会 長 内灘町長

委員区分	所 属 機 関	職 名	備 考
第1号委員	内灘町	副町長	
第1号委員	内灘町	総務部長	
第1号委員	内灘町	町民福祉部長	
第1号委員	内灘町	都市整備部長	
第2号委員	内灘町教育委員会	教育長	
第3号委員	内灘町消防本部	消防長	
第3号委員	内灘町消防団	団長	
第4号委員	石川県県央土木総合事務所 津幡土木事務所	所長	
第4号委員	石川県石川中央保健福祉センター	次長	
第5号委員	石川県警察本部 津幡警察署	内灘交番所長	
第6号委員	西日本電信電話株式会社 金沢支店	設備部長	
第6号委員	北陸電力株式会社 石川支店	執行役員石川支店長	
第6号委員	北陸鉄道株式会社	取締役総務部長	
第7号委員	内灘町町会区長会	会長	
第7号委員	内灘町防災士連絡会	会長	
第8号委員	金沢医科大学	総務部長	
第8号委員	一般社団法人河北郡市医師会	内灘町担当理事	
第8号委員	伊丹産業株式会社 金沢支店	支店長	
第8号委員	内灘町女性団体連絡協議会	代表	
第8号委員	内灘町防犯と交通安全推進隊	隊長	

(任期：令和元年12月1日～令和3年11月30日)

3 内灘町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 1 日 条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、内灘町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部の設置)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 21 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 20 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

4 内灘町災害対策本部運営要綱

昭和 60 年 4 月 1 日 告示第 23 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、内灘町災害対策本部条例（昭和 37 年内灘町条例第 15 号）第 5 条の規定に基づき、内灘町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑、かつ適切な実施を図るものとする。

(組織及び事務分掌)

第 2 条 本部長は町長をもって充てる。

2 本部は、本部長の総括のもとに副本部長に副町長、教育長（副町長、教育長に事故があるとき又は欠けたときは総務部長）をもってあて、各班を置きそれぞれの関係課長等をその長にあてる。

3 本部の組織及び事務分掌は、内灘町地域防災計画に定めるとおりとする。

4 班長は、班の事務分掌を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要簿冊を備える等体制を整備しておかなければならない。

5 本部長、副本部長、部長、班長、その他本部員が災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか別表第 1 に定める腕章を帯用するものとする。

(本部の場所及び本部連絡員)

第 3 条 本部は、災害の程度において本部を役場又は本部長の指定する場所におくものとする。

2 本部には「内灘町災害対策本部」の標示をするものとする。

3 本部には、原則として本部連絡員を置く。

4 本部連絡員は、各班長がそれぞれ所属職員のうちから指名する者をもってあてる。

5 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに本部からの連絡事項を各班の長に伝達する。

(本部の開設及び閉鎖)

第 4 条 本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めたとき活動を開始する。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき閉鎖する。

(本部開設前の処置)

第 5 条 総務課長は、予報、警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について処置するものとする。

(1) 予報、警報、情報の収集及び連絡調整

(2) 人員配備の指示

(3) 関係する職員との連絡調整

2 休日又は勤務時間外において、警報又は異常な情報の受理をした当直員は、直ちに関係する職員に通報して指示を受けなければならない。

(配備体制の基準、編成計画等)

第 6 条 本部は、被害を最小限度に防止するため迅速かつ強力な配備体制を整えるものとし、配

備の種別内容等の基準については、地域防災計画に定めるとおりとする。

(非常情報の報告並びに通報)

第7条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は総務班長は、各班長並びに関係機関からの情報を直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次県へ報告するものとする。

2 本部長は、災害に関する予報、警報、その災害に関する情報を収受したときは、必要事項について直ちに町民その他関係団体に通報するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対処してとるべき処置等について周知させるものとする。

3 前2項の規定は、本部開設前において、「総務班長」とあるのは「総務課長」と、「各班長」とあるのは「各課長」と、「本部長」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則 (平成17年6月30日告示第17号)

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

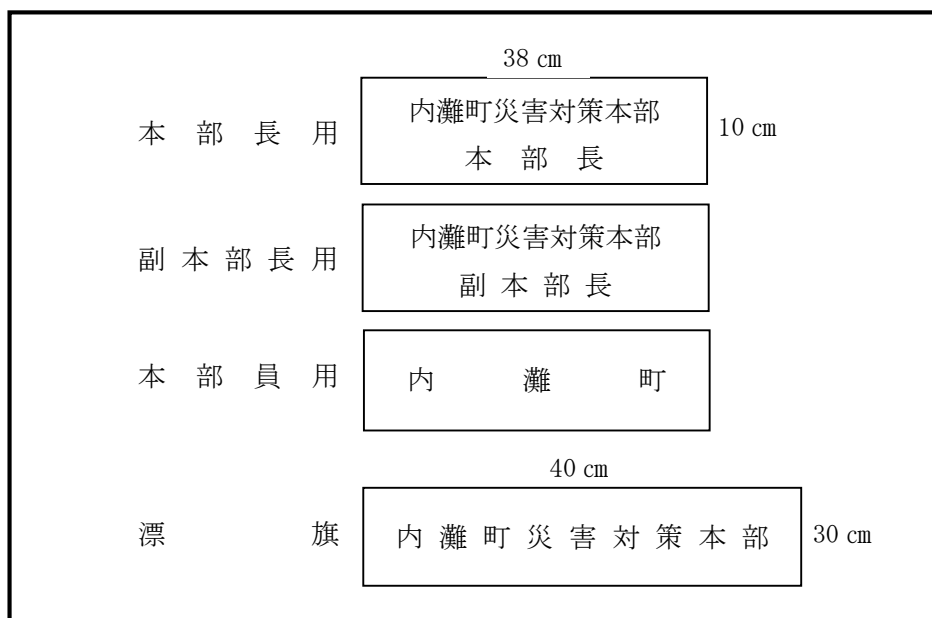
附 則 (平成19年3月30日訓令第26号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月22日告示第83号)

この要綱は、平成21年10月22日から施行する。

別表1 (腕章)



(注) 台字は緑色とし、文字は白色とする。

5 内灘町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成2年6月15日

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）に基づき、災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対する災害障害見舞金の支給並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 本町は、町民が令第1条に規定する災害（これに準ずる災害で町長が適当と認める災害を含む。以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくし、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認めるものに支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき遺族に同順位の遺族が2人以上あるときは、町長はその1人に対して支給することができる。この場合にあっては、全員に対し支給されたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、その死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいられた者の死亡の推定については、法第4条の規定による。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失によるものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認める場合

(支給の手続き)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、その支給を受ける遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金

(災害障害見舞金の支給)

第9条 本町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、法別表に掲げる程度の障害の状態となったときは、その者に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 災害により法別表に掲げる程度の障害の状態となった者(以下この条において「障害者」という。)1人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 令第3条に掲げる災害(以下この章において単に「災害」という。)により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主である町民のうち、災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定める申込書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申込書を受理したときは、速やかに当該申込者の世帯の所得について法第10条第1項に規定する要件及び申込書の内容を審査し、災害援護資金の貸付けの可否を決定する。
- 3 町長は、前項の貸付けの可否及び金額等を決定したときは、速やかに申込者に対してその旨を通知するものとする。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね一箇月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- | | |
|---|-------|
| イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）および住居の損害がない場合 | 150万円 |
| ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| ハ 住居が半壊した場合 | 270万円 |
| ニ 住居が全壊した場合 | 350万円 |

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- | | |
|--------------------------|-------|
| イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 150万円 |
| ロ 住居が半壊した場合 | 170万円 |
| ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） | 250万円 |
| ニ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 | 350万円 |

(3) 第1号ハ又は前号ロ若しくはハにおいて、被災した住居を立て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、令第7条第2項かつこ書の場合にあつては、据置期間は5年とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセント以内で規則で定める率とする。

- 3 第一項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第九条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金の償還は、年賦、半年賦又は月賦の元利均等償還とする。ただし、繰上償還をすることができる。

- 2 償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金については、法第十三条及び第十四条第一項並びに令第八条、第九条及び第十二条の規定による。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(規則への委任)

第 17 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年 12 月 13 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成 23 年 10 月 3 日条例第 15 号)

この条例は公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 (令和元年 9 月 25 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 14 条及び第 15 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

6 内灘町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成2年6月15日 規則第6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、内灘町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成2年内灘町条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続き)

第3条 町長は、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金を支給するものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(書類の提出)

第4条 町長は、本町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

第3章 災害傷害見舞金の支給

(支給の手続き)

第5条 町長は、条例第9条の規定により災害傷害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害傷害見舞金を支給するものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 災害により負傷し、又は疾病にかかった年月日及びその状況
- (3) 障害の状態に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(書類の提出)

第6条 町長は、障害者に対し、障害の状態となったことを証明する医師の診断書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

2 町長は、本町の区域外で災害により負傷し、又は疾病にかかり障害の状態となった町民に対し、当該負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付

(借入れの申込み)

第7条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（別記様式第2号。以下「借入申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて町

長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込みにあつては、医師の療養見込期間を記載した診断書

(2) 他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該借入申込者の世帯の前年（1月から5月までの間に被害を受けた場合にあっては前々年）の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他町長が必要と認める書類

2 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3箇月を経過する日までに提出するものとする。

(保証人を立てない場合の利率)

第7条の2 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1.5パーセントとする。

(貸付けの決定通知)

第8条 町長は、借入申込者に対して災害援護資金の貸付けの可否及び金額等を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（別記様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）又は災害援護資金貸付不承認決定通知書（別記様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 前条の貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「借受決定者」という。）は、災害援護資金借用書（別記様式第5号。以下「借用書」という。）に、当該借入申込者（保証人を立てる場合は、当該借受決定者及び保証人）の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書の提出があつたときは、速やかに借受決定者に貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、貸付金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）が当該貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及び印鑑証明書を、遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 借受人は、繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書（別記様式第6号）を、町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（~~様式~~別記様式第7号。以下「支払猶予申請書」という。）を、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の支払猶予申請書の提出を受けたときは、その認否を決定し、支払猶予承認通知書（様式第8号）、又は支払猶予不承認通知書（別記様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（別記様式第10号。以下「違約金免除申請書」という。）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の違約金免除申請書の提出を受けたときは、その認否を決定し、違約金支払免除承認通知書（別記様式第11号）又は違約金支払免除不承認通知書（別記様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（別記様式第 13 号。以下「償還免除申請書」という。）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の償還免除申請書の提出を受けたときは、その認否を決定し、災害援護資金償還免除承認通知書（別記様式第 14 号）を又は災害援護資金償還免除不承認通知書（別記様式第 15 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 16 条 借受人は、借用書に記載した事項に異動を生じたときは、氏名等変更届（別記様式第 16 号）を速やかに町長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が、その旨を届け出なければならない。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害傷害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 18 日規則第 21 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 25 日規則第 7 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 6 条の 2 の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

7 内灘町避難行動要支援者避難支援計画

平成 29 年 2 月

第 1 章 避難行動要支援者避難支援計画について

1. 趣旨

平成 23 年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上った。他方で、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員の死者・行方不明者は 56 名に上るなど、多数の支援者も犠牲となった。

この教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

- ①要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ②避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から避難支援等関係者に情報提供すること
- ③現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供できること
- ④名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること

等が定められた。

内灘町避難行動要支援者避難支援計画（以下「避難支援計画」という。）は、災害発生時における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）への支援を適切かつ円滑に実施するため、本町における要支援者の避難支援等について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、以って地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

2. 構成

避難支援計画は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、要支援者の避難支援等に関する全体計画と個別計画で構成する。

ただし、個別計画については、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら別途策定し、ここでは個別計画の概要及び様式を定めるものとする。

3. 避難支援体制の整備・推進

内灘町は、要支援者の支援業務を的確に実施するため、避難行動要支援者避難支援班（以下「避難支援班」という。）を設置する。

平常時は、福祉担当部局と防災担当部局による横断的な組織として、避難支援体制の検討・調整等を行い、必要に応じ避難支援計画の改定等を行う。避難支援体制の整備・推進に当たっ

ては、避難支援等関係者の協力を得ながら進める。

災害時は、災害対策本部の福祉班内に設置し、要支援者に向けての避難勧告等の伝達、避難誘導、安否確認及び避難状況の把握、要支援者支援避難所班（要支援者のニーズの把握や支援を検討するために各避難所に設置される活動班の一つ。）等との連携、単独の避難所に対応できない場合の広域調整等の支援業務全般を行う。

4. 関係機関等の役割

（１）防災担当部局の役割

＜平常時＞

- ①福祉担当部局と共に避難支援班を設置する
- ②福祉担当部局等から要支援者の要件に該当する者の情報の提供を受け、要支援者名簿を作成する
- ③福祉担当部局と協力し、要支援者名簿登録者に対し、平常時から避難支援等関係者に個人情報を提供することについて同意の有無を確認し、同意者名簿を作成する
- ④消防部局・警察・民生委員・社会福祉協議会・自主防災組織に同意者名簿を提供する
- ⑤福祉担当部局・民生委員・社会福祉協議会・自主防災組織・福祉事業者等と協力し、同意者名簿登録者と打ち合わせの上、個別計画を策定する
- ⑥民生委員・社会福祉協議会・自主防災組織に個別計画を提供する
- ⑦要支援者名簿・同意者名簿・個別計画の管理及び更新
- ⑧避難勧告等の伝達体制の整備
- ⑨福祉避難所の確保
- ⑩要支援者本人・家族・関係者に対する災害への備えの普及啓発

＜災害時＞

- ①避難勧告等の発令及び伝達
- ②必要に応じ、避難支援等関係者に要支援者名簿を提供する
- ③必要に応じ、避難所・福祉避難所の開設を依頼する

（２）福祉担当部局の役割

＜平常時＞

- ①防災担当部局と共に避難支援班を設置する
- ②要支援者の要件に該当する者の情報を防災担当部局へ提供する
- ③同意者名簿の作成協力及び個別計画の策定協力
- ④要支援者名簿・同意者名簿・個別計画の共同管理及び更新
- ⑤福祉避難所の確保の協力
- ⑥要支援者本人・家族・関係者に対する災害への備えの普及啓発

＜災害時＞

- ①災害対策本部の福祉班内に避難支援班を設置する
- ②要支援者の安否確認及び避難状況の把握
- ③避難所開設時、要支援者支援避難所班を設置する
- ④必要に応じ、福祉避難所を開設し運営する

(3) 消防部局の役割

<平常時>

- ①要支援者の避難支援体制整備・推進への協力
- ②同意者名簿の共有

<災害時>

- ①同意者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施し、防災担当部局から要支援者名簿の提供を受けた後は、要支援者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施する

(4) 警察

<平常時>

- ①要支援者の避難支援体制整備・推進への協力
- ②同意者名簿の共有

<災害時>

- ①同意者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施し、防災担当部局から要支援者名簿の提供を受けた後は、要支援者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施する

(5) 民生委員の役割

<平常時>

- ①要支援者の避難支援体制整備・推進への協力
- ②同意者名簿の共有
- ③個別計画の策定協力・共有

<災害時>

- ①要支援者への避難勧告等の伝達
- ②同意者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施し、防災担当部局から要支援者名簿の提供を受けた後は、要支援者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施する

(6) 社会福祉協議会の役割

<平常時>

- ①要支援者の避難支援体制整備・推進への協力
- ②同意者名簿の共有
- ③個別計画の策定協力・共有

<災害時>

- ①要支援者への避難勧告等の伝達
- ②同意者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施し、防災担当部局から要支援者名簿の提供を受けた後は、要支援者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施する

③災害ボランティアセンターの設置・運営

(7) 自主防災組織の役割

<平常時>

- ①要支援者の避難支援体制整備・推進への協力
- ②同意者名簿の共有
- ③個別計画の策定協力・共有

<災害時>

- ①要支援者への避難勧告等の伝達
- ②同意者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施し、防災担当部局から要支援者名簿の提供を受けた後は、要支援者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施する
- ③避難所開設時、避難所運営委員会を設置する

(8) 福祉事業者等の役割

<平常時>

- ①通所者（在宅の要支援者）の個別計画の策定協力
- ②福祉避難所としての避難体制への協力

<災害時>

- ①要支援者の避難における、移動手段確保の協力
- ②福祉避難所開設時の要支援者の受入

第2章 要支援者名簿・同意者名簿・個別計画

1. 要支援者名簿の作成

(1) 目的

要支援者名簿は、下記の目的に限定し使用する。

- ①同意者名簿作成の基礎資料
- ②災害時の要支援者の避難支援等

(2) 対象者

一般に、要配慮者については、自力で避難が可能な方や避難支援の必要性が少ない方も相当数いるため、内灘町では下記要件に該当する方を対象として要支援者名簿を作成する。

- ①要介護の認定を受けた方
- ②身体障害者手帳の交付を受けた方のうち、肢体不自由（1～3級）、視覚・聴覚障害（1～3級）に該当する方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付（1～2級）を受けた方
- ④療育手帳の交付を受けた方
- ⑤上記要件から漏れた場合であっても、自力での避難が困難で、登録を希望する方

(3) 作成方法

防災担当部局は、内灘町個人情報保護条例第6条第1項第6号に基づき、福祉担当部局等において把握している下記の台帳等に登載されている情報を元に、要支援者名簿を作成する。

- ①住民登録基本台帳
- ②要介護・要支援認定台帳
- ③身体障害者更生指導台帳
- ④精神障害者保健福祉交付台帳
- ⑤療育手帳交付台帳

(4) 内容

要支援者名簿は、下記の情報を記載するものとし、様式1のとおりとする。

- ①氏名
- ②性別
- ③生年月日
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦上記のほか、様式1に定めたもの

(5) 更新

毎年12月を目途に更新を行う。この際、既登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。

- ①登録者が死亡したとき
- ②登録者が町外に転出したとき
- ③登録者が要支援者名簿の対象者の要件に該当しなくなったと認められるとき

2. 要支援者名簿の提供・管理

(1) 要支援者名簿の提供先

平常時は、福祉担当部局と共同で管理する。

災害時は、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、次の機関等に提供し共有する。

- ①消防部局
- ②警察
- ③民生委員
- ④社会福祉協議会
- ⑤自主防災組織

(2) 要支援者名簿の適正な取扱い

要支援者名簿の原本は防災担当部局及び福祉担当部局が保管する。災害時に名簿の副本の提供を受けた者は、要支援者の避難支援等の目的にのみ利用し、使用後はただちに防災担当

部局に返納する。

3. 同意者名簿の作成

(1) 目的

同意者名簿は、下記の目的に限定し使用する。

- ①個別計画策定の基礎資料
- ②災害時の要支援者の避難支援等

(2) 作成方法

防災担当部局及び福祉担当部局は要支援者名簿登録者に対し、平常時から避難支援等関係者に個人情報を提供することについて同意の有無を確認し、同意の得られた方のみの要支援者名簿情報を抜粋して同意者名簿を作成する。

(3) 内容

同意者名簿は、下記の情報を記載するものとし、様式1のとおりとする。

- ①氏名
- ②性別
- ③生年月日
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦上記のほか、様式2に定めたもの

(4) 更新

要支援者名簿の更新に併せ、同意者名簿も更新する。

前回までに個人情報提供の同意確認書を提出された方については、変更の申し出がない限り自動継続とし、未提出の方及び要支援者名簿の新規登録者に同意の有無を確認する。

4. 同意者名簿の提供・管理

(1) 同意者名簿の提供先

防災担当部局は、同意者名簿を福祉担当部局と共同で管理するほか、避難支援体制を整備するため、内灘町個人情報保護条例第6条第1項第2号及び第3号に基づき、次の機関等に平常時から提供し共有する。

- ①消防部局
- ②警察
- ③民生委員
- ④社会福祉協議会
- ⑤自主防災組織

(2) 同意者名簿の適正な取扱い

同意者名簿の原本は防災担当部局及び福祉担当部局が保管し、副本は名簿の提供を受けた

者が保管する。同意者名簿の提供は内灘町個人情報保護条例の利用及び提供の制限の例外規定に基づくものであり、災害時の要支援者の避難支援等の目的にのみ利用する。

また、同意者名簿の提供を受ける者の情報漏洩対策が不可欠であるため、消防職員・消防団員・警察職員・民生委員・社会福祉協議会・各自主防災組織は守秘義務を厳守する。各自主防災組織会長は同意者名簿の取扱者を予め定め、取扱者は個人情報保護に関する誓約書(様式5)を提出し、守秘義務の遵守に努める。また、情報共有者は、同意者名簿を保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するなど、当該情報に係る要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5. 個別計画の策定

(1) 目的

個別計画は、災害時の要支援者の避難支援等の目的に限定し使用する。

(2) 策定方法

同意者名簿に登録されている要支援者について、民生委員・社会福祉協議会・自主防災組織・福祉事業者等の協力のもと、各要支援者と具体的な避難方法等について打ち合わせを行い、個別計画を策定する。

(3) 内容

個別計画は、下記の情報を記載するものとし、様式3のとおりとする。

- ①氏名
- ②避難時に配慮しなくてはならない事項
- ③避難場所・避難経路
- ④緊急時の連絡先
- ⑤避難支援者情報
- ⑥上記のほか、様式3に定めたもの

(4) 更新

同意者名簿の更新後、同意者名簿新規登録者の個別計画を策定する。

策定済みの個別計画の内容については、変更の申し出があった場合、随時変更する。

6. 個別計画の提供・管理

(1) 個別計画の提供先

防災担当部局は、個別計画を福祉担当部局と共同で管理するほか、避難支援体制を整備するため、内灘町個人情報保護条例第6条第1項第2号及び第3号に基づき、次の機関等に平常時から提供し共有する。

- ①民生委員
- ②社会福祉協議会
- ③自主防災組織

(2) 個別計画の適正な取扱い

個別計画の原本は防災担当部局及び福祉担当部局が保管し、副本は個別計画の提供を受けた者が保管する。個別計画の提供は内灘町個人情報保護条例の利用及び提供の制限の例外規定に基づくものであり、災害時の要支援者の避難支援等の目的にのみ利用する。

また、個別計画の提供を受ける者の情報漏洩対策が不可欠であるため、民生委員・社会福祉協議会・各自主防災組織は守秘義務を厳守する。各自主防災組織会長は個別計画の取扱者を予め定め、取扱者は個人情報保護に関する誓約書（様式5）を提出し、守秘義務の遵守に努める。また、情報共有者は、個別計画を保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するなど、当該情報に係る要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7. 福祉事業者等の保有する情報の活用

福祉担当部局は、福祉事業者等の保有する要支援者の居住状況等の情報を基に、個別計画の修正を適宜行う。

8. 要支援者名簿・同意者名簿・個別計画の業務分担表

区 分	防災部局	福祉部局	消防部局	警 察	民 生 委 員	社会福祉 協 議 会	自主防災 組 織	福 祉 事 業 者 等
要支援者 名 簿	作成 管理	作成協力 共同管理	共有※	共有※	共有※	共有※	共有※	
同 意 者 名 簿	作成 管理	作成協力 共同管理	共有	共有	共有	共有	共有	
個別計画	策定 管理	策定協力 共同管理			策定協力 共有	策定協力 共有	策定協力 共有	策定協力

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、内灘町が特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を共有することができる。

第3章 避難誘導・安否確認体制の整備

1. 避難支援の実施体制

(1) 内灘町における避難支援体制

内灘町は要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の各種体制を整備する。

また、災害時には災害情報等に基づき、早い段階で要支援者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難勧告等を発令する段階においては、要支援者が避難支援等を受けられない場合に備え、避難支援班の中に相談窓口を設置する。

(2) 地域における避難支援体制

避難支援等関係者は、防災だけにとどまらず、平常時からの声かけ・見守り活動や犯罪抑

止活動など、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深め、地域ぐるみの避難体制の整備に努める。避難勧告等が発令された際は、同意者名簿及び個別計画により避難支援等を実施するが、何らかの理由により支援を実施できないときは、避難支援班へ連絡する。

(3) 福祉事業者等の避難支援体制の整備

福祉事業者等は、内灘町から提供される防災情報等に基づき、平常時から要支援者の受入れや移動支援等の避難支援体制の整備に努める。避難勧告等が発令された際は、迅速・確実な避難支援に協力する。

(4) ボランティア等との連携

災害時、内灘町は社会福祉協議会の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアとの連携に努める。

2. 情報伝達体制

(1) 要支援者への情報伝達

内灘町は、様々な情報伝達手段を確保し、要支援者へ防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

また、発令された避難勧告等が要支援者を含めた住民全員に確実に伝達されるよう、電話連絡や直接の訪問など、双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

(2) 情報伝達手段

- ①防災行政無線
- ②災害情報メール
- ③広報用車両及び消防車両
- ④社会福祉協議会等を通じた連絡
- ⑤自主防災組織を通じた連絡
- ⑥FAX
- ⑦町ホームページ・フェイスブック
- ⑧民放・CATV・コミュニティFM局等の緊急放送
- ⑨電光情報表示システム

(3) 避難支援等関係者への情報伝達

内灘町は、避難支援等関係者が避難支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援等関係者に防災情報を積極的に提供し、避難支援体制の確保に努める。

3. 要支援者の避難支援方法等の普及

内灘町は、避難支援等関係者・福祉事業者等・地域住民等に対し、要支援者情報の収集や、要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会・研修会・広報誌・ホームページ等を通じて普及を図る。

4. 避難支援訓練の実施

内灘町は、避難支援等関係者と協力・連携し、防災訓練等の実施時には要支援者の避難支援訓練を併せて行う。

5. 安否確認体制

(1) 要支援者の安否確認

通常、安否確認は緊急避難場所又は避難所において実施するが、親戚宅等に避難する要支援者も想定されることから、緊急避難場所又は避難所においてだけで全要支援者の安否確認は難しいと考えられる。このため、内灘町は避難支援班による安否確認窓口を設置し、要支援者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援等関係者からの報告

避難支援等関係者は、要支援者が親戚宅等へ避難をした連絡を受けた場合、要支援者支援避難所班又は安否確認窓口に報告する。

様式 1

避難行動要支援者名簿

番号	氏名	性別	生年月日	年齢	郵便番号	住所	住居	電話番号	避難支援を必要とする事由	備考	同意者 名簿	現在 日現在
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

同意者名簿

番号	氏名	性別	生年月日	年齢	郵便番号	住所	又は	居所	電話番号	避難支援を必要とする事由	備考	年 月 日現在
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

圖 十 四

避難時に配慮 しなくては ならない事項	あてはまるものに☒ ☐立つことや歩行ができない ☐物が見えない（見えにくい） ☐音が聞こえない（聞き取りにくい） ☐言葉や文字の理解が難しい ☐危険なことを判断できない ☐顔を見ても家族や知人と分からない ☐その他（ ）
同居家族等	
【特記事項】 （普段いる部 屋、寝室の位 置、不在の時 間の目印、避難 済みの目印 等）	
避難所等情報 （位置・避難 経路・移動す るまでの注意 事項等）	

緊急時の 連絡先①	フリガナ	
	氏名 (団体名)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :
緊急時の 連絡先②	フリガナ	
	氏名 (団体名)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :
避難支援者 情報①	フリガナ	
	氏名 (団体名)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :
避難支援者 情報②	フリガナ	
	氏名 (団体名)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :

平成 年 月 日

上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、内灘町に報告することを了承します。

多



名簿情報提供の同意確認書

フリガナ		性別	男 ・ 女
氏名		生年月日	西暦 年 月 日
住所	〒 —		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
避難支援等が必要とする事由	☐ 75歳以上の高齢者のみの世帯である ☐ 要介護・要支援の認定を受けている（要介護状態区分： ） ☐ 身体障害者手帳所持（肢体不自由 1級・2級・3級） ☐ 身体障害者手帳所持（視覚障害 1級・2級・3級） ☐ 身体障害者手帳所持（聴覚障害 1級・2級・3級） ☐ 精神障害者保健福祉手帳所持（ 1級・2級 ） ☐ 療育手帳所持 ☐ その他 【特記事項】		
平成 年 月 日 避難行動要支援者名簿に登録された者は、避難支援者への名簿情報提供に同意することにより、災害発生時の避難行動の際に支援を受けられる可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族等の安全確保が前提のため、同意によって避難支援が必ず為されることを保証するものではなく、また、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。 上記の内容を理解し、避難の支援・安否の確認・その他の保護を受けるために、上記内容を内灘町地域防災計画で定める避難支援等関係者に提供することに、 ☐ 同意します ☐ 同意しません 氏名 (印)			

※名簿情報提供の同意の意思は、変更の申し出がない限り自動継続とします。

※同意いただいた場合、避難支援に必要な個人情報を避難支援等関係者に提供します。

※同意いただいた方には後日、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際はご協力ください。

様式 5

年 月 日

内 灘 町 長

個人情報保護に関する誓約書

同意者名簿及び個別計画は、記載事項の適正な取扱いを確保し、厳重に管理を行うとともに、下記事項を遵守し、その利用を災害時の避難行動要支援者の避難支援・安否確認の目的のみに使用することを誓約します。また、その職を退いた後も同様、その情報を一切漏洩しません。

記

1. 同意者名簿及び個別計画の情報は、第三者への漏洩防止のため、責任を持って保管場所(施錠可能なところ)を定め保管すること。
2. 不特定多数の人が開閉可能な場所を保管場所として定めないこと。
3. 同意者名簿及び個別計画の情報については、複写・複製・書き取り等を一切しないこと。また、パソコンその他の情報機器への入力は一切しないこと。

住 所 河北郡内灘町

氏 名 ⑩

住 所 河北郡内灘町

氏 名 ⑩

※同意者名簿及び個別計画を取り扱う方が署名・押印してください。

8 内灘町避難所運営マニュアル

1. 目的

大規模災害時には町職員自らも被災し、災害応急対策に支障が出るなど、町職員だけで避難所の運営及び管理に当たることは困難な状況となることが想定される。

特に災害発生直後の混乱期においては、地域住民や施設管理者が主導で避難所運営に関わる必要性が生じ、誰がどんな状況で避難してきても、避難所運営体制を迅速に確立し、円滑に避難所の運営ができるようにしておくことが必要となる。

このため、避難所運営の円滑化及び避難所施設本来の機能の早期回復に資することを目的として、先の東日本大震災をはじめとするこれまでの災害における避難所生活から得られた様々な教訓をもとに、避難所運営組織や運営班の役割を中心に、災害発生後における避難所の開設・運営や、特に配慮が必要となる点について「内灘町避難所運営マニュアル」としてまとめている。

なお、本マニュアルは、今後の災害の経験や訓練での成果等を踏まえて、より実効性のあるマニュアルとなるよう継続的に見直していくことが必要である。

2. マニュアルの位置づけ

本書は、「内灘町地域防災計画」“第2編地震災害対策編・第1章震災予防計画・第11節避難体制の整備”、並びに“第3編一般災害対策編・第1章災害予防計画・第12節避難体制の整備”に示す「避難所運営マニュアルの整備（作成）」の内容を具体化したものである。特に、避難所運営の中核を担う町内会組織代表者、自主防災組織代表者や町担当職員、施設管理者等は、本マニュアルを参考に平常時から備えるとともに、地域の自主防災活動において本マニュアルを活用して地域の防災力を高め、避難所開設時際には手引書として活用することを期待する。

3. マニュアルの構成

避難所の運営は、災害発生直後から時間の経過に伴い対応すべき課題が変化する。このため、本マニュアルでは以下の4つの時期に分けて、それぞれの時期に応じた行動を整理している。

■災害時の時系列的な避難所の状況

時 期	避難所の状況	記載ページ
初動期 災害発生直後 ～ 24時間	・避難者が殺到し、精神的にも不安定な状況。 ・町は避難所全体の把握が困難。 ・町担当職員や施設管理者が避難所に到着する前に、避難者が鍵を壊して施設内に入ることも予想される。 ・余震による二次災害のおそれ、火災の延焼拡大、危険物漏洩等により、避難者が混乱。 ・食料や物資の不足による配布調整の必要が生じ、トラブルが発生しやすい。 ・各種情報の不足で、避難者の不安が拡大。 ・避難行動要支援者の状況把握が困難。 ・安否確認の問い合わせが殺到。	第2章 避難所の開設 (初動期) P 7～
展開期 24時間目 ～ 3週間程度	・食料や物資は概ね供給されるようになるが、避難者が流動的な段階。 ・避難者が落ち着きを見せ始める一方で、健康状態の悪化や衛生環境の悪化が予想される。 ・ライフラインの回復が遅れている場合、飲用水や生活水の確保、入浴の機会といった要望が、避難者のみならず在宅被災者も含めて、拡大することが予想される。 ・ボランティアの人数や物資等については、避難所間で格差が生じる場合がある。	第4章 避難所の運営 1. 展開期 (24時間目～ 3週間程度) P 17～
安定期 3週間目以降	・被災地外からの支援活動が本格化し、マンパワーが期待できる段階。 ・避難者の退所が増え、避難所運営体制の見直しが必要となる。 ・避難生活の長期化に伴い、プライバシー確保等の対策が必要となる。 ・避難者の通勤通学が始まり、避難所は生活の場としての性格が強まる。 ・学校が避難所の場合、教職員が本来業務へシフトする。 ・避難所内外の避難者間の公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始める。	第4章 避難所の運営 2. 安定期 (3週間目以降) P 41～
撤収期 ライフライン 回復後	・避難所の状況は概ね落ち着いた状態。 ・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。 ・避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不満や不安が強まる段階。 ・町では、住まいの確保が最重要課題となる。 ・避難者に対するこころのケア等の保健・医療サービスの一層の充実が求められる。 ・ボランティアも減少し、運営体制の維持が困難となる。 ・季節の変化に伴い、それまでと異なった対策が求められる。 ・仮設住宅の提供等により、町は避難所の撤収に向けての調整等を開始。	第4章 避難所の運営 3. 撤収期 (ライフライン 回復後) P 46～

4. マニュアルの概略（各段階における避難所の業務）

1. 初動期（P 7～） 【災害発生直後～24時間】	担当区分	2. 展開期（P17～） 【24時間目～3週間程度】	3. 安定期（P41～） 【3週間目以降】	4. 撤収期（P46～） 【ライフライン回復後】	事前対策	
1 施設の解錠（原則、町担当職員） ↓ 2 避難所の開設準備 （町担当職員、施設管理者、避難者リーダー） ①避難者の安全確保 ②施設の安全確認 ③避難者グループの編成 ④負傷者・避難行動要支援者の救護 ↓ 3 避難スペースの確保 （避難者リーダー、町担当職員、施設管理者） ①避難スペースの選定 ②要配慮者への配慮 ↓ 4 避難所の開設 （町担当職員、施設管理者、避難者リーダー） ①避難者の受け入れ ②資機材、食料、物資等の確認 ③町災害対策本部への報告 ④広報 【避難所運営組織の結成】 ●会長（1名）、副会長（およそ2名）の選出 ●運営班の設置 ・右の9つの運営班を設置 ・各運営班は、班長、副班長（各1名）と班員（3～5名）から構成 ●避難所運営委員会の設置 構成員： 会長、副会長、各運営の班長、町担当職員、施設管理者、必要に応じてオブザーバーとして各社会福祉団体等の代表者が出席	町担当職員 施設管理者	①避難所運営委員会の設置 ②施設、設備の点検・管理 ③避難所間での避難者の割り振りに対する対応 ④町災害対策本部への定時報告 ⑤町災害対策本部からの情報収集及び避難者への提供 ⑥取材への対応 ⑦運営班の業務のサポート ⑧秩序維持	①避難所運営委員会への協力 ②継続業務の実施	①継続業務の実施	町	○避難所の周知
	避難所運営委員会	①避難所運営委員会の活動	①継続業務の実施	②避難所集約に伴う移動		
	総務班	①避難所運営委員会の事務局業務	②避難所運営委員会の体制の再構築	③避難者への撤収の働きかけ		
	被災者管理班	①避難所収容者名簿の作成・管理	③長期化に伴う避難所運営ルールの改善検討	④避難所閉鎖後の正常業務の体制整備		
	情報班	②施設、設備の点検・管理	④空いたスペースの再活用及び施設再開の準備	①撤収・集約に向けた避難者の合意形成	町内会組織代表者・自主防災組織代表者・施設管理者	○避難所の受け入れスペース等の検討（町内会組織代表者、自主防災組織代表者と共同）
	施設管理班	③避難所間での避難者の割り振りに対する対応	①避難所収容者名簿の更新	②避難所の後片付け		
	食料物資班	④避難所内での移動の実施	②空いたスペースの把握	③避難所運営委員会の解散		
	救護班	①避難所の安全確認及び危険箇所への対応	①復興支援のための情報収集と広報	①避難所収容者名簿の更新と退所後の連絡先の把握		
	避難行動要支援者避難支援班	②要配慮者の状況・ニーズの把握	①要望に対応した施設管理	②使用した備品・設備の片付け、避難所収容者名簿資料等の避難所運営委員会への提出		
	衛生班	③要配慮者への支援	②空いたスペースの再活用及び施設再開の準備	③復興支援情報等の情報収集と避難者への情報提供		
	ボランティア班	④ボランティアの受け入れ	①要望に対応した食料・物資の調達	④使用した備品・設備の片付け、作成した広報資料等の避難所運営委員会への提出		
		⑤ボランティアの管理	②炊き出しへの対応	⑤施設再開準備に向け、段階的な避難所利用スペースの縮小		
			③食料・物資の管理	⑥避難所の閉鎖に向けた避難所全体の撤収計画の作成		
			④生活不活発病への対応	⑦施設再開準備に向け、段階的な避難所利用スペースの縮小		
			⑤長期化に伴う被災者への救護対応	⑧未使用の食料・物資の在庫把握、並びに作成資料とともに避難所運営委員会へ提出		
			⑥心のケア対策	⑨自立困難な避難者の対応（継続的な地域での支援体制の検討、長期的な受け入れ施設への収容検討等）		
			⑦生活不活発病への対応	⑩施設再開準備に向け、段階的な避難所利用スペースの縮小		
			⑧長期化に伴う被災者への救護対応	⑪未使用の備品の在庫把握、並びに作成資料とともに避難所運営委員会へ提出		
			⑨心のケア対策	⑫ボランティア団体等の撤収のための調整・協議		

第1章 避難所の役割

1. 避難所の目的

指定避難所（以下「避難所」という）とは、町があらかじめ指定している避難施設で、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする地域住民を臨時に収容することを目的とする。

2. 避難所の機能

避難所は、住民の生命の安全を確保する避難施設として、災害発生直後は生命の安全確保と安全に過ごせる場所の提供を行う。

また、地震の揺れや浸水被害等が収まっても、家屋の被害や電気、ガス、水道等のライフラインの途絶により生活が困難になったときには、在宅被災者も含めて地域住民への生活支援を行う拠点となる。

避難所で提供する生活支援の主な内容は以下のとおりである。

■避難所で提供する主な生活支援の内容

支援分野	支援項目	内 容
安全・生活基盤の提供	a. 安全の確保	生命・身体 of 安全確保
	b. 水・食料・物資の提供	水・食料・被服・寝具等の提供
	c. 生活場所の提供	就寝・安息の場の提供 最低限の暑さ・寒さ対策 プライバシーの確保
保健・衛生の確保	d. 健康の確保	傷病を治療する救護機能 健康相談等の保健医療機能
	e. 衛生的環境の提供	トイレ・入浴・ごみ処理等
情報支援	f. 災害情報の提供	被害状況、安否等の情報
	g. 生活支援情報の提供	営業店舗や開業医の情報
	h. 復興支援情報の提供	生活再建・仮設住宅・復興等に関する情報
コミュニティ支援	i. コミュニティの維持・形成支援	避難者同士の励まし合い・助け合い
		近隣住民との従前のコミュニティを維持

3. 対象とする避難者

このマニュアルでは、対象とする避難者を次に示すとおりとする。

【住居等の被災者】

災害で住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者。

【避難勧告等の対象地域の居住者】

- ・避難勧告及び避難指示（緊急）の対象となる者。
- ・避難勧告及び避難指示（緊急）は発せられていないが、緊急に避難する必要のある者。

【帰宅できない旅行者等】

交通機関の被災により帰宅困難となった通勤・通学者や旅行者等。

【要配慮者】

災害発生時に、自助による避難行動が困難である高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等。

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

【在宅被災者等】

食料の供給等の救援が必要な在宅被災者や車で避難生活をおくる車中泊避難者。

4. 用語の定義

【避難所】

学校、公民館等の既存の建物で、災害により被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に収容し、被災者に安全と安心の場を提供するところとして内灘町が指定している指定避難所をいう。

内灘町では、現在33箇所を指定している。

【避難勧告と避難指示（緊急）】

町長が、災害の発生やその恐れがある場合に、住民に対して避難を呼びかけること。内灘町では、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により発令基準等をまとめている。

- ・避難勧告　：安全のために立ち退きを勧め又は促すもの。
- ・避難指示（緊急）　：避難勧告より拘束力が強く、安全のために緊急の立ち退きを指示するもの。

【避難準備・高齢者等避難開始】

町長が、災害が発生するおそれがある場合に、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものに対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの。

【自主防災組織】

住民が地域ごとに団結して、地域ぐるみで自主的に防災活動を行うための集まり。

【避難者リーダー】

避難所開設時に指導的立場から避難者を誘導する、避難した町内会組織、自主防災組織等の会長等の役員の方々。

避難所運営委員会が設置されるとその役を同委員会に移行する。

【町担当職員】

避難所の運営に従事する町職員。

【施設管理者】

避難所に指定されている公民館や小・中学校等の教育施設、体育施設、文化施設を管理する立場の者（館長、校長又は教頭等）。

【避難所運営委員会】

避難所の運営を自主的に協議し、決定するために、避難者の代表者、町担当職員、施設管理者等で構成する運営機関。

【町災害対策本部】

災害時に町長を本部長として、内灘町役場に設置され、地域の災害対応全般に当たる組織（「内灘町災害対策本部」）。

【組長】

組長は避難者グループの代表者として、組員の人数の確認や、組員の意見をまとめて避難所運営委員会に連絡、また、避難所運営委員会での伝達事項を組員に伝える等の役割を担う。

【在宅被災者等】

被害を受けながらも、避難所に入らず自宅や自動車等で生活する被災者。

第2章 避難所の開設（初動期）

★初動期とは・・・

災害発生直後～24時間までの時期であり、災害直後の混乱した状態の中で、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間。

1. 避難勧告等の発令時における避難行動

町長より、避難勧告・指示（緊急）や避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、地域住民は以下のことに留意し、速やかに指定された避難先に避難するものとする。

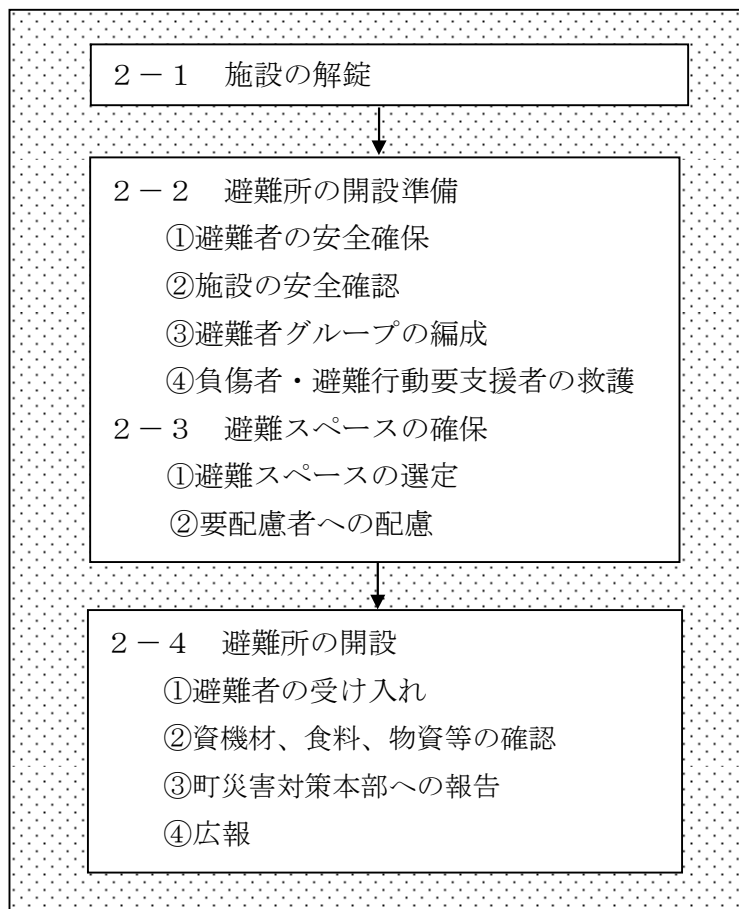
- 情報を受け取った地域住民は、隣近所の人に情報を伝えると同時に、互いに安否確認を行う。
- 隣近所に要配慮者がいる場合は、優先的に情報伝達及び安否確認を行うほか、避難行動の支援を行う。
- 避難は、徒歩で行うことを原則とする。
- 警察官、町の職員等の誘導に従い、各地区の単位ごとの集団避難に心掛け、避難路等の安全を確認しながら、速やかに避難する。

2. 避難所の開設

災害発生直後における避難所の開設・運営の責任者は、原則として町担当職員とし、施設管理者、避難者リーダーは、避難所の開設・運営に関して町担当職員に協力する。

但し、町担当職員が不在で、かつ緊急を要する場合は、施設管理者、避難者リーダーがその役割を補完するものとする。

【 避難所の開設の流れ 】



(1) 施設の解錠

避難所の開設は、原則として町がその要否を判断し、施設の解錠は町担当職員を派遣し、その職員が施設管理者の協力を得て行うものとする。

なお、緊急的な避難を要する場合に備えて、住民等の判断により避難所を開設できるよう、事前に施設管理者との打合せを行い、あらかじめ鍵の管理方法を取り決めておく必要がある。→【第5章5．避難所の鍵の保管（P55）】

(2) 避難所の開設準備

避難所の開設準備は、町担当職員、施設管理者、避難者リーダーが適宜、避難者の協力を得ながら、次の業務を行う。

①避難者の安全確保

ア．避難者の建物内立入は、町担当職員又は施設管理者が確認してから行うことを基本とし、開設準備中は建物外での待機を呼びかける。

イ．なお、待機の際には、自主防災組織、町内会組織の班ごとにまとまって集まるように心がける。

ウ．雨天時や厳寒期には、改めて場所割りすることを前提に施設内に誘導する。

- エ. 避難者の移動経路（敷地入口から建物入口まで）と物資輸送車両の進入経路上は、駐車禁止とする。

②施設の安全確認

- ア. 町担当職員または施設管理者は、【様式 1－1】：避難所被害状況チェックリスト（木造建築物用）（資-1）、【様式 1－2】：避難所被害状況チェックリスト（コンクリート造等建築物用）（資-2）を活用し、施設の安全性を応急的に判断する。可能な限り二人一組で互いの安全を確認しながら実施する。
- イ. 安全性の判断は、専門家の判断を得ることが望ましいが、手配できない場合には、町担当職員、施設管理者等が目視により行い、状況が落ち着いたら速やかに専門家による危険度判定を受ける。
- ウ. 明らかに危険と認められる場所は、直ちに立入り禁止とする。
- エ. 町担当職員または施設管理者は、避難者から協力者を募り、【様式 2】避難所開設チェックリスト（資-3）により、実施項目に漏れがないか確認をしながら、手分けして開設準備を行う。
- オ. 町担当職員は、火災や津波、河川氾濫、土砂災害等により、避難所周辺に二次災害の危険がないことを確認する。

③避難者グループの編成

- ア. 避難者リーダーが中心となって、避難者グループの編成を行う。
- イ. 一つの避難者グループは、居住スペースの部屋（仕切り）単位として、多くても 40 人程度を目安に編成する。
- ウ. 原則として、世帯を一つの単位とし、地区ごとにまとめ、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境づくりに配慮する。
- エ. 通勤・通学者、旅行者等については、あまり長く避難所にはとどまらないと考えられるため、地域の避難者グループとは分けて編成する。
- オ. 各避難者グループには、1 名ずつ組長をおく。
- カ. 事前に、町内会組織や自主防災組織で避難者グループの編成について検討しておく。→【第 5 章 4. 避難所運営組織及び避難者グループの編成（P54）】

ポイント

▼避難者グループの編成では遅れて避難してくる家族の分を考慮する。

→家族で避難してくる場合、家族の一部だけ先行して避難してくるケースもあるため、遅れて避難してくる家族の分も考慮した上で、編成することが理想である。

▼避難者グループの編成では地区ごとにまとめる。

→避難生活が長期化した場合は、コミュニティの確立が避難所運営の観点から重要となる。このため、避難者グループ編成では地区ごとにまとめ、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境づくりに配慮する必要がある。

④負傷者・避難行動要支援者の救護

- ア. 避難者リーダーは、「避難行動要支援者名簿」に登載されている避難行動要支援者の避難状況の確認を行う。
- イ. 緊急の救護を要する避難者については、口頭等により、直ちに負傷内容を確認する。
- ウ. 避難者の中から医師や看護師を募り、協力を要請する。医師や看護師がいない場合は、町担当職員を通じて町災害対策本部へ連絡し、医療機関への搬送等を手配する。
- エ. 介護が必要な避難者がいる場合は、具体的な支援内容を確認し、状況に応じて町担当職員を通じて町災害対策本部へ連絡し、福祉避難所への入所を要請する。

(3) 避難スペースの確保

避難者リーダーは、施設内のどの部分を避難者の受け入れスペースとして利用するか、町担当職員、施設管理者と共同で決めていく。

なお、災害が発生してからでは混乱するため、町担当職員、施設管理者は、避難対象となる町内会組織代表者、自主防災組織代表者と平常時から協議しておく。

→【第5章3. 避難者の受け入れスペース等の検討（P51）】

①避難スペースの選定

- ア. 避難者の受け入れスペースを確保しながら、避難所の管理や運営に必要な場所を決めていく。管理や運営に必要な場所等については、なるべく避難者の活用スペースとはしない。
- イ. 避難者の受け入れスペースとして利用する場所には、だれにでも分かるように張り紙やテープを張り、利用目的やその範囲等を明示する。

②要配慮者への配慮

ア. 高齢者や乳幼児及び妊産婦への配慮

高齢者や乳幼児等は、寒暖の差など、環境の変化への対応力が低いことが考えられるので、心身に負担の少ない過ごしやすい部屋（和室や空調設備のある部屋）を優先的に提供する。

イ. 歩行が困難な要配慮者への配慮

下肢障害等により、歩行が困難な要配慮者は、階段の昇降が非常に負担となるので、1階の部屋を優先的に提供する。

ウ. 精神障害者や知的障害者への配慮

精神障害者や知的障害者の場合、急な環境変化に対応することができず、時にパニックになる可能性があるため、家族単位で居住が可能な小さな部屋を提供する。

エ. 視覚障害者への配慮

視覚障害者は、壁よりの場所を割り当てるように配慮する。

※小部屋を確保できない場合は、避難所のスペースの一部に要配慮者の専用スペースを確保し、間仕切り板、簡易ベッド、車椅子、障害者用トイレ、スロープ等の整備

に努める。

ポイント

▼避難スペースは仮のものであり、移動があり得ることを周知する。

→避難スペースが早いもの順で決まり、トラブルの原因となるケースがみられた。このため、避難スペースは仮のものであり、移動があり得ることを予め避難者に伝えておき、要配慮者が後から避難してきた場合、移動してもらうことなどを周知しておく必要がある。

(4) 避難所の開設

避難所の開設にあたって、町担当職員、施設管理者、避難者リーダーは、適宜、避難者の協力を得ながら、次の業務を行う。

①避難者の受け入れ

ア．要配慮者を優先して誘導する。

イ．受付窓口を設置し、**【様式3】避難者カード（在宅被災者等を含む）（資-4）**を配布して、世帯ごとに1枚記入してもらう。

- ・記入項目は、住所、氏名、緊急時の連絡先等。
- ・名簿には特別な食料の要否（アレルギー、乳幼児、宗教的理由等）、医療関係での対応の要否、介護の要否等、必要な支援内容を記入する。
- ・自宅等で寝泊まりする在宅被災者等にも、食料の提供等の生活支援を行う必要があるため、記入を依頼し把握に努める。

ウ．ペットを同伴してきた避難者がいた場合は、補助犬・盲導犬・介助犬以外は原則として、避難所の居住部分では受け入れられないことを説明し、屋外の飼育専用スペースでの飼育を要請する。

②資機材、食料、物資等の確認

ア．放送室、放送設備（使用不能な場合は、メガホン、拡声器等）、通信機器、事務機器の利用の可否等、避難所運営に必要な設備を確認する。

イ．避難所収容者名簿から、食料・物資等の必要数を把握するとともに、備蓄品を確認する。

ウ．設備や備蓄品が足りない場合は、町災害対策本部への定時報告時に要請する。

③町災害対策本部への報告

避難所がどのような状況にあるかを、町災害対策本部へ報告する。

ア．町災害対策本部への報告は、原則として町担当職員が行う。町担当職員が不在の場合や緊急の場合は、避難者リーダーが代行する。

イ．町担当職員は、**【様式4-1】避難所状況報告書（初動期用）（資-5）**を用いて、参集直後（第一報）、3時間後（第二報）、6時間後（第三報）の3回の報告を

行うことを原則とする。

- ウ．第一報は、避難所の状況や周辺状況等について、その時点で分かるものを報告する。第二報、第三報は、避難者数や緊急を要する事項等について報告する。
- エ．第四報以降は、【様式4－2】避難所状況報告書（資-6）を用いて1日最低1回は報告をする。
- オ．報告手段はFAXもしくは電話とし、それらが使用できない場合は伝令により連絡する。

④広報

- ア．町担当職員は、避難所が開設されたことを避難者や避難所の周辺に広報する。
- イ．広報には、地域の有線放送を利用するほか、町災害対策本部を通じて、町防災行政無線、広報車、内灘町安全・安心情報サービス（災害情報メール）やコミュニティFM等を利用する。
- ウ．避難所内の受付場所までの道順等を張り紙や看板等で示す。

第3章 避難所運営組織

1. 避難所運営組織の基本

避難所での生活は、災害による精神的な不安や日常生活の不便、共同生活による不自由等の制約が強られる。このような状況の中で、多くの人が長期間にわたり共同生活を営むためには、一定のルールに従った組織が必要となる。

このため、できるだけ早期に、避難者による避難所の自治を行う避難所運営組織を結成し、避難者自らが避難所を運営する体制を整え、行政は後方支援を行うものとする。

2. 避難所運営組織づくり

(1) 会長、副会長の選出

避難者をとりまとめ、混乱なく避難所を開設するため、避難所運営の中核となる人物（会長1名、副会長およそ2名）を選出する。

避難所運営の中核となる人は、以下の中から選出する。

- ・町内会組織の役員
- ・自主防災組織の役員
- ・その他、避難者から推薦された人等

(2) 運営班の設置

避難所内での具体的な業務を執行、運営するために、「総務班」、「被災者管理班」、「情報班」、「施設管理班」、「食料物資班」、「救護班」、「避難行動要支援者避難支援班」、「衛生班」、「ボランティア班」の9つの運営班を置くものとする。

①各運営班は、班長、副班長（各1名）と班員（3～5名）から構成する。

②自主防災組織員が存在する避難所では、組織員の中から班長を選定することが望ましい。

③班長は、避難者の中から班員を選出する。なお、班員の健康状態や業務量の多少により、班員の交替や増減を配慮する。

④避難所の運営において、男女双方の視点による対応が必要なことから、できる限り、男女のバランスがとれた編成とする。

各班の業務内容は次のとおりである。

■設置する運営班と業務内容

名 称	主な業務内容
総務班	避難所運営業務全般のとりまとめ 避難所運営委員会の事務局業務
被災者管理班	避難所収容者名簿の作成・管理
情報班	各種情報の収集・提供
施設管理班	施設管理、設備・資機材の調達
食料物資班	生活物資や食料の調達・管理・配布
救護班	医療救護、被災者への精神的な対応
避難行動要支援者避難 支援班	避難行動要支援者及び要配慮者からの相談・要望に対応
衛生班	衛生管理への対応
ボランティア班	ボランティアの受け入れ対応

3. 避難所運営委員会の設置

(1) 避難所運営委員会の構成員

先に選出した会長、副会長、各運営班の代表者（班長、副班長等）、町担当職員や施設管理者により構成される避難所運営委員会を設置する。

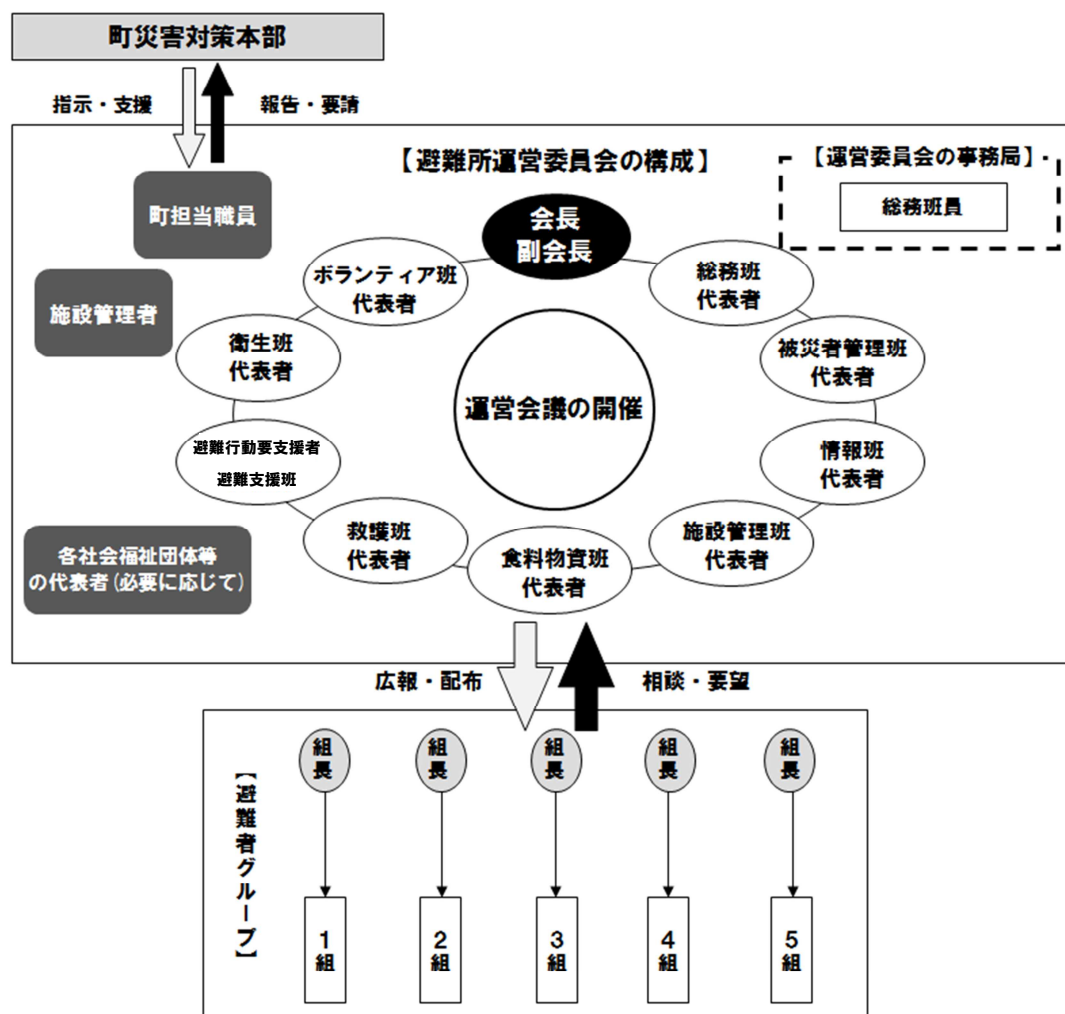
【様式5】避難所運営組織（資-7）

なお、必要に応じて、オブザーバーとして、各社会福祉団体等の代表者に出席を要請する。

(2) 避難所運営委員会の役割

- ①避難所運営委員会は、避難所の運営方針を決定する最高決定機関として避難所生活全般に関わる。
- ②避難所運営委員会では、避難所内でのルール決定・変更の徹底、避難者の要望、意見等の取りまとめ、町や関係機関との連絡調整等を行う。
- ③円滑な避難所運営を行うために、運営に係る事項を協議し、避難所運営ルールを策定する。【参考1】避難所運営ルール（案）（資-26）

【 避難所運営委員会の体系図 】



第4章 避難所の運営

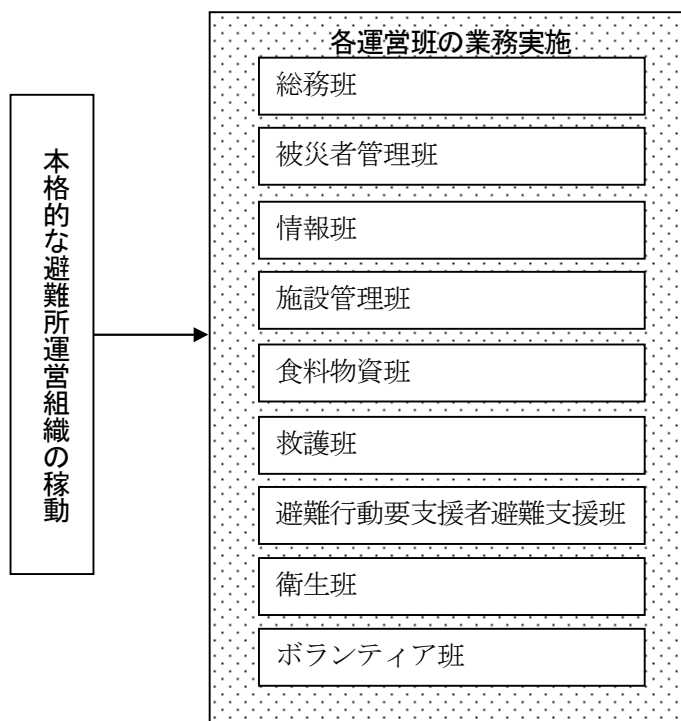
避難所の運営は、避難者の自力での生活再建の原則に基づいて、避難者を主体とする避難所運営委員会が担う。

4-1 展開期（24時間目～3週間程度）

★展開期とは・・・

概ね災害発生から24時間目～3週間程度の期間で、避難者が避難所のルールに従って一応の生活の安定を確立する時期であり、本格的な避難所運営組織を設置し、避難者自らが自力再建への足場を獲得するための支援を行う期間。

【 展開期の業務実施の流れ 】



1. 町担当職員・施設管理者の業務

(1) 避難所運営委員会の設置

自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、町担当職員、施設管理者が中心となり、できるだけ速やかに避難所運営委員会を設置する。

(2) 施設、設備の点検・管理

施設管理者は、施設の安全点検や設備・備品の点検・管理など、平常時の施設の管理同様、災害時においても施設の管理を行う。また、施設及び施設内の物品等の使用について許可の権限を有するとともに、使用方法についても指導、助言を行う。

(3) 避難所間での避難者の割り振りに対する対応

避難所の安全性に危険がある場合は、他の避難所への避難者の割り振りを町災害対策本部に要請する。

(4) 町災害対策本部への定時報告

町担当職員は、町災害対策本部が避難所の状況を確認できるよう、毎日定時に【様式4-2】避難所状況報告書(資-6)を用いて報告する。

また、避難所の運営上、不足している人員(町職員やボランティア)、避難所において必要となる食料、物資、設備等を要請する。

【様式6】主食依頼票(資-8)、【様式7】物資依頼票(資-9)

なお、町担当職員が不在の場合や緊急の場合は、会長が代行する。

(5) 町災害対策本部からの情報収集及び避難者への提供

町災害対策本部から発表される被災者支援に関する情報や、災害救助活動に関する情報等を収集し、情報班を通じて避難者に提供する。

(6) 取材への対応

マスコミの対応は、原則として避難所ごとで対応するのではなく、町災害対策本部が対応することとし、町災害対策本部への問い合わせを促すよう努める。

(7) 運営班の業務のサポート

避難所運営上必要となるスペースの確保など、施設利用に際しての相談や避難所運営ルールの検討など、運営班の業務のサポートを行う。

(8) 秩序維持

避難所内での迷惑行為の防止や、避難所の共同生活の秩序を守るための問題の解決にあたる。

2. 避難所運営委員会の業務

(1) 避難所運営委員会の活動

①避難所運営の方針決定

避難所運営委員会は避難所の運営全般について協議を行い、方針を決定する。

②避難所運営委員会の開催

ア. 避難所運営委員会の議長は会長が努め、事務局は総務班が担当する。

イ. 毎日1回以上、時間を定めて開催する。

ウ. 委員会には、施設管理者、町担当職員も参加する。また、必要に応じて、オブザーバーとして、各社会福祉団体等の代表者が参加する。

エ. 設備・食料・物資など、必要があるものを町災害対策本部へ要請するため、各運営班から状況報告と要望を受ける。

オ. 決定事項は、文書掲示又は配付等により、適宜、避難者に通知する。

(2) 支援サービス窓口の設置

避難所運営委員会は、各運営班に対して、次の支援サービス窓口の設置を依頼する。

ア. 意見箱・相談窓口：避難者ニーズの把握

→「総務班」

イ. 避難所受付窓口：避難者の登録、出入りの管理

→「被災者管理班」

ウ. 要配慮者窓口：避難行動要支援者及び要配慮者の相談・要望の受け付け

→「避難行動要支援者避難支援班」

エ. 食料・物資配布窓口：物資等の配布

→「食料物資班」

オ. 広報窓口：施設内の広報に関する問い合わせ対応

→「情報班」

カ. ボランティア支援の受付窓口：ボランティア支援の受け付け

→「ボランティア班」

(3) 避難所間での避難者の割り振りに対する対応

避難所のスペースに余裕がある場合は、追加受け入れ可能な避難者数について検討し、町担当職員を通じて町災害対策本部へ連絡する。

(4) 避難所内での移動の実施

避難者のプライバシー保護や避難者の減少等を勘案し、避難所運営委員会で協議した上で、必要に応じて避難者の居住場所を変更し、情報班を通じて避難者に周知する。

3. 避難所運営班の業務

避難所運営委員会を構成する運営班は、避難者とともに避難所を安定的、かつ衛生的に運営するため、9班体制で運営する。班の役割分担の詳細は以下のとおりとする。

(1) 総務班の業務

①避難所運営委員会の事務局業務

避難所運営委員会の事務局として、避難所運営委員会規約の作成、定例会議等の開催連絡、協議事項の整理、必要な資料作成等を行う。

【参考2】避難所運営委員会規約（案）（資-27）

②避難所運営の記録

避難所の運営の記録を作成する。避難所内の情報を記録することは避難所での出来事を正しく残すだけでなく、後世への教訓としても非常に有用な資料になる。

【様式8】避難所日誌（資-10）

③避難所運営ルール作成と風紀・防犯対策

ア. 避難所を快適に利用できるよう、避難所運営ルールを作成し、周知する。

【参考1】避難所運営ルール（案）（資-26）

イ. 風紀・防犯対策を徹底する。

ウ. 避難所内での迷惑行為の防止や、共同生活の秩序を守るために、問題解決にあたる。

④意見箱・相談窓口の設置

避難所内において、意見箱を設置し、避難者のニーズを把握するとともに、避難者の苦情等を円滑に処理するための相談窓口を設置する。

⑤取材への対応資料作成

マスコミの対応は、原則として町災害対策本部が行う。その取材に対応するための資料を、町災害対策本部の指示に従い、町担当職員及び施設管理者と協力して作成する。

⑥避難所周辺の交通整理

必要に応じて施設管理班、ボランティア班と協力し、避難所周辺の交通整理を実施する。

(2) 被災者管理班の業務

①避難所収容者名簿の作成・管理

ア. 集まった避難者カードより、【様式9-1】避難所収容者名簿（避難所）（資-11）

【様式9-2】避難所収容者名簿（在宅被災者等）（資-12）を作成する。

イ. 避難者の状況（現在人数、入所者人数、退所者人数）を整理し、避難所運営委員会に報告する

ウ. 在宅被災者等の把握に努める。

エ. 外泊者については、【様式10】外泊届（資-13）を作成し、組長を通じて外泊届を受理し、把握する。

オ. 退所の際には、退所月日を、【様式9-1】避難所収容者名簿（避難所）（資-11）、【様式9-2】避難所収容者名簿（在宅被災者等）（資-12）に記録する。

ポイント

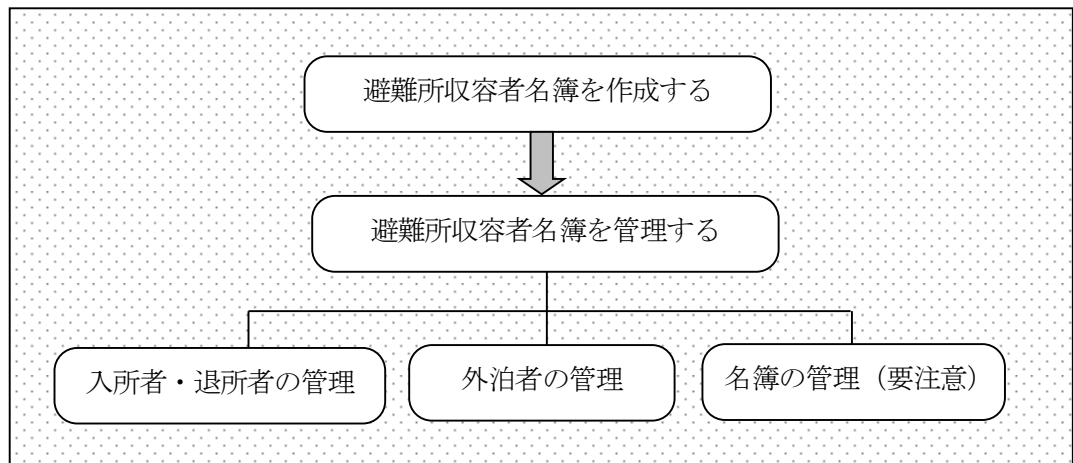
▼在宅被災者等の把握に努める。

→東日本大震災では、支援の必要な在宅被災者等が多く存在した。在宅被災者等にも支援が必要であることを踏まえ、在宅被災者等の把握に努める必要がある（把握しなければ、避難所内での配給や物資の提供において不足が生じる可能性がある）。

②名簿の公開

- ア. 災害発生直後は、安否確認に対応するために、受付近くに避難所収容者名簿を掲示する。
- イ. 避難者のプライバシーを保護するため、個人情報限定する。
- ウ. 問い合わせが減少した場合は、プライバシー保護の観点から掲示を止める。

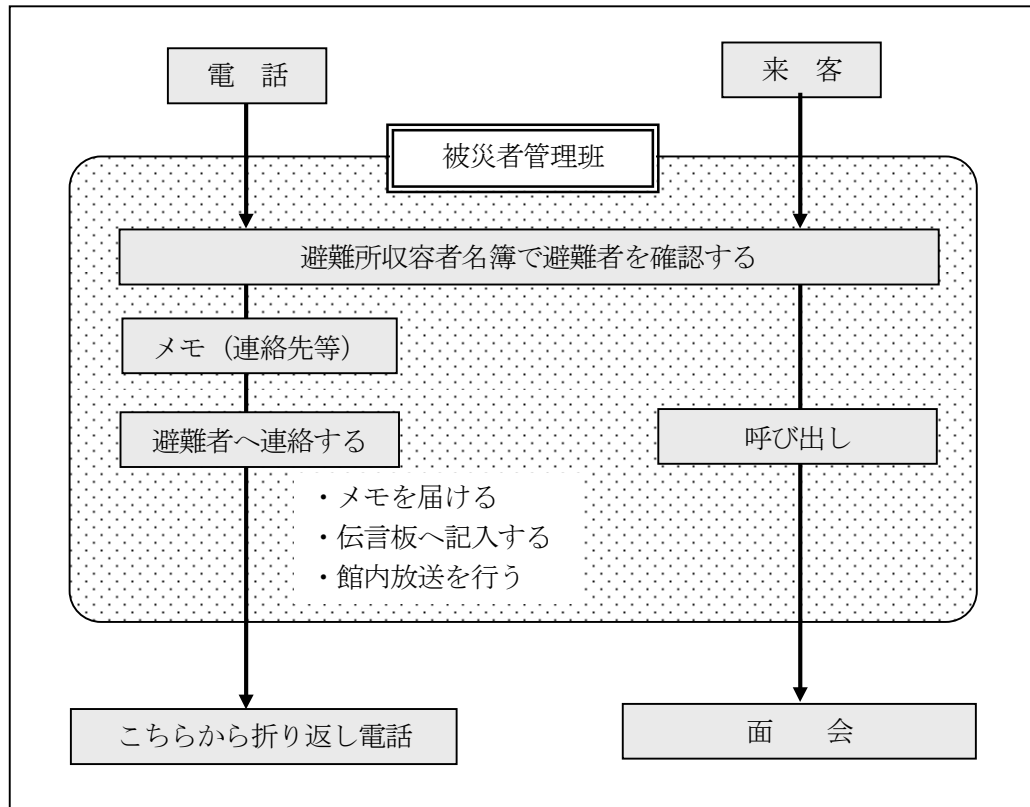
【 避難所収容者名簿の作成・管理 】



③安否確認等問い合わせへの対応

- ア. 電話等による安否確認や所在確認の問い合わせ、また、避難者の呼び出しに対応する。
- イ. 施設内の電話は直接避難者に取り次がないで、伝言を伝え、折り返しかけ直してもらう（被災直後は施設あてにかかってくる電話と避難者あての電話で非常に混乱する）。
- ウ. 安否確認には避難所収容者名簿に基づいて迅速に対応し、来訪者（部外者）には、避難者のプライバシーと安全を守るため、受付を一本化し、避難所内にむやみに立ち入ることを規制する。
- エ. 避難者へ伝言する（要配慮者については、その障害等に対応した適切な手段により、確実に伝達する必要がある）。
- オ. 来訪者の対応を行う。
- カ. 放送設備で避難者の呼び出しを行う場合には、他の避難者への迷惑も考えて必要最小限にとどめ、時間を決めて行うなどの工夫をする。

【 問い合わせへの対応 】



④郵便物・宅配便等の取り扱い

ア. 郵便物等については、郵便局員や宅配業者から避難者へ直接手渡してもらう。

イ. 避難者の人数が多い場合等には、郵便物等を受付で保管する。

この場合、【様式11】郵便物等受取り票（資-14）を作成し、郵便物等の紛失がないよう十分に注意する。

（3）情報班の業務

①情報収集

以下の情報を収集・整理し、被災者に役立つ情報について適切な広報手段を選び広報を行う。

ア. 各運営班からの広報事項の要望

イ. 町担当職員、町災害対策本部から発表される被災者支援に関する情報や災害救助活動に関する情報

ウ. 避難所周辺の復興状況等

エ. 他の避難所の状況（情報交換）

オ. テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等のあらゆるメディアからの情報

②避難所内での情報伝達

ア. 避難所内での情報伝達は、原則として文字情報とする。

イ. 掲示板を作成し、施設内入り口近くなど、見やすい位置に設置する。

ウ. 掲示板や張り紙、連絡用紙など、適当な広報手段を選び広報する。

エ. コミュニケーションの向上のため、ホワイトボード等による伝言板を避難所内に設置する。

オ. 聴覚、視覚等の障害のある人に対しては、障害者団体（ボランティア含む）等の連携協力を得て、文字情報、点字広報、手話通訳の情報提供に努める。

カ. 外国人に対しては、石川県国際交流協会やボランティア等の連携協力を得て、外国語

による情報提供やイラストを併記するなど、確実に伝達する。
 キ. 避難者へ定期的に掲示板を見るように呼びかける。

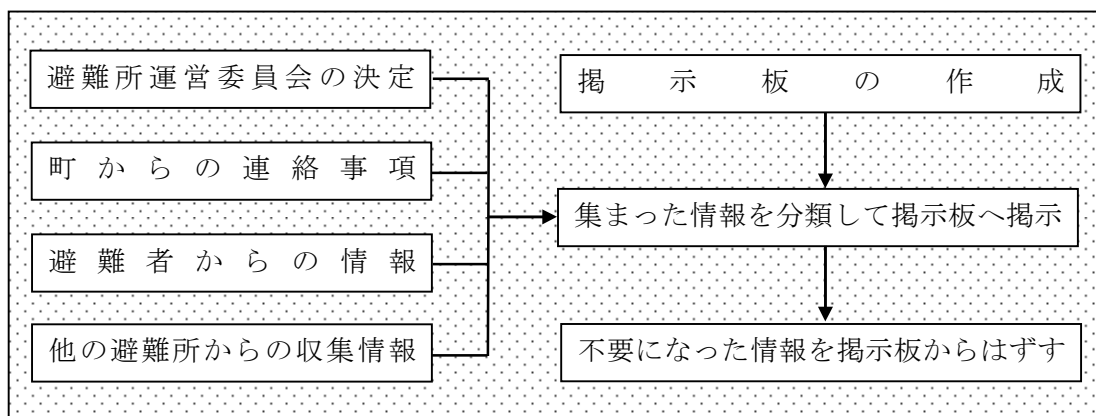
③広報窓口の設置

広報窓口を設置し、施設内の広報に関する問い合わせに対応する。

【 掲示板の作成例 】



【 掲示板の管理 】



(4) 施設管理班の業務

①避難所の安全確認及び危険箇所への対応

- ア. 施設管理者の協力を得ながら、ガラスの破損や壁の剥落など、避難所として利用するに当たって危険となる箇所の調査、修理・補修等の対策を計画的に進める。
- イ. 張り紙やロープ等で危険箇所を明確にし、バリケードで立入りを禁止する。

②施設利用スペースの確保

- ア. 避難所運営上必要となるスペースを確保する。
- イ. 既に避難者が占有している場合には、事情を説明して移動してもらう。
- ウ. 施設管理者のアドバイスのもと、仮設トイレの設置場所、食料・物資の保管場所、トラック等の駐車場所、荷降ろし場所など、様々な施設利用の場所選定を行う。
- エ. 女性の着替えや授乳等に配慮し、他人の目につかない場所を確保する。学校の体育館やプールに付随する更衣室の利活用のほか、適当な部屋を更衣室として確保する。

③防火・防犯対策

- ア. 火気の取扱い場所を制限するとともに、取り扱いにも注意する。
- イ. 基本的には、室内は火気厳禁・禁煙とし、喫煙は定められた場所でのみ許可する。
- ウ. 防火、防犯のため、夜間の巡回を行うとともに当直制度を検討する。
- エ. 防犯活動が必要と認められる場合には、警察及び町防犯と交通安全推進隊等の協力を得て、避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。

ポイント

▼夜間の防犯対策強化

→避難所には多くの人が来訪し、盗難の発生や不審者が出没するケースがみられ、また、夜中に叫び出す人等もあり、夜間、巡回を行うなどの防犯対策が必要である。

④必要となる設備・備品の確保

- ア. 備蓄資機材・設備を確認し、利用できるように施設に配置する。避難者の混乱を避けるため、組み立て式の仮設トイレの設置や自家発電機、照明器具等の設置を優先的に実施する。
- イ. 避難所運営に必要な設備や資機材を調査し、各運営班とも協議しながら要望を整理し、町担当職員を通じて町災害対策本部に要請する。
- ウ. 特に優先事項として、仮設トイレの確保を図る。
(概ね100人あたり1基を目安に確保し、状況に応じて増設を要請する。)
- エ. 要配慮者に配慮して、洋式仮設トイレやポータブルトイレ等の設置について検討する。
- オ. 防犯上、トイレは、夜間あまり暗くならない場所に設置する。
- カ. ある程度のトイレ基数が確保された段階で、男女別の専用トイレとして区分する。
- キ. 寒暖対策として、ストーブ、扇風機、エアコン等の調達を検討する。
- ク. 特に寒さ対策として最低限、床に段ボールや新聞紙、ゴザ、カーペットを敷くほか、隙間風対策として、ガムテープを貼る。
- ケ. 食料の保管についても、冷蔵設備や温かい食事を用意するための調理設備等の調達を検討する。
- コ. 高齢者や障害者など、支援を要する者が避難者に多い場合、杖や車椅子、オストメイト用のストマ用具等の必要な介護用品、介護機器の調達を検討する。

- サ. 避難者の最低限のプライバシーが確保されるように、間仕切りやついたて等の資機材の調達を検討する。
- シ. 被災者の夜間の睡眠を妨害しないよう、光対策として蓄光テープ、蓄光シールの活用やクッションの貼り付けによる足音の発生防止に努める。

■寒暖対策用品目

	品 目
冬期	毛布、マット（布団）、保温性の高いシート、木炭、カセットコンロ、ストーブ、使い捨てカイロ、防寒着、マスク 等
夏期	網戸、タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤 等

⑤生活用水の確保

- ア. 避難所内で使用する水は用途に応じて、明確に区別する。
- イ. 飲料・調理用、手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗浄用、風呂・洗濯用、トイレ用の水を確保する。
- ウ. 飲料用の水は、原則として救援物資として届くペットボトルを使用する。
- エ. ペットボトルの水はできるだけ冷暗所に保管し、開栓後は長く保存しないように注意する。
- オ. ペットボトルの水が確保できない場合、又は不足する場合は、給水車の水や飲用可能な井戸水、湧き水等を使用する。この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。
- カ. 手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗浄用の水は、原則として給水車の水や飲用可能な井戸水、湧き水を使用する。
- キ. 水の保管は、清潔を保つように留意する。
- ク. 生活用水の保管や利用方法については、次の表を参考にする。

■用途別の水道用水の使い方の例

用途 水の種類	飲料用 調理用	手洗い、洗 顔、歯磨き、 食器洗浄用	風呂・ 洗濯用	トイレ用
飲料水（ペットボトル）	◎	○		
給水車の水	○	◎	○	○
飲用可能な井戸水、湧き水	○	◎	○	○
ろ過水	△	◎	○	○
プール・河川の水	×	×	×	◎

（凡例 ◎：最適、○：適している、△：普通、×：不適）

⑥非常用電源の確保

停電時における電源確保対策として、非常用電源（自家発電用設備、電池等）の確保に努める。

⑦消灯

避難所の消灯を定時に行う。

ポイント

▼消灯ルールを守らせる。

→「眠れないから電気を消せ」、「余震が怖いから電気をつける」など、消灯について文句がでる場合がある。このため、あらかじめ、避難所における消灯時間、消灯方法（１列だけ電気をつけておく等）のルールを決めておき、そのルールに従ってもらうよう説明する必要がある。

（５）食料物資班の業務

①食料・物資の調達

ア．備蓄食料・物資を確認の上、必要な食料・物資について、町担当職員を通じて町災害対策本部に要請する。

【様式６】主食依頼票（資-8）、【様式７】物資依頼票（資-9）

イ．報告に当たっては被災者管理班に毎日の避難者数を問い合わせ、必要な食料・物資を算定する。

ウ．避難所は、在宅被災者等への配布拠点にもなるため、被災者管理班の協力のもと、在宅被災者等の分も合わせて必要な食料・物資を算定する。

エ．道路の寸断等による孤立化により、行政から食料・物資が届かない場合は、被災者の持ち寄った物資や食料の供出を依頼する。また、避難所周辺の住民に協力を仰いだり、買い出しにより調達する。

オ．状況が落ち着いてきた場合は、避難者から必要な食料・物資の要望を集める体制を整える。

②食料・物資の受け入れ

ア．施設管理班と協力し、食料・物資等の受け入れのための荷降ろし場所、保管場所等を用意する。

イ．避難者グループの組長やボランティア班と協力して、物資受け入れのための人員をできるだけ多く確保する。

ウ．物資の受け入れに当たっては、【様式12】食料・物資受入れ簿（資-15）に受け入れた物資や数量等を記入し、物資の在庫管理ができるようにする。

エ．災害発生直後は、大量の食料・物資が昼夜を問わず突然届く場合もあるため、宿直体制を組むなどして対応する。

オ．町災害対策本部から届いた物資は、町担当職員を通じて町災害対策本部に物資受領を連絡する。

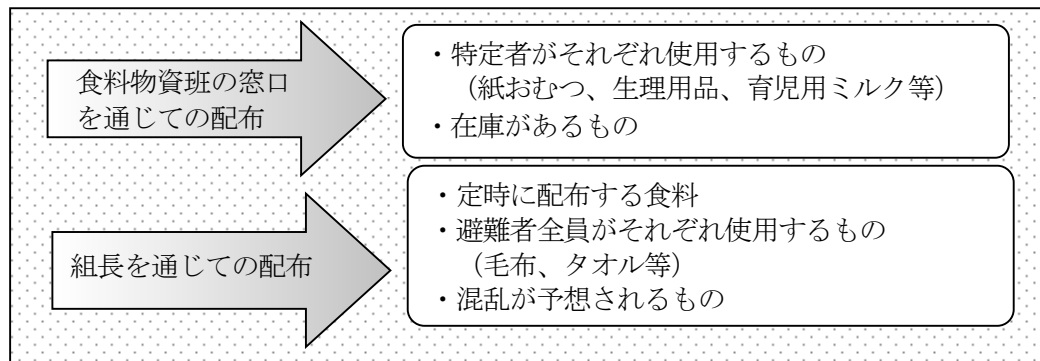
③食料・物資の配布

ア．食料・物資等は公平に配布する。

イ．配布を行う場合は、避難所運営委員会で配布ルールを決めてから実施する。

ウ．食料や物資が不足する場合は、要配慮者へ優先的に配布する。

エ．配布に当たっては、状況に応じて適切な方法により配布を行う。



オ．高齢者には配膳による食事の提供を検討する。

カ．配布に当たっては、情報班と協力し、【参考3】食料・物資等の配布方針（案）（資-29）を参考に掲示板等を使って周知する。

キ．物資等を配布した際には、【様式13】給食記録簿（資-16）、【様式14】物資給与記録簿（資-17）を作成するとともに、【様式15】食料管理簿（資-18）、【様式16】物資管理簿（資-19）による物資の適正な在庫管理を行う。

ク．女性特有の物資（生理用品等）については、女性スタッフからの配布を行うよう配慮する。

ポイント

▼物資は避難者数分揃ってから配布する。

→同じ物資（食料以外）が避難者数分届かないうちに分配したことによって、不公平に対する不満が生じるケースがみられた。このため、避難者の人数分が揃うまでは、物資を見えない場所に保管し、避難者数分揃ってから配布するといった配慮が必要である。また、人によって異なるものを配布したり、途中から数量を変えて配布しないよう、留意する必要がある。

▼食料についてはみんなで分け合うことを呼び掛ける。

→災害直後は、食料の供給が十分に行き届かないことも考えられる。物資が行きわたるまでの間は、少ない食料をみんなで分けあい、助け合う必要がある。

▼実際の人数以上に食料を確保しないように注意する。

→「受け取りに来られない家族の分」をもらいに来る人もいるが、中には自分の分を余計に持って行く人もいるため、注意して配布する必要がある。

▼不公平にならないよう、非常時でも秩序を守らせる。

→救援物資を力ずくで奪い合い、高齢者や子どもにしわ寄せがいったケースがあった。このため、不公平にならないように、非常時でも秩序を守らせる必要がある。自己中心的な人には厳しく対応する必要がある。

▼高齢者には配膳による食事の提供を検討する。

→東日本大震災では、配給を待つ際に高齢者の方が長時間並ぶことが困難であるとの課題が生じたため、高齢者には配膳による食事の提供を検討する必要がある。

④炊き出しへの対応

- ア. 食料の安定供給までの期間は、避難所が独自に調達した食料を用いて避難者が自主的に炊き出しを行う必要があり、食料物資班は、施設管理班やボランティア班と協力して、炊き出しのための設備や炊飯道具、人員を確保する。
- イ. 避難所では、避難者に適した食事内容が求められ、また、避難所生活の長期化に伴い、献立や栄養面でも偏りが生じる可能性があるため、栄養士から献立例を提供してもらうなど、栄養バランスに配慮した食事の提供に努める。
- ウ. 避難行動要支援者避難支援班と協力し、高齢者や障害者、乳幼児、アレルギー体質の方など、食事に特別な配慮が必要な避難者には個別に対応する。
- エ. 炊き出しを実施した際には、【様式17】炊き出し記録簿（資-20）を作成する。

■炊き出しに必要な道具

調理用熱源	薪、カセットコンロ、ガスコンロ（プロパンガス） 等
調理器具・用具	鍋、炊飯器、鉄板、包丁、まな板、おたま、菜ばし 等
食器	皿、茶碗、お椀、はし、スプーン 等
洗浄用具	洗剤、たわし、スポンジ、布巾、浄水器、エタノール 等

⑤食料・物資の管理

- ア. 食料・物資の在庫を常に把握しておく。
- イ. 物資の保管は、避難者全員がそれぞれ使用するもの、特定の避難者が使用するもの、避難者全員が共同で使用するものなど、物資の種類や配布方法ごとに整理して保管する。
- ウ. 食料の保管については、その種類や保存方法、消費期限ごとに整理して保管する。
- エ. 消費期限切れの食料は廃棄する。
- オ. 夏場や梅雨の時期には、食料・物資へのカビの発生や害虫・ねずみの被害など、保管場所の衛生管理に十分注意するとともに、施設管理班の協力のもと、必要な冷蔵設備や調理設備を調達する。

■物資の使用形態による分類

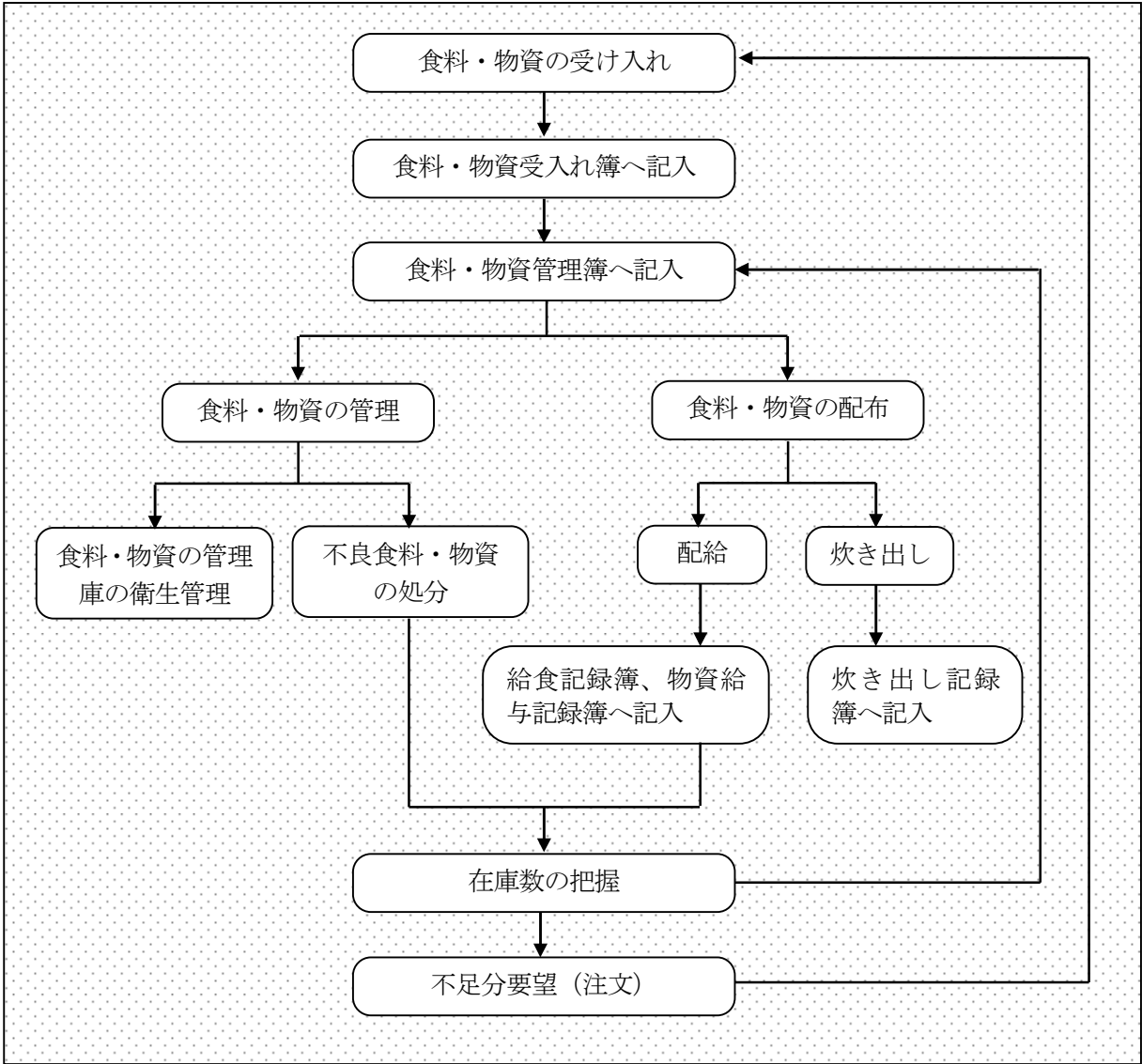
全員がそれぞれ使用するもの	毛布、タオル、歯磨き粉・歯ブラシ、衣類、使い捨てカイロ等
特定者がそれぞれ使用するもの	紙おむつ、生理用品、育児用ミルク（粉ミルク）・哺乳びん等
全員が共同で使用するもの	トイレットペーパー、調理器具、ストーブ等

👉ポイント

▼物資は区分けして保管・整理する。

→東日本大震災では、避難所に物資が山積みとなっており、どこに何がおいてあるのか分からず、必要な物資が見つけられないという事態が生じた。
このため、「全員がそれぞれ使用するもの」、「特定者がそれぞれ使用するもの」、「全員が共同で使用するもの」等を区分けして保管・整理することで円滑な物資提供が可能となる。

【 食料・物資の管理・配布系統図 】



(6) 救護班の業務

①避難者の傷病者等の把握

- ア. プライバシーに配慮しながら、避難所内のけが人や傷病者を把握する。
- イ. 避難者の中に医師や看護師、介護士等の有資格者がいる場合には協力を要請し、保健室等で応急処置等を行う。
- ウ. 避難所では対応が困難と思われる場合は、本人や家族と相談の上、医療機関への収容を検討し、搬送補助を行う。
- エ. 避難所内の妊産婦について把握し、出産（予定）日、かかりつけの病院等の情報を整理しておく。

②救護所・医療機関の開設状況の把握

近隣の救護所、医療機関の開設状況について、町担当職員を通じて町災害対策本部に問い合わせ、状況を把握する。

③医薬品の確保

- ア. 備蓄している医薬品（救急箱等）の種類と数量を把握し、管理する。
- イ. 必要に応じて町担当職員を通じて、町災害対策本部へ市販薬等の調達を要請する。

④AED（自動体外式除細動器）の設置場所の確認等

- ア. 避難所内にAEDがある場合は、その設置場所を確認するとともに周知を図る。
- イ. 避難所内にAEDがない場合は、最寄りの設置場所を確認しておく。
- ウ. 避難者の中にAED講習会の受講者等がいるか確認し、把握しておく。

⑤健康状態の把握

- ア. 避難者の健康を守るため、【様式18】健康管理チェックリスト（資-21）を活用して、避難者の健康管理に努める。
- イ. 必要に応じて、巡回健康相談や巡回栄養指導の実施について、町担当職員を通じて町災害対策本部に要請する。
- ウ. 町災害対策本部と連携協力して、感染予防、健康教育の実施や健康管理に関する啓発活動を実施する。

⑥車中泊避難者への対応

車中泊避難者におけるエコノミークラス症候群の発症を予防するため、軽い運動の勧めや避難所生活への移動を促す。

■避難所生活で起こりやすい疾病や心身の不調（例）

- 生活不活発病
- 高血圧、高血糖、喘息等の慢性疾患の悪化
- 肺炎、インフルエンザ、感染性胃腸炎、食中毒等の感染症
- エコノミークラス症候群
- 熱中症、低体温症
- 便秘
- 低栄養、栄養不足
- 介護者不足による褥そう形成や悪化
- ストレスの蓄積、不安、不眠
- PTSD（心的外傷後ストレス障害）等

（７）避難行動要支援者避難支援班の業務

①避難行動要支援者の避難状況の把握

町が管理している「避難行動要支援者名簿」における名簿と避難所収容者名簿を照合し、確認ができない避難行動要支援者がいた場合は、自主防災組織等に対し、避難状況を確認するよう依頼する。また、町災害対策本部の安否情報収集窓口には安否状況を確認する。

②要配慮者の状況・ニーズの把握

- ア. 要配慮者のニーズの把握や相談に応じるため、要配慮者窓口を設置する。
- イ. 窓口には、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラーなど、状況に応じて保健・医療・福祉相談に応じられる専門員の派遣を、町担当職員を通じて町災害対策本部に要請する。
- ウ. 女性や乳幼児のニーズを把握するため、要配慮者窓口には女性も配置するなどの配慮を行う。
- エ. 避難所では対応できないニーズについては、必要な支援の内容（施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等）について町担当職員を通じて町災害対策本部に速やかに要請する。

③要配慮者への支援

- ア. 要配慮者については、本人や家族と相談の上、設備のある避難所や福祉避難所等への二次的な避難も検討する。
- イ. 近隣の社会福祉施設の状況について、町担当職員を通じて町災害対策本部に問い合わせ、把握する。
- ウ. 避難所内で介護福祉士等の専門家を募り、協力を依頼する。
- エ. 聴覚障害者がいる場合は、手話通訳ができる人を募るなど、適切な手段により情報伝達及びコミュニケーションを図る。
- オ. 視覚障害者がいる場合は、わかりやすい口調でゆっくりと伝える。また、音声情報を複数回繰り返すなど、適切な手段により情報伝達及びコミュニケーションを図る。
- カ. 外国人がいる場合は、避難所内で外国語ができる人（教員・教授、ボランティア等）を募り、情報伝達及びコミュニケーションを図る。
- キ. 移動が困難な人に対しては、杖や車椅子の貸与について配慮する。
- ク. 居住スペースは、介護ができるスペースや車椅子の通れるスペースの確保、また、要配慮者や介護者が静養できる空間を確保する。
- ケ. 和室や空調設備のある部屋を優先して割り当て、トイレの位置も配慮する。

■要配慮者のために必要と思われる物資（例）

種 別	必要な生活物資
高齢者	毛布、使い捨てカイロ、タオル、紙おむつ、衛生用品、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、杖、車椅子、ベッド（簡易ベッド含む）、防水シート 等
乳幼児	毛布、タオル、紙おむつ、おしりふき等の衛生用品、哺乳びん、育児用ミルク（粉ミルク）、お湯、離乳食、沐浴用たらい・ベビーベッド、小児用薬、乳幼児用衣料、おぶい紐、ベビーカー 等
妊産婦	毛布、マット、高さ45cm程度の組立式ベッド 等
肢体不自由者	毛布、紙おむつ、嚥下しやすい食事、介助用食器・スプーン、ベッド（簡易ベッド含む）、車椅子、移動用機器、杖、シートベルト、バリアフリートイレ 等
病弱者や内部障害者	毛布 日頃服用している薬や使用装具 等
聴覚障害者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ 等
視覚障害者	白杖、点字器、ラジオ 録音レコーダ（情報伝達） 等
知的障害者や発達障害者	紙おむつ、嚥下しやすい食事 等
精神障害者	日頃服用している薬 等
外国人	外国語辞書・対訳カード 等

■要配慮者の行動等を支援する人材

- 日常的な行動に介護を要する者・・・ホームヘルパー
- 聴覚障害者への情報伝達……………手話通訳者
- 失聴・難聴者……………要約筆記者
- 重度の視覚障害者……………ガイドヘルパー
- 重度の脳性麻痺等全身障害者……………ガイドヘルパー
- 外国人……………外国語を理解できる支援者

（８）衛生班の業務

①ごみ処理

- ア．施設管理者と協議の上、ごみの集積所を指定し、張り紙等により避難者へ周知徹底する。
- イ．ごみ集積場は、以下のような場所が望ましい。
 - ・清掃車が出入りしやすい場所
 - ・調理室など、衛生に対して注意を払う箇所から離れた場所
 - ・居住空間からある程度離れ、臭気等が避けられる場所
 - ・直射日光が当たりにくく、できれば屋根のある場所
- ウ．ゴミの分別収集を徹底するとともに、ゴミ集積場を清潔に保つ。
- エ．避難所でのごみの焼却は原則禁止とし、ゴミの収集が滞るなど、やむを得ない場合には、焼却処分について町災害対策本部と検討を行う。

②風呂・洗濯

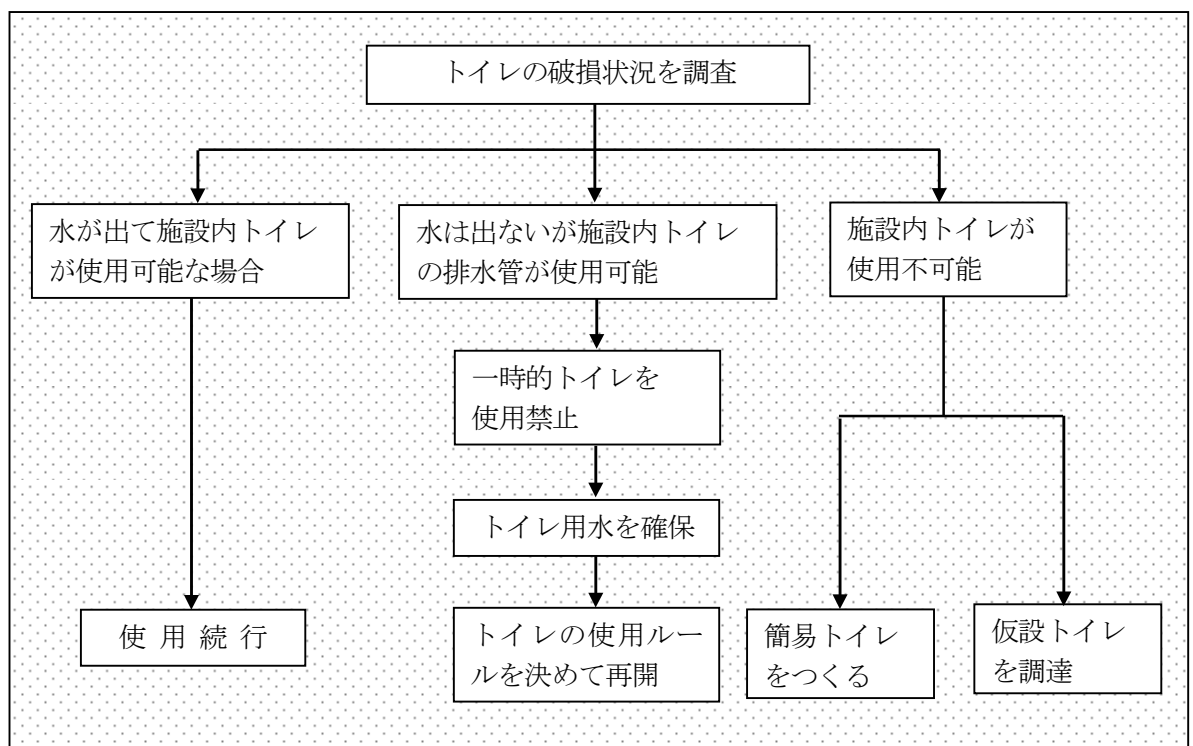
- ア．当初は、入浴可能な親類・知人宅等での入浴を推奨する。

- イ. 町内の入浴施設（公共・民間）の状況を確認するとともに、避難者に周知し、入浴環境を確保する。
- ウ. 必要に応じて、自衛隊の保有する野営用風呂施設による入浴支援を避難所運営委員会に要請する。
- エ. 避難所内に仮設風呂又はシャワーが設置された場合は、男女別に、利用曜日、利用時間、利用人数を決めて使用する。
- オ. 風呂を清潔に保つため、衛生班内で当番を決め、定期的に清掃を行う。
- カ. 生活用水の確保ができれば、洗濯・物干場を確保する。
- キ. 女性の衣類の洗濯・物干場として、男性の目につかない場所の確保や、女性専用の洗濯場所及び物干場所を確保する。

③トイレ

- ア. 施設内のトイレ排水管が使用可能か早急に調べる。水は出ないが使用可能な場合には、一時的に使用禁止とし、貼り紙をするなどして避難者に知らせる。
- イ. 水は出ないが排水管が使用可能な場合には、汚水を流すための用水を確保し、使用する。
- ウ. 用水確保のために、プール等の水を避難者の協力を得て確保する。
- エ. トイレ横に用水をバケツに汲んでおき、使った人は次の人のために汲んでおくというルールを徹底する。
- オ. 仮設トイレが設置された場合には、早めに汲み取り等の要請を町担当職員を通じて町災害対策本部に行う。
- カ. トイレの清掃は、避難者自身に当番を割り振り、毎日行う。
- キ. 避難者にトイレの清潔な使用方法について、十分に呼びかけるとともに、トイレの使用後の手洗い・消毒ができるよう配慮する。
- ク. 清掃用具、汚物専用容器、トイレトペーパーの確保にも注意する。

【 トイレの使用系統図 】



④清掃

- ア. 避難スペースのうち、各個人や各世帯が占有している居住部分の清掃は、そこを占有している個人や世帯が実施する。
- イ. 廊下や階段といった共用部分の清掃は、衛生班内で当番を決め、定期的に行う。

⑤衛生管理

- ア. 居住空間は土足厳禁とし、脱いだ靴は各自が保管するよう呼びかける。
- イ. 入室時には服の埃を払う、日中は布団を敷きっぱなしにせず、晴れた日には日光干しや通風乾燥を行うよう、避難者に呼びかけるなど、清潔保持に努める。
- ウ. 食中毒や感染症が流行しないよう、防疫に注意する。
- エ. 衛生確保のため手洗いを励行し、避難所の入口、トイレには擦り込み式のエタノール剤を配備する。
- オ. 汚染地域の蚊・蠅発生場所に対する薬剤の散布、及び発生原因の除去を実施する。
- カ. 就寝スペースの温度・湿度管理に留意し、適宜、換気を行う。
- キ. インフルエンザ等が流行しやすいため、うがい薬を確保し、入所時には手洗いとうがいを実施するよう呼びかける。また、保健師等の指導を受けて予防に努める。
- ク. 避難所内でのインフルエンザや風邪の蔓延を防ぐため、マスクの着用を呼びかける。
- ケ. 体調の変化（発熱、咳等）があった時は、迅速に衛生班に伝えるように掲示する。
- コ. 食器は、出来るだけ使い捨てとする。食器の再利用を行う場合は、各自の用いる食器を特定して、食器の洗浄は各自の責任において行う。
- サ. **【様式19】衛生管理チェックリスト（資-22）**を活用して、避難所の衛生管理に努める。

⑥ペット対策

- ア. 避難所の居住部分には、原則としてペットの持込みを禁止し、屋外にペットの飼育スペースを設ける。
- イ. ペットに係る責任は、原則飼育者にあることを伝え、**【様式20】避難所ペット登録台帳（資-23）**への登録を依頼する。
- ウ. 迷い犬にならないように、首輪に名札を付けてもらうよう促す。
- エ. 飼育場所や飼育ルールを掲示し、避難者へ周知徹底を図る。
【参考4】ペットの飼育ルール広報文（案）（資-30）
- オ. ペットの救援活動情報を収集し、飼育者へ提供する。
- カ. 身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）については同伴・使用を認める。

（9）ボランティア班の業務

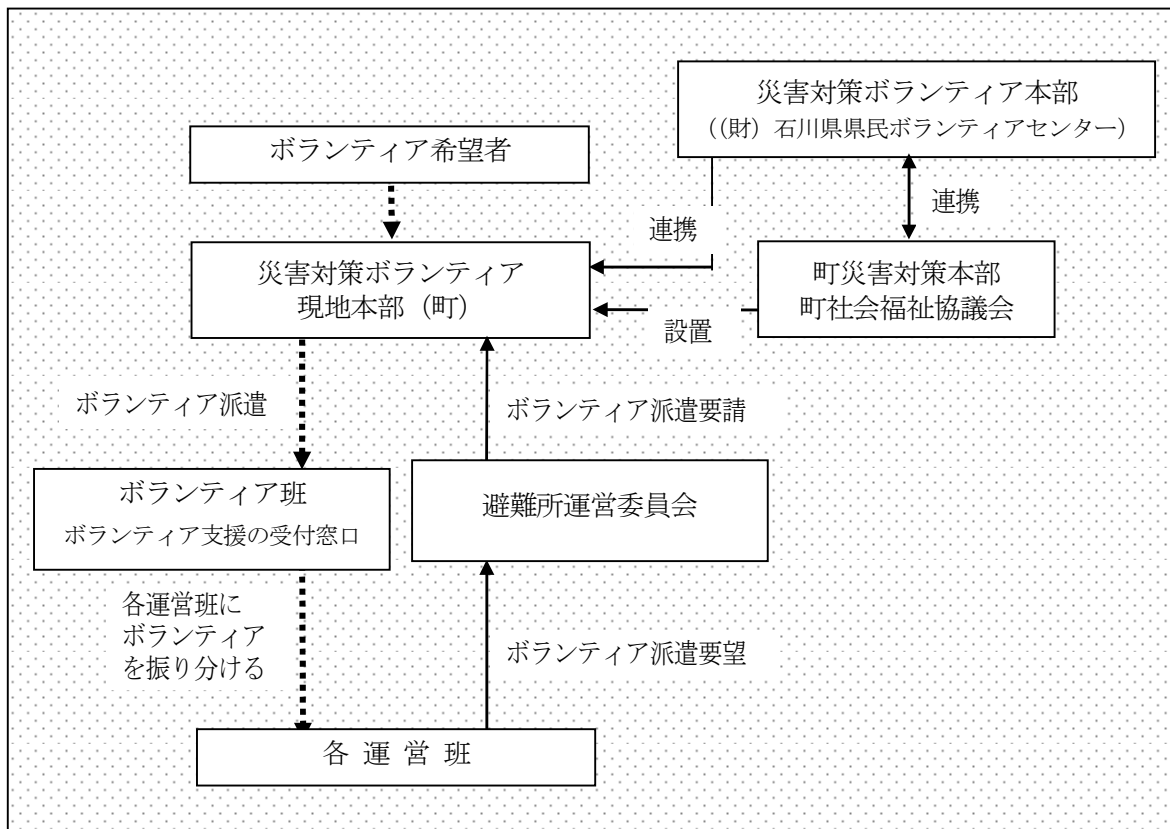
①ボランティアの受け入れ

- ア. ボランティアを必要とする支援内容、必要人員を整理し、避難所運営委員会を通じて、災害対策ボランティア現地本部にボランティアの派遣を要請する。
- イ. 避難所にボランティア支援の受付窓口を設置し、派遣されたボランティアを受け付け、**【様式21】災害ボランティア活動記録簿（資-24）**を作成する。
- ウ. 避難所に直接訪ねてきたボランティアについては、災害対策ボランティア現地本部でボランティア登録を行うよう依頼する。
- エ. 派遣されたボランティアには、以下の内容を説明したうえで、協力・支援してもらう。
 - ・ボランティア当人の宿泊、食事、移動の世話はできないこと。
 - ・災害対策ボランティア現地本部での説明・注意事項を遵守すること。
 - ・腕章・名札等を必ず着用すること。

②ボランティアの管理

- ア. 各運営班にボランティアを振り分ける。ボランティアに対する具体的な作業内容の指示は、配置先の各運営班の作業担当から行うようにする。
- イ. ボランティアの安全には十分配慮し、危険な作業は行わせないようにする。
- ウ. ボランティアであることが一目で分かるように、名札や腕章の着用を義務づける。

【 ボランティアの受け入れ 】



ポイント

▼身元がはっきりしたボランティアのみ受け入れる。

→「自称ボランティア」や「自称 医師」など、ボランティアのふりをした犯罪者（窃盗犯等）がいたケースがある。このため、災害対策ボランティア現地本部で登録した身元のはっきりしたボランティアのみを受け入れるようにする。

《ボランティアに支援の依頼が考えられる内容》

ボランティアにどのような活動をしてもらうかは、避難所運営委員会で決定するが、次のようなことが考えられる。

■ボランティアに支援の依頼が考えられる内容

被災者管理班	避難所収容者名簿等の作成
情報班	被害情報・復旧情報の収集、避難所掲示板の管理
施設管理班	公共スペースの巡回点検
食料物資班	食料・物資の搬入・整理・配布等の支援、炊き出しへの協力
救護班	傷病者の搬入の補助、高齢者介護、看護活動等の補助
避難行動要支援者 避難支援班	外国語通訳、手話通訳、高齢者や障害者の支援
衛生班	公共スペースの清掃
ボランティア班	ボランティアの受け入れ・振り分け
その他	幼児・児童へのレクリエーション、避難者の話し相手、被災住宅の片付け、その他危険を伴わない作業への協力

4-2 安定期（3週間目以降）

★安定期とは・・・

概ね災害発生から3週間目以降の期間で、避難生活の長期化に伴い避難者の要望が多様化してくるため、柔軟な避難所運営が求められる時期である。

一方、復興により避難者数が減少してくるため、撤収を視野に入れながら避難所の自主運営体制を再構築する時期でもある。

1. 町担当職員・施設管理者の業務

（1）避難所運営委員会への協力

避難者主体の避難所運営が行われるよう、避難所運営委員会に協力する。

（2）継続業務の実施

町担当職員、施設管理者は、引き続き以下の継続業務を実施する。

- ①施設の安全点検や設備・備品の点検・管理等を行う。
- ②避難所間での避難者の割り振りに対する対応を行う。
- ③町災害対策本部への定時報告を行う。
- ④町災害対策本部から情報を収集するとともに、情報班を通じて避難者に提供する。
- ⑤総務班と協力してマスコミの取材に対応する資料を作成する。
- ⑥運営班の業務のサポートを行う。
- ⑦避難所内での迷惑行為の防止や避難所の共同生活の秩序を守る。

ポイント

▼迷惑行為に注意が必要。

→精神面で不安定になり、酔った人が乱闘するなど、酒によるトラブルが発生する時期であるため、心のケア等、十分な配慮が必要である。また、暴力問題は警察に対応を求めるなど、毅然とした対応が必要である。

（3）長期化に伴う避難所運営ルールの改善検討

町担当職員は、必要に応じ、施設管理者、総務班と協力して長期化に伴う避難所運営ルールの見直しを行う。

（4）空いたスペースの再活用及び施設再開の準備

施設管理者は、施設管理班と協力し、避難者の退所による空いたスペースの転用を検討するとともに、避難者利用スペースの統廃合を検討し、施設再開の準備を行う。

2. 避難所運営委員会の業務

(1) 継続業務の実施

- ①避難所運営委員会を開催し、避難所の運営全般について協議を行い、方針を決定する。
- ②避難所の改善・要望の取りまとめ、町担当職員を通じて町災害対策本部への要請を行う。
- ③避難所間での避難者の割り振りを検討する。
- ④総務班と協力し、避難所内での移動計画を作成し、実施する。

(2) 避難所運営委員会の体制の再構築

復興に伴う避難者の減少により、避難所運営を行う人員を確保する。

3. 避難所運営班の業務

(1) 総務班の業務

①継続業務の実施

- ア．避難所運営委員会の事務局業務を実施する。
 - イ．避難所の運営の記録を作成する。
 - ウ．町担当職員、施設管理者と協力してマスコミの取材に対応する資料を作成する。
- ②避難者の要望に対する各運営班との協議及び調整を行う。
- ③必要に応じ、町担当職員、施設管理者と協力し、長期化に伴う避難所運営ルール of 改善と風紀・防犯対策を行う。
- ア．長期化に伴う避難所運営ルールの必要な見直しを行う。
 - イ．長期化に伴う風紀の乱れや防犯対策への対応を図る。

ポイント

▼秩序を維持するため、毅然とした態度で断ることが必要。

→長期化に伴い、避難者個々の要求が多様化し、個人の荷物を避難所に持ち込むなど、秩序を乱す人が出てくる。このような場合には、秩序を守らせ、してはいけないことは毅然とした態度で断る必要がある。

(2) 被災者管理班の業務

①避難所収容者名簿の更新

- ア．退所する避難者について、避難所収容者名簿の更新を行う。
- イ．退所時には、避難者の連絡先の把握に努める。

②空いたスペースの把握

施設管理班と協力し、避難者の退所により空いたスペースを把握し、共有スペースの活用等について検討する。

(3) 情報班の業務

①復興支援のための情報収集と広報

- ア. 引き続き、避難所内外の情報収集と広報活動を行う。
- イ. 行政からの復興支援情報に関する情報収集と広報活動に重点的に取り組む。
- ウ. 避難所内外のイベントやレクリエーション等の情報収集と広報活動を行う。

この時期は、一時的な生活支援情報から恒久的な生活再建につながる情報の重要度が増大する時期である。これまでの情報収集や広報活動に加え、重点的に以下の情報収集や広報の充実を図ることが望まれる。

●行政からの復興支援情報の例

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・住宅障害物の除去の支援 ・被災住宅の応急修理 ・義援金品の配布 ・税の減免、徴収猶予 ・仮設住宅関連情報 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明の発行 ・災害見舞金・弔慰金の配分 ・災害援護資金の融資 ・ボランティアに関する情報 |
|---|--|

●生活再建に役立つ情報の例

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・求人情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸、住宅、不動産情報 等 |
|---|--|

(4) 施設管理班の業務

①要望に対応した施設管理

- ア. 避難行動要支援者避難支援班と協力し、段差解消のためのスロープの設置など、高齢者や障害者等の避難者からの要望にできる限り対応する。
- イ. 酷暑や厳寒に備え、避難生活の長期化に伴う健康管理上必要な設備の設置を検討する。
- ウ. 憩いの場や歓談の場など、避難者の交流支援に役立つ共有スペースを確保する。
- エ. 避難者の手荷物の増加に対応したゆとりあるスペース利用を図る。
- オ. 行き過ぎた要望への過剰対応に留意しながら対応する。

②空いたスペースの再活用及び施設再開の準備

- ア. 被災者管理班と協力し、避難者の退所による空いたスペースを把握する。
- イ. 施設管理者と協力し、避難者の退所による空いたスペースの転用を検討するとともに、避難者利用スペースの統廃合を検討し、施設再開の準備を行う。

(5) 食料物資班の業務

①要望に対応した食料・物資の調達

- ア. 避難行動要支援者避難支援班と協力し、引き続き高齢者や障害者等の特別な要望に対応する。
- イ. 行き過ぎた要望への過剰対応に留意しながら対応する。

②炊き出しへの対応

避難所では、避難者に適した食事内容が求められ、また、避難所生活の長期化に伴い、献立や栄養面でも偏りが生じる可能性があるため、栄養士から献立例を提供してもらうなど、栄養管理に一層の配慮を行う。

③食料・物資の管理

- ア. 引き続き、食品衛生管理を徹底する。
- イ. 引き続き、食料・物資の保存方法や保管場所の衛生管理を徹底する。

(6) 救護班の業務

①生活不活発病への対応

- ア. 避難生活の長期化等による生活不活発病の発生を防止するため、高齢者等の介護者や保健医療福祉介護専門職等が中心となって、生活不活発病の早期発見及び予防に努める。
- イ. 避難者に、あらかじめパンフレットを配布するなどして、生活不活発病に対する知識の普及に努める。

ポイント

▼生活不活発病の予防

→避難所での生活は、動きまわることが不自由になりがちなことに加え、それまで自分で行っていた掃除や炊事、買い物ができないなど、動く機会が減少する。この「動かない」状態が続くことで、心身の機能が低下し、動けなくなる生活不活発病が発症する。このため、毎日の生活の中で活発に動くようにするなど（横になっているより、なるべく座るようにするなど）、日頃からの予防が大切である。特に、高齢の方や持病のある方に注意が必要である。

②長期化に伴う被災者への救護対応

- ア. 避難所の子どもたちへの対応について、遊戯場や勉強部屋の確保、また、子どもの世話ができる人材の確保など、必要な支援を検討する。
- イ. 身寄りのない高齢者等は、独力での自立が困難な場合が多いことから、地域ぐるみの支援体制を構築するよう呼びかける。
- ウ. 避難所内に外国人の被災者がいる場合、生活支援に適切な手段や方法を検討する。

ポイント

▼子どものストレスに配慮する。

→東日本大震災では、遊ぶ空間がないことから子どものストレスが問題となった。このため、遊戯場等のスペースを設けるとともに、子どもと遊ぶボランティアを受け入れる等の対応が必要である。

③心のケア対策

被災者の精神的なケアや子どもの心のケアについて、専門家（心のケアチーム）による定期的な相談の場を設けるなどの対策を検討する。

ポイント

▼避難者同士が気軽に話せる場を設ける。

→避難者は疲労のためイライラし、ストレスが溜まることで、人間関係にトラブルが発生しやすくなるため、心のケアの実施や避難者同士が気軽に話せる場を設けるなどの対応が必要である。

(7) 避難行動要支援者避難支援班の業務

①長期化に伴う要配慮者への救護対応

- ア. 引き続き、要配慮者窓口において要配慮者の相談や要望を受け付けるとともに、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供を徹底する。
- イ. 高齢者や障害者等については、必要に応じて支援のための人材を確保するとともに、適切な施設への移転を含めた検討を行う。

(8) 衛生班の業務

①長期化に伴う衛生管理の徹底

- ア. 集団生活の長期化による感染症の蔓延等に対応するため、保健所と連携しながら各種の衛生管理を行う。
- イ. 避難生活が長引く場合、寝具の乾燥など、避難者の生活環境の衛生対策を実施する。

②洗濯等のルール及び設備の管理

避難生活の長期化の程度に応じて、洗濯機等の設置と物干場等の管理に関するルールの周知を徹底する。

(9) ボランティア班の業務

①長期化に伴うボランティア対応

- ア. 避難者の多様な要望に対し、必要な人材や特殊な技能について避難所運営委員会に報告し、災害対策ボランティア現地本部と調整、確保に努める。
- イ. 避難者からボランティア支援に関する要望や満足度のヒアリングを実施し、きめ細やかなボランティア支援の仲介を行う。
- ウ. 避難者の減少により、物資の仕分等の大規模な人員によるボランティア支援が不要になった場合は、ボランティアの撤収・引き上げ計画を協議する。

4-3 撤収期（ライフライン回復後）

★撤収期とは・・・

電気、ガス、水道等のライフライン回復以降の時期である。この時期は、ライフラインが回復し日常生活が再開可能となるため、避難生活の必要がなくなる。

一方で、この時期には自立困難な避難者もいるため、最後まで地域全体で支援する体制を維持しながら、避難所施設の本来業務の再開に必要な業務を行う時期である。

1. 町担当職員・施設管理者の業務

（1）継続業務の実施

町担当職員、施設管理者は、引き続き以下の継続業務を実施する。

- ①町災害対策本部への定時報告を行う。
- ②町災害対策本部から情報を収集するとともに、情報班を通じて避難者に提供する。
- ③運営班の業務のサポートを行う。
- ④避難所内での迷惑行為の防止や、避難所の共同生活の秩序を守る。

（2）避難所集約に伴う移動

町担当職員は、避難者に対し、場所や避難所の移動等に関する理解と了解を得る。

（3）避難者への撤収の働きかけ

町担当職員は、避難者に対し、長期避難生活への移行支援や避難者の生活再建に向けた支援を行う。

（4）避難所閉鎖後の正常業務の体制整備

施設管理者は、施設管理班と協力し、避難所の撤収に向け、設備の返却等の準備を行うとともに、閉鎖後の施設の正常業務の体制を整える。

2. 避難所運営委員会の業務

（1）撤収・集約に向けた避難者の合意形成

- ①ライフラインの復旧状況等から、避難所の撤収時期について町担当職員を通じて町災害対策本部と協議する。
- ②町担当職員を通じて、町災害対策本部の指示を受け、避難所の集約、閉鎖等の準備に取り組む。
- ③各運営班に対し、避難所閉鎖のためにいつまでに何をするのかという計画作成を指示する。
- ④避難所の閉鎖時期や撤収準備等について、避難者に説明し合意形成を行う。

（2）避難所の後片付け

- ①設備や物資の返却、回収、処分等について、町担当職員を通じて町災害対策本部と協議して行う。
- ②避難者は協力して、避難所として利用した施設内外の片付け、整理・整頓、清掃とごみ処理を行う。

（3）避難所運営委員会の解散

避難所運営委員会は、避難所運営に用いた各種の記録、資料について町担当職員を通じて町災害対策本部に提出し、避難所閉鎖の日に解散する。

3. 避難所運営班の業務

(1) 総務班の業務

- ①引き続き、避難所運営委員会の事務局としての業務を行う。
- ②避難所の撤収や集約が決まった段階で、各運営班と協議し、避難所閉鎖の準備計画を作成する。

(2) 被災者管理班の業務

- ①最後の退所者まで、引き続き避難所収容者名簿の更新を行い、退所後の連絡先を把握しておく。
- ②避難所閉鎖に向け、使用した備品や設備を片付け、作成した避難所収容者名簿等を避難所運営委員会に提出する。

(3) 情報班の業務

- ①引き続き、復興支援情報等の情報収集と避難者への情報提供に努める。
- ②避難所閉鎖に向け、使用した備品や設備を片付け、作成した広報資料等を避難所運営委員会に提出する。

(4) 施設管理班の業務

- ①施設再開準備に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していく。
- ②避難所の閉鎖に向けた避難所全体の撤収計画を策定する。大規模な避難所で大量の人員や労力が必要な場合には、町担当職員、施設管理者と協議し、ボランティアの支援や地域住民への協力を要請する。

(5) 食料物資班の業務

- ①施設再開準備に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していく。
- ②使用した備品や設備を整理し、未使用の食料・物資の在庫を把握し、作成資料とともに避難所運営委員会に提出する。

(6) 救護班の業務

自立困難な避難者については、町内会組織の代表者や避難者グループの組長に依頼して、地縁や血縁等のつながりが確保できるような継続的な地域での支援体制を検討し、更に本人とも十分話し合った上で長期的な受け入れ施設への収容も検討する。

(7) 避難行動要支援者避難支援班の業務

引き続き、要配慮者窓口において、避難行動要支援者及び要配慮者の相談や要望を受け付けるとともに、最後に要配慮者が退所するまで、確実な情報伝達や物資の提供を行う。

(8) 衛生班の業務

- ①施設再開準備に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していく。
- ②使用した備品や設備を整理し、未使用の備品の在庫を把握し、作成資料とともに避難所運営委員会に提出する。

(9) ボランティア班の業務

避難所の縮小に伴い、ボランティア支援の必要性が少なくなった場合は、ボランティア団体等の撤収のための調整・協議を行う。

第5章 避難所開設・運営の事前対策

災害発生後に、避難所の開設・運営を円滑に実施するため、以下に示す事前対策をあらかじめ講じておくものとする。

1. 避難所の周知

災害時に避難所が機能するには、行政側の事前の体制準備とともに、避難対象となる地域住民への日頃からの周知が必要である。このため、広報誌や町ホームページでの掲載、内灘町安全・安心情報サービス（災害情報メール）による情報提供等により避難所の周知徹底を図る。

また、地域住民は災害時に「どこの避難所に避難すべきか」について確認しておくことが必要である。次ページの「避難所一覧」参照。

2. 避難所町担当職員の指定

災害時には迅速に避難所を開設する必要があることから、あらかじめ避難所ごとに開設に当たる職員を定めておく必要がある。このため、各避難所へ2名以上を指名することとし、施設の規模によってはさらに人数を割り当てる。

また、町担当職員の指名に当たっては、避難所の運営において、男女双方の視点による対応が必要なことから、できる限り男女双方の職員を指名する。

なお、災害発生直後の混乱状態の中で避難所を円滑に開設・運営する上で、町担当職員、施設管理者、避難所運営の中核となる方々（町内会組織、自主防災組織の代表者）の連携が必要不可欠であることから、災害に備え、連絡体制を整備し、日頃から連携を密にしておくことが必要である。

■避難所一覧

No.	避難所名	電話番号	所在地
1	向栗崎小学校	238-3054	向栗崎 2-3 8 2
2	清湖小学校	237-9911	向陽台 2-2 9 4
3	鶴ヶ丘小学校	286-0001	鶴ヶ丘 2-1 6 2
4	大根布小学校	286-3111	大根布 6-2
5	西荒屋小学校	286-8170	西荒屋ハ 6-7
6	内灘中学校	286-0017	鶴ヶ丘 2-3 0 8
7	石川県立内灘高等学校	238-5301	千鳥台 3-1
8	石川県立児童生活指導センター	286-3235	大根布と 5 4 3
9	向栗崎体育館（向栗崎公民館）	238-3373	向栗崎 1-4 2 0
10	少年の家	（無）	向栗崎 3-1 0 4
11	向栗崎東集会場	（無）	向栗崎 5-8 5
12	旭ヶ丘公民館	238-3347	旭ヶ丘 2 8 2
13	アカシア公民館	238-3609	アカシア 2-4
14	緑台公民館	238-4771	緑台 1-2 4 3-7
15	千鳥台公民館	237-6481	千鳥台 1-1 2 3
16	働く女性の家（向陽台公民館）	237-4920	向陽台 1-1 4 5-2
17	鶴ヶ丘東公民館	286-0256	鶴ヶ丘 2-1 5 9-1
18	武道館	286-1231	鶴ヶ丘 2-3 0 8-3
19	鶴ヶ丘西公民館	286-1258	鶴ヶ丘 4-1-1 8 7
20	鶴ヶ丘北公民館	286-1419	鶴ヶ丘 5-1-1 8 5
21	文化会館（大清台公民館）	286-1123	大清台 1 4 0
22	地域防災センター（大根布公民館）	286-0199	大根布 3-1 5 0
23	大学公民館	286-8777	大学 2-1 1 9
24	ハマナス公民館	286-1981	ハマナス 2-1 6-1
25	宮坂公民館	286-0257	宮坂 6 字 1-1
26	勤労者体育センター	286-3661	宮坂 6 字 1-1
27	ほのぼの湯（防災コミュニティセンター）	286-3100	宮坂に 4 5 5
28	サイクリングターミナル	286-3766	宮坂に 1-3
29	屋内温水プール	286-1800	宮坂に 1-9
30	屋内多目的広場	225-7800	宮坂ぬ 3 3-1
31	白帆台公民館	286-6122	白帆台 1-2 1 5
32	西荒屋公民館	286-8585	西荒屋ハ 2 4-4
33	室公民館	286-8540	室イ 7 9-1

3. 避難者の受け入れスペース等の検討

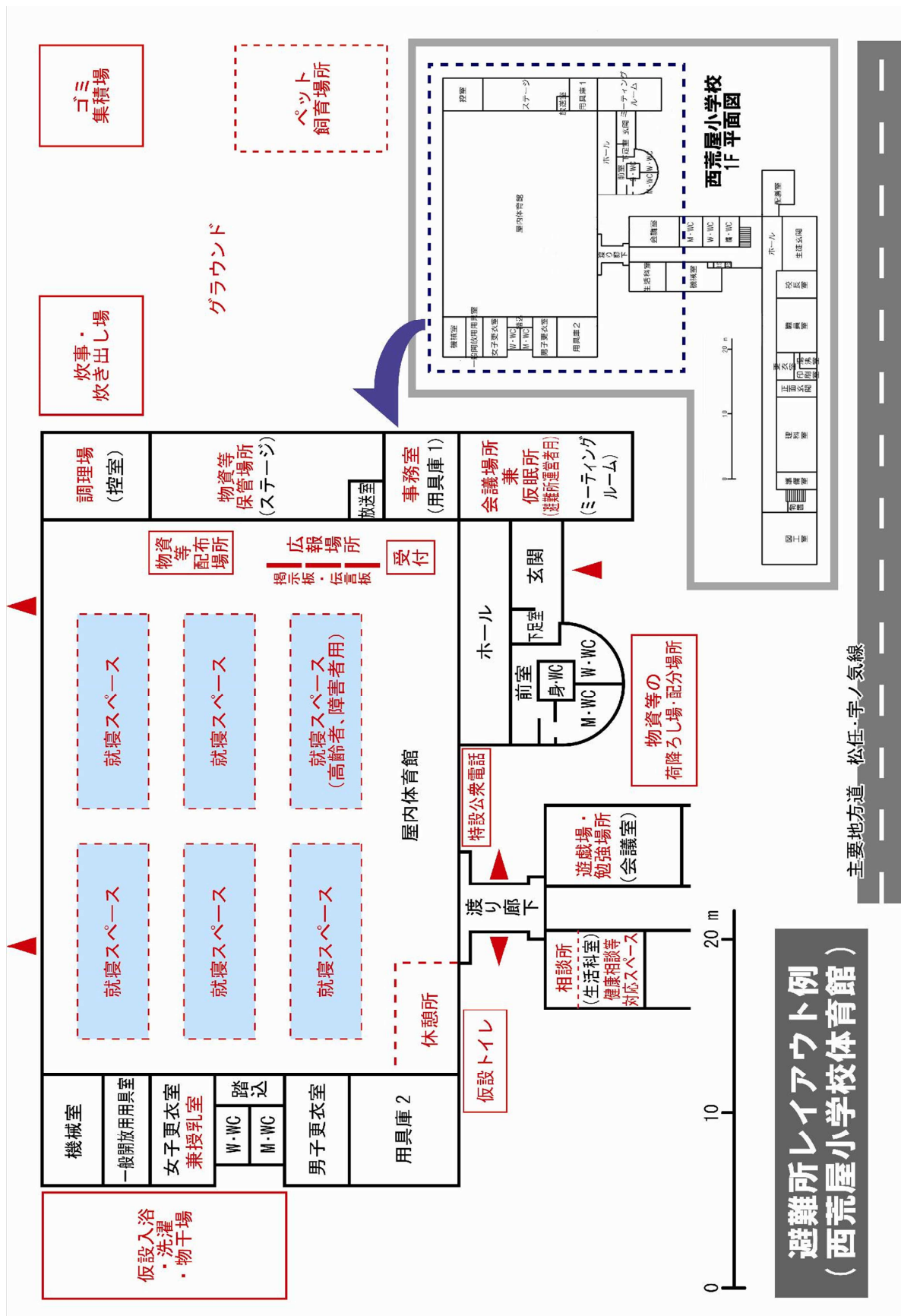
町担当職員、避難対象となる町内会組織代表者、自主防災組織代表者は、避難者を受け入れるスペースや運営において必要となるスペース等の配置について、事前に施設管理者の協力を得ながら検討・確認を行い、相互理解を得ておく必要がある。

■避難所に設けるべきスペース 1/2（参考）

区 分		設置場所等
①管理運営用	避難者の受付	・避難スペースの玄関近くに設ける。
	事務室	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・部屋が確保できない場合は、長机で囲って事務スペースを設け、重要物等は別室（施設管理者の部屋等）で保管してもらう。又は施設管理者の部屋（職員室等）の一部を利用させてもらう。
	広報場所	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・本部等から避難者・在宅被災者への「広報掲示板」と、避難所運営・個人伝達用の「伝言板」を区別する。
	会議場所	・事務室や休憩室等において、避難所運営組織等のミーティングが行える場所を確保する。
	仮眠所 （避難所運営者用）	・事務室等や仮設テント等において、町職員、スタッフ等の仮眠所を確保する。
②救護活動用	健康相談等 対応スペース	・すべての避難所に救護所が設置できるとは限らないが、施設の医務室等を利用するなどして、応急の医療活動や一時的な健康確認ができるスペースを作る。
	物資等の保管場所	・救援物資等を収納・管理する場所。食料は、常温で保存が利くものを除き、保存しない。
	物資等の配布場所	・物資や食料を配布する場所を設ける。天候に左右されないよう、屋根のある広い場所、又は屋外にテントを張ることが望ましい。
	特設公衆電話	・屋根のある屋外など、在宅被災者等も利用できる場所に確保する。 ・避難所内の就寝場所に声が聞こえない場所に設ける。
	相談所	・個人のプライバシーを確保して相談できる場所を確保する。

■避難所に設けるべきスペース2/2 (参考)

区 分		設置場所等
③ 避難生活用	更衣室 (兼授乳室)	・少なくとも女子更衣室は、授乳場所も兼ねるため、速やかに個室を確保する(又は仕切りを設ける)。
	休憩所	・共用の多目的スペースとして設ける。当初は部屋でなくても、椅子等をおいたコーナーを設けることでもよい。会議場所としても活用する。 ・必要に応じて飲酒を許可する場所の指定を検討する。
	調理場 (電気調理器具用)	・電力が復旧してから、電気湯沸かしポット、オーブントースター等を設置するコーナーを設ける。ただし、電力容量に注意が必要。
	遊戯場・勉強場所	・昼間は子ども達の遊び場として、夜間は中高生の勉強のために使用する場所を確保する。 ・就寝場所からは少し離れた場所が望ましい。
④ 屋外	仮設トイレ	・原則として屋外で、就寝場所に臭いが届かないところ、し尿収集車の進入しやすいところ、就寝場所から壁伝いで行ける(高齢者や障害者が行きやすい)場所に設置する。
	ゴミ集積場	・原則として屋外で、就寝場所に臭いが届かないところ、ゴミ収集車が進入しやすいところに、分別収集に対応できるスペースを確保する。
	喫煙場所	・原則として、屋外に設ける。
	物資等の荷降ろし場・配分場所	・トラックが進入しやすい所に確保する。また、屋内で広い物資等の保管場所を確保できないときは、屋外に仮設テント等を設ける。
	炊事・炊き出し場	・衛生状態が安定してから、避難者が自ら炊事、炊き出しができる仮設設備等を屋外に設置する。
	仮設入浴・洗濯・物干場	・原則として屋外で、トラック等が進入しやすく、ボイラー等の使用や排水の確保できる場所に設置する。
	駐輪場・駐車場	・原則として、自動車・自転車の乗り入れは認めないが、住まいを失い、置き場を失った場合は、他の用途に支障がない場合に限定して一時的に許可する。
	ペット飼育場所	・原則として、屋外に設ける。



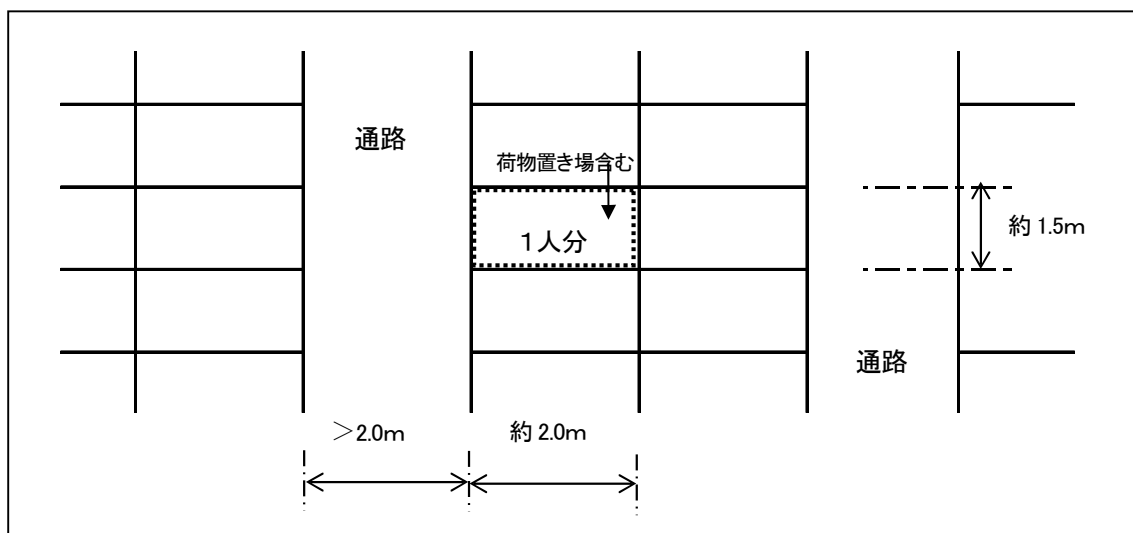
注) 避難者の就寝スペースの区割りにあたっては以下に留意する。

- ・避難者一人分の占有面積は 3 m^2 程度とする。
- ・避難者の就寝スペースは可能な限り、幅員 2 m 以上の通路に接するようにする。

※避難者一人当たりの必要避難所最低面積

1 m^2 ／人	・被災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有が可能な面積
2 m^2 ／人	・緊急対応期の段階での就寝可能な占有が可能な面積
3 m^2 ／人	・避難所生活が長期化し荷物置き場を含めた占有可能な面積
◎2 m^2では、荷物等の場所を考えると避難スペースとしては少ないことから、一人当たり3 m^2程度の収容スペースの確保が望ましいと考える。 ・避難者スペースに余裕がある場合は、一人当たりの面積を多めに考える。 ・荷物置き場を広く与えると、避難者の持ち込み品が増え、居住スペースが不足することがあるので計画的にスペースを配分する必要がある。	

【 避難スペースのイメージ 】 (1人当たり約 3 m^2 の場合)



4. 避難所運営組織及び避難者グループの編成

町内会組織代表者、自主防災組織代表者、施設管理者等により、各避難所の避難所運営組織について事前に検討しておく必要がある。

また、町内会組織、自主防災組織においては、事前に避難所での組編成（避難者グループの編成）を検討しておくとともに、組長を選出しておくことが望まれる。

5. 避難所の鍵の保管

指定避難所施設が閉鎖されている時間に地震等による災害が発生した場合、施設管理者が避難所へ到着する前に、町内会組織、自主防災組織や町担当職員によって緊急に避難所を開設する必要がある場合が想定される。

このため、門や玄関等の施設の鍵を事前に町内会組織や自主防災組織及び町担当職員で保管することが必要となることから、誰が、どこの鍵を保管するのか、鍵の保管・管理方法等を事前に決定し、鍵の保管については、避難所ごとに【様式 22】鍵の保管者リスト（資-25）を作成し、年一回定期的に見直し、更新する。

6. 備蓄

災害に備え、計画的に備蓄物資の拡充を図ることとするが、避難所は不特定多数の人が駆けつける施設であるため、予定を上回る備蓄内容や数量が必要になることも想定される。このため、自助・共助の考えに基づき、家庭や職場において、3日間程度生活ができる食料や水（1人1日3リットル）の備蓄、非常持出し品を準備しておくことが必要である。また、自主防災組織においても、地域で必要な資機材等を話し合い備蓄しておくことが必要である。

7. 避難所運営マニュアルに基づく避難所開設訓練の実施

災害時に速やかに避難所の開設が行えるよう、日頃から町担当職員と地域住民が開設する施設において、実践的な避難所開設・運営に関する訓練を実施し、マニュアルの習熟に努める。

《 避難所開設訓練のメニュー例 》

- ・避難誘導＝自宅～避難所へ
 - ・避難所の開錠
 - ・避難所の被災状況の確認
 - ・避難者カードの配布、記入（避難者人数、家族構成等の確認、集約）
 - ・水道水（飲み水等）の使用可否の確認
 - ・トイレの使用可否の確認（簡易トイレの備蓄がある場合は組み立て訓練を実施）
 - ・備蓄資機材の確認、各種機器の使用体験
 - ・掲示板の設置
 - ・電話、FAX 等通信機器、テレビ、ラジオの設置
 - ・避難所生活の役割分担（責任者の決定・連絡員の設定）、避難所運営ルールの確認
 - ・ボランティア要請、受け入れ訓練
- ※実際に指定されている避難所を活用すること。
- ※実際に避難する地域住民と情報を共有すること。

避難所被害状況チェックリスト（木造建築物用）

【避難所名】

【確認者名】

年 月 日実施

質 問	該 当 項 目		
1. 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ	B 傾いている感じがする	C 倒れ込みそうである
2. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化、地盤沈下等が生じましたか？	A いいえ	B 生じた	C ひどく生じた
3. 建物の基礎が壊れましたか？	A いいえ	B 壊れた	C ひどく壊れた
4. 建物が傾きましたか？	A いいえ	B 傾いている感じがする	C 明らかに傾いている
5. 外壁材が落下しましたか？または、外壁材に亀裂が生じましたか？	A いいえ	B 落下した、または大きな亀裂がある	C 落下した
6. 屋根瓦が落下しましたか？	A いいえ	B ずれた	C 落下した
7. 窓ガラスが割れましたか？	A いいえ	B 数枚割れた B たくさん割れた(Cの回答はなし)	
ここまでのチェックで、BまたはCの該当項目があった場合は、建物内に入ってチェックする必要はなく、質問8～12までの内部の状況については、点検する必要はありません。 なおその他、目についた被害等があれば、質問13の回答欄に記入してください。			
8. 床が壊れましたか？	A いいえ	B 少し傾いた(下がった)	C 大きく傾いた(下がった)
9. 柱が折れましたか？	A いいえ	B 割れを生じたものがある	C 完全に折れたものがある
10. 内部の壁が壊れましたか？	A いいえ	B ひび割れや目透きが生じた	C 壁土やボードが落下した
11. 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ	B 建具やドアが動きにくい	C 建具やドアが動かない
12. 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ	B 落下しかけている	C 落下した
13. その他、目についた被害を記入してください。 (例えば、塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が壊れたなど)			

質問1～12を集計します。



	判 定	対 応
Cがひとつでもある	危険	施設内へは立ち入らず、町災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。
Cはないが、Bがひとつでもある	要注意	施設内へは立ち入らず、町災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じる。
Aのみである	使用可	危険箇所注意到意し、施設を使用する。

※判定に際して、わからないことがあれば、町災害対策本部に相談してください。

※このチェックリストによる判断は、あくまで臨時的なものであり、町災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く応急危険度判定士による判定を受けてください。

【様式 1-2】

避難所被害状況チェックリスト（コンクリート造等建築物用）

【避難所名】

【確認者名】

年 月 日実施

	該 当 項 目		
1. 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ	B 傾いている感じがする	C 倒れ込みそうである
2. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化、地盤沈下等が生じましたか？	A いいえ	B 生じた	C ひどく生じた
3. 建物が沈下しましたか。あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A いいえ	B 生じた	C ひどく生じた
4. 建物が傾斜しましたか？	A いいえ	B 傾斜している感じがする	C 明らかに傾斜している
5. 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	A ・いいえ ・髪の毛程度のひび割れがある	B 比較的大きなひび割れが入っている	C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
6. 外壁タイル・モルタル等が落下しましたか？	A いいえ	B 落下しかけている B 落下している(Cの回答はなし)	
ここまでのチェックで、BまたはCの該当項目があった場合は、建物内に入ってチェックする必要はなく、質問7～10までの内部の状況については、点検する必要はありません。 なおその他、目についた被害等があれば、質問 11 の回答欄に記入してください。			
7. 床が壊れましたか？	A いいえ	B 少し傾いた (下がった)	C 大きく傾いた (下がった)
8. 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	A ・いいえ ・髪の毛程度のひび割れがある	B 比較的大きなひび割れが入っている	C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9. 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ	B 建具やドアが動きにくい	C 建具やドアが動かない
10. 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ	B 落下しかけている	C 落下した
11. その他、目についた被害を記入してください。 (例えば、塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が壊れたなど)			

質問1～10を集計します。



	判 定	対 応
Cがひとつでもある	危険	施設内へは立ち入らず、町災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。
Cはないが、Bがひとつでもある	要注意	施設内へは立ち入らず、町災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じる。
Aのみである	使用可	危険箇所に注意し、施設を使用する。

※判定に際して、わからないことがあれば、町災害対策本部に相談してください。

※このチェックリストによる判断は、あくまで臨時的なものであり、町災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く応急危険度判定士による判定を受けてください。

避難所開設チェックリスト

【避難所名】

【確認者名】

年 月 日実施

確認項目		細 部	確認
1	建物の安全確認	「避難所被災状況チェックリスト」による安全確認を実施したか	☐
2	設備・ライフラインの確認	電気が使用できるか	☐
		上水道が使用できるか	☐
		ガスが使用できるか	☐
		電話、FAX など、既設の通信手段が使えるか	☐
		インターネットは使用できるか	☐
		トイレが使用できるか	☐
		放送設備が使えるか	☐
3	町災害対策本部への報告	避難所の状況報告を行う（初動期）	☐
4	避難スペースの確保	避難スペースを確保したか	☐
		要配慮者に配慮したスペースを確保したか	☐
		立入り禁止スペースの指定・表示は行ったか（貼り紙やロープ等による）	☐
5	避難者カードの記入	避難者カードの記入依頼	☐
6	避難者への説明	避難所運営ルール of 配布・説明	☐
		トイレの使用場所、火気取扱についての説明	☐
		避難者の未登録者への登録依頼	☐
7	非常用資機材等の確認	資機材等の確認	☐
		非常用設備等の確認	☐
8	物資の確認	水、食料、生活物資の有無の確認	☐
9	町災害対策本部への要請事項の整理、報告	不足食料、物資の整理・要請	☐
		応援要員の要請	☐
10	広報	広報を実施したか	☐
			☐
			☐

避難者カード（在宅被災者等を含む）

【避難所名】

【No.】

世帯代表者名	入所年月日		年	月	日	所属町内会名
住所 電話	緊急連絡先	氏名				
		住所 電話	() -			
家屋の被災状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊	車（車中のみ）	車種：	色：	ナンバー：	

※同居家族全員を記入してください。各項目の該当するものに○をつけてください。

氏名	年齢	性別	続柄	特別食	必要な支援	避難状態	退所日	退所後の連絡先
世帯代表者		男・女		・要() ・否	・要() ・否	・避難所 ・在宅 ・車中	/	住所： 電話：
		男・女		・要() ・否	・要() ・否	・避難所 ・在宅 ・車中	/	住所： 電話：
		男・女		・要() ・否	・要() ・否	・避難所 ・在宅 ・車中	/	住所： 電話：
		男・女		・要() ・否	・要() ・否	・避難所 ・在宅 ・車中	/	住所： 電話：

◎他からの問い合わせがあったとき、住所、氏名を公表してもよいですか。 [よい ・ よくない]

- ・内容に変更がある場合は、速やかに被災者管理班に問い合わせて修正してください。
- ・このカードにご記入頂いた個人情報、避難所を円滑に運営する目的以外には使用致しません。

内灘町災害対策本部長 宛

避難所状況報告書（初動期用）

[第 報]

【避難所名】

【報告者名】

(第一報～第三報)

年 月 日 時 分作成

開設日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
受信手段	FAX・電話・伝令・その他（ ）	
避難者数	人	
世帯数	世帯	
避難所及び 避難所周辺の状況	建物(施設の安全確認)	未実施・安全・要注意・使用に適さず
	人命救助(救急・救助)	不要・必要(約 人)・不明
	延焼	なし・延焼中(約 件)・大火の危険
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通
	周辺の道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不能
	建物倒壊	ほとんどなし・あり(約 件)・不明
	その他、特異な状況	
避難所機能の確認	電気	
	水道	
	トイレ(水洗)	
	その他、特異な状況	
緊急を要する事項		
参集した町担当職員		
参集した施設管理者		

対策本部受信日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
受信者	所属
	氏名

【様式4-2】

内灘町災害対策本部長 宛

避難所状況報告書

【避難所名】

【報告者名】

(第四報以降)

年 月 日 時 分作成

町災害対策本部受信者					
所 属:		氏名:		受信時刻 午前・午後 時 分	
避難者の状況			現在 (A)	前日 (B)	増減 (A - B)
	世帯数	入所者	世帯	世帯	世帯
		在宅等	世帯	世帯	世帯
		計	世帯	世帯	世帯
	人 数	入所者	人	人	人
		在宅等	人	人	人
		計	人	人	人
	傷病者数		人		
運営状況	避難所運営委員会	編成済・未編成	運営班	編成済・未編成	
	避難者グループ	編成済・未編成	備考		
地域情報	土砂崩れ	未発見 ・ あり ・ 警戒中			
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片側通行 ・ 通行不可			
	ライフライン	断 水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通			
避難所運営委員会会長名及び連絡先					
連絡事項	運営班名	対応状況		今後の要求、展開	
	総務班				
	被災者管理班				
	情報班				
	施設管理班				
	食料物資班				
	救護班				
	避難行動要支援者避難支援班				
	衛生班				
	ボランティア班				
今後対処すべき事項、予見される事項 (水、食料の過不足/物資の過不足/風邪などの発生状況/避難所の生活状況/避難者の雰囲気 など)					

避難所運営組織

【避難所名】

年 月 日現在

役 職		氏 名	所属グループ	電話(携帯)	備考
会長			組		
副会長			組		
			組		
総務班	長		組		
	副		組		
被災者管理班	長		組		
	副		組		
情報班	長		組		
	副		組		
施設管理班	長		組		
	副		組		
食料物資班	長		組		
	副		組		
救護班	長		組		
	副		組		
避難行動要支援 者避難支援班	長		組		
	副		組		
衛生班	長		組		
	副		組		
ボランティア班	長		組		
	副		組		

	氏 名	電話(携帯)	備考
町担当職員			
施設管理者			

【様式6】

主食依頼票

【No. _____】

避難所	発信時刻		月		日		午前・午後		時		分	
	避難所	避難所名										
		発注依頼者 FAX TEL										
	依頼	避難者用		食	}	計		食	うち、柔らかい食事		食	
		在宅被災者用		食				食				
その他の依頼内容												

町災害対策本部	受信者名		本部食料担当（本票受取者名）									
	処理結果	避難者用		食	}	計		食	うち、柔らかい食事		食	
		在宅被災者用		食				食				
	発注業者 FAX TEL											
	配送業者 FAX TEL											
	到着確認時間		月		日		午前・午後		時		分	
	処理担当者											

- 町担当職員は、FAX で依頼を行うことを原則とする。
- FAX での依頼を行うことができない場合は、必ず控えを残す。
- 避難所の町担当職員は、受領時にその旨を町災害対策本部へ連絡する。
- 避難者用の中には、町担当職員、施設管理者の人数も含めるものとする。

物資依頼票

【No. _____】

①	発信日時		月 日 時 分			②	発注先業者名			
	避難所名						FAX (TEL)			
	避難所住所						票 No. _____、 票枚数 _____ 枚			
	発注依頼者		氏名)				受付日時		月 日 ()	
			TEL)				AM・PM		時 分	
			FAX)				本部受信者名			
							TEL)			
							FAX)			
		商品コード	品 名	サイズなど	数量		単位 [ケース] (ケ・箱)	備考	個口	
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
6										
7										
8										
9										
10										
								個口合計		

○一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数で注文して下さい。

○性別などは「サイズなど」の欄に記入して下さい。

○食料物資班の人はこの伝票に記入し、町担当職員に配達・注文を要請して下さい。

○町担当職員は、原則として FAX で依頼を行って下さい。

○FAX が使用できない場合は、必ず控えを残しておいて下さい。

○食料物資班は、受領時に「食料・物資受け入れ簿（様式 12）」に記入して下さい。

③	出荷日時	月 日 () AM・PM 時 分			
	配達者名		FAX (TEL)		
	お届け日時	月 日 () AM・PM 時 分			

④

避難所
受領
サイン

避難所日誌

【避難所名】

【No. 】

日付	事 項	措置の概要	取扱者	記録者

避難所収容者名簿（避難所）

【避難所名】

【No.】

【避難所責任者】

氏 名	性 別	年 令	住 所	収 容 期 間				日 数
				自月日・至月日				
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	

避難所収容者名簿（在宅被災者等）

【避難所名】

【No.】

【避難所責任者】

氏 名	性 別	年 令	住 所	収 容 期 間				日 数
				自月日・至月日				
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	
				自	年	月	日	
				至	年	月	日	

外 泊 届

【避難所名】 _____

【No. _____】

(ふりがな)		所属組 組
氏 名		
外泊期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (計 日間)	
同行者		
緊急の場合の連絡先 (希望者のみ)		
備 考		

郵便物等受取り票

【避難所名】

【No.】

No.	受付月日	宛名	所属組	郵便物等の種類	受付月日	受取人
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	
	/			葉書・封書・小包・その他 ()	/	

給食記録簿

【避難所名】

【No.】

給食年月日		年 月 日		給食区分	朝 ・ 昼 ・ 夜	
No.	世帯主氏名	世帯 員数	給食数	給食内容	組名	
計						

【様式 15】

食料管理簿

【避難所名】

【No. _____】

分 類	品 目	日 付						
		／	／	／	／	／	／	／
	確 認 者							

※チェックした日付と在庫数を記録する。

物資管理簿

【避難所名】

【No.】

分 類	品 目	日 付							
		/	/	/	/	/	/	/	/
確 認 者									

※チェックした日付と在庫数を記録する。

炊き出し記録簿

【避難所名】

【No.】

給食年月日	給食区分・給食数・給食内容			給食先
	朝 食	昼 食	夜 食	
	献立) ・ ・ ・ ・	献立) ・ ・ ・ ・	献立) ・ ・ ・ ・	
給食数	食	食	食	記録者：
費用	円	円	円	
	献立) ・ ・ ・ ・	献立) ・ ・ ・ ・	献立) ・ ・ ・ ・	
給食数	食	食	食	記録者：
費用				
	献立) ・ ・ ・ ・	献立) ・ ・ ・ ・	献立) ・ ・ ・ ・	
給食数	食	食	食	記録者：
費用				
	献立) ・ ・ ・ ・	献立) ・ ・ ・ ・	献立) ・ ・ ・ ・	
給食数	食	食	食	記録者：
費用				
	献立) ・ ・ ・ ・	献立) ・ ・ ・ ・	献立) ・ ・ ・ ・	
給食数	食	食	食	記録者：
費用				

(注) 1 「給食先」欄は、炊き出し配給先（例えば〇〇避難所のように）記入すること。

【避難所名】

No.

[illegible]

衛生管理チェックリスト

【避難所名】

No.

[illegible]

【様式 20】

避難所ペット登録台帳

【避難所名】

【No.】

No.	ペットに関する情報			
	飼育者氏名	住 所		電話
	動物の種類	性 別 オス・メス	登録日 年 月 日	退所日 年 月 日
	体 長 cm	毛 色	ペットの名前	備 考（鑑札番号等）
	飼育者氏名	住 所		電話
	動物の種類	性 別 オス・メス	登録日 年 月 日	退所日 年 月 日
	体 長 cm	毛 色	ペットの名前	備 考（鑑札番号等）
	飼育者氏名	住 所		電話
	動物の種類	性 別 オス・メス	登録日 年 月 日	退所日 年 月 日
	体 長 cm	毛 色	ペットの名前	備 考（鑑札番号等）
	飼育者氏名	住 所		電話
	動物の種類	性 別 オス・メス	登録日 年 月 日	退所日 年 月 日
	体 長 cm	毛 色	ペットの名前	備 考（鑑札番号等）

【様式 21】

災害ボランティア活動記録簿

【避難所名】

【No.】

No.	氏名	登録 確認	活動内容

鍵の保管者リスト

【避難所名】 _____

(年 月 日 現在)

所属等	氏 名	連絡先（携帯電話等）

※鍵を持っている人は、災害が発生したら、先ず駆け付けてください。

【参考１】

避難所運営ルール（案）

- 1 この避難所は、災害時における地域住民の生活の場となる避難所です。
- 2 避難所の円滑な運営を行うため、避難所運営委員会を設置しますので、その指示に必ず従ってください。
- 3 避難所は、地域のライフラインの復旧及び被災者の一定の生活ができるまでを目処として設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。
- 4 避難できる場所は、体育館、普通教室等、避難所運営委員会の指定する場所になりますので、指示に従ってください。
- 5 食料、物資は、原則として全員に配給できるまで配給しません。
 - （１）食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
 - （２）特別な事情の場合は、避難所運営委員会の理解と協力を得てから配給します。
 - （３）配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく配給します。
- 6 消灯は、夜（ ）時です。
 - （１）廊下は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
 - （２）避難所運営委員会の事務室など、管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 7 放送は、原則として、夜（ ）時で終了します。
- 8 電話は、原則として受信のみとし、呼び出しは午前（ ）時から、夜（ ）時まで行います。
 - （１）電話の呼び出しは、放送及び掲示板により行い、伝言を伝えます。
 - （２）建物内の公衆電話は、緊急用とします。
- 9 トイレの清掃は、朝（ ）時、午前（ ）時、午後（ ）時に、避難者が交替で行います。
 - （１）清掃時間は、放送で知らせます。
 - （２）使用可能な水洗トイレは、使用后バケツの水で流してください。
- 10 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
なお、裸火の使用は厳禁とします。
- 11 犬、猫等の動物類を室内に入れることは禁止します。ただし、補助犬（注）は、除きます。
ペットを連れてきた避難者は、衛生班に届け出なければなりません。
（注）補助犬：目や耳、体の不自由な人のために働く盲導犬、聴導犬、介助犬のこと
- 12 避難者は、当番等を通じて自主的に避難所の運営に参加してください。
- 13 障害者、高齢者、乳幼児等災害時要請援護者の通常の生活に介護等特別な事情がある場合は、避難所運営委員会に届け出てください。
- 14 その他、避難生活上困ったことがあった場合は、相談窓口に申し出てください。

避難所運営委員会規約（案）

（目的）

第1 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、_____避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成員）

第2 委員会の構成員は、次のとおりとする。

- （1）避難所運営組織の会長、副会長
- （2）各運営班の班長
- （3）避難者グループの組長

2 委員会で承認されたときは、町担当職員や施設管理者は、委員会に出席し意見を述べることができる。

（廃止）

第3 委員会は、電気、水道等のライフライン復旧時を目処とする避難所閉鎖の日に廃止する。

（任務）

第4 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

2 委員会は、毎日、_____時に定例会議を行うこととする。

3 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、被災者管理班、情報班、施設管理班、食料物資班、救護班、避難行動要支援者避難支援班、衛生班、ボランティア班を設置する。

4 各運営班の班長は、第2条1項に基づき、委員会に出席する。

（役員）

第5 委員会には、次の役員を置く。

- （1）会長1名
- （2）副会長2名
- （3）各運営班長1名

2 会長は委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

（総務班の業務）

第6 総務班は、避難所運営委員会の事務局業務や避難所の記録、避難所運営ルール of 作成と風紀・防犯対策、取材への対応資料の作成、避難所周辺の交通整理に関する業務を行う。

（被災者管理班の業務）

第7 被災者管理班は、避難者の名簿の作成・管理や名簿の公開、安否確認等問い合わせへの対応、郵便物・宅配便等の取次ぎに関する業務を行う。

（情報班の業務）

第8 情報班は、情報収集をはじめ、避難所内での情報伝達や在宅被災者等への情報伝達、広報窓口の設置に関する業務を行う。

（施設管理班の業務）

第9 施設管理班は、避難所の安全確認及び危険箇所への対応や施設利用スペースの確保、防火・防犯対策、必要となる設備・備品の確保、生活用水の確保、非常用電源の確保に関する業務を行う。

（食料物資班の業務）

第10 食料物資班は、避難所の食料・物資の調達をはじめ、食料・物資の受け入れ、食料・物資の配布、炊き出しへの対応、食料・物資の管理に関する業務を行う。

（救護班の業務）

第11 救護班は、避難者の傷病者等の把握や救護所・医療機関の開設状況の把握、医薬品の確保、AED（自動体外式除細動器）の設置場所の確認等のほか、避難者の健康状態の把握や車中泊避難者等への対応に関する業務を行う。

（避難行動要支援者避難支援班の業務）

第12 避難行動要支援者避難支援班は、避難行動要支援者及び要配慮者の避難状況の把握や避難行動要支援者及び要配慮者の状況・ニーズの把握並びに支援に関する業務を行う。

(衛生班の業務)

第13 衛生班は、避難所のごみ処理対策や清掃、衛生管理をはじめ、避難者の風呂、洗濯、トイレ対策、ペット対策に関する業務を行う。

(ボランティア班の業務)

第14 ボランティア班は、ボランティアの受け入れや派遣されたボランティアの管理に関する業務を行う。

(その他)

第15 この規約にないことは、そのつど、委員会の協議により決定する。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

【参考3】

食料・物資等の配布方針（案）

- ① 物資・食料・水などは公平に配布します。
- ② 数量が不足する物資などは、その物資などの内容を問わず高齢者・障害者、子ども、大人の順に配布します。
- ③ 物資・食料の配布は、各組の代表者の方にお渡ししますので、各組内で配布するようにして下さい。
- ④ 物資などの配布は、原則毎日_____時頃に、場所は_____で食料物資班が配布するので、秩序を持って班員の指示に従い受け取ってください。
- ⑤ 配布する物資などの内容、数量は、その都度、放送などで避難者へ伝達します。
- ⑥ 各自必要な物資などは、食料・物資配布窓口に申し込んでください。在庫がある物はその場でお渡しします。在庫に無い物は本部へ要請しますので、入ったかどうか各自で窓口へ

ペットの飼育ルール広報文（案）

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- 1 避難所運営委員会の指示には、必ず従ってください。
- 2 ペットは、指定された場所につなぐか、檻の中で飼ってください。
- 3 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- 4 ペットへの苦情、及び危害防止に努めてください。
- 5 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- 6 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- 7 ノミの駆除に努めてください。
- 8 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- 9 飼育困難な場合は、避難所運営委員会に申し出て相談してください。
- 10 他の避難者とのトラブルが発生した場合は、速やかに避難所運営委員会まで届け出てください。

内灘町災害対策本部

避難所運営委員会

9 内灘町災害対策本部の事務分掌

部	班	事務分掌事項
総務対策部 (総務部)	総務班 (総務課)	○災害対策本部・防災会議に関する事 ○各部の総合連絡調整に関する事 ○情報収集活動の総括に関する事 ○応援要請（県・自衛隊・協定締結先・その他）に関する事 ○避難勧告等の発令、警戒区域の設定に関する事 ○災害に関する広報全般に関する事 ○報道機関への対応（協力要請・発表等）に関する事 ○情報伝達活動の総括に関する事 ○自主防災組織等への連絡調整に関する事 ○防災関係機関との連絡調整に関する事 ○県への災害状況の報告に関する事 ○激甚災害の適用申請に関する事 ○災害記録の作成に関する事 ○災害救助法の適用、救助内容の取りまとめに関する事 ○職員の動員に関する事 ○職員とその家族の安否確認に関する事 ○職員の勤務ローテーションに関する事 ○職員のメンタルケア・惨事ストレスに関する事 ○他自治体職員応援受入れに関する事 ○受援計画の策定に関する事 ○情報ネットワーク・電算システムの維持管理に関する事 ○庁舎施設の維持管理に関する事 ○車両の確保・手配に関する事 ○災害時の交通安全対策に関する事
	財政班 (財政課)	○人命危険関係の情報収集（家屋倒壊・火災発生・救出要請等）に関する事 ○住民等からの災害通報内容の整理に関する事 ○要請情報の取りまとめ・指示に関する事 ○災害予算・緊急経費の支払に関する事 ○視察者・見舞者等の対応に関する事
	税務班 (税務課)	○救援物資の集積・配送拠点の確保に関する事 ○食料品・生活必需品等の需要把握及び調達に関する事 ○被害家屋調査（罹災証明発行に伴う調査）に関する事 ○応急危険度判定に関する協力 ○町税等の減免措置に関する事 ○町税等の徴収猶予措置に関する事
	議会事務局班 (議会事務局)	○議会活動に関する事
	会計班 (会計課)	○災害に伴う金銭の出納に関する事 ○義援金の受入・管理・交付に関する事 ○災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護金の手続き及び支給に関する事

部	班	事務分掌事項
町民福祉対策部 (町民福祉部)	住民班 (住民課)	○避難者名簿の作成に関する事 ○要搜索者名簿の作成に関する事 ○行方不明者の調査に関する事 ○安否情報の対応に関する事 ○罹災者名簿の作成に関する事 ○罹災証明書発行に関する事 ○被災者生活再建支援制度に関する事 ○火葬許可書の交付に関する事 ○遺体の処理・埋火葬に関する事 ○災害廃棄物（ごみ・し尿）の処理計画作成に関する事 ○応急トイレ対策活動に関する事 ○清掃計画の立案に関する事 ○災害廃棄物（ごみ・し尿）の収集・処理・管理に関する事 ○へい死鳥獣の処理、動物愛護に関する事 ○災害時の公害発生の防止指導に関する事 ○公害苦情の処理・対策に関する事
	子育て支援班 (子育て支援課)	○保育所の安全確保に関する事 ○応急保育に関する事 ○災害相談窓口の設置に関する事 ○災害ボランティアセンターに関する事 ○ボランティアのニーズの把握に関する事 ○ボランティアへの応援要請に関する事
	保険年金班 (保険年金課)	○救護所の設置・運営に関する事 ○医療救護班の編成に関する事 ○医療機関との連絡調整に関する事 ○トリアージタグの準備に関する事 ○医療資機材・医薬品の調達に関する事 ○防疫・保健衛生活動に関する事 ○被災者の健康管理（健康管理活動の実施）に関する事 ○被災者の心のケアに関する事 ○医療救護班の情報共有ルールに関する事 ○避難行動要支援者の健康管理に関する事
	福祉班 (福祉課)	○避難行動要支援者避難支援班の設置に関する事 ○避難行動要支援者支援避難所班の設置に関する事 ○避難行動要支援者の安否確認の状況把握に関する事 ○避難行動要支援者避難支援相談窓口の設置に関する事 ○福祉避難所の開設・運営に関する事 ○福祉仮設住宅の需要把握と設置要請に関する事 ○福祉施設入所者の安全確保に関する事 ○社会福祉施設の被害調査・応急対策に関する事 ○社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ○二次避難支援の実施に関する事

部	班	事務分掌事項
都市整備対策部 (都市整備部)	地域産業振興班 (地域産業振興課)	○商工・観光業の災害被害調査に関する事 ○金融対策・経営相談に関する事 ○農水産物の被害調査に関する事 ○農水産施設等の応急措置・復旧に関する事 ○商工会・J A・漁業組合との連絡調整に関する事 ○所管水防施設の応急復旧に関する事 ○病虫害発生防除に関する事 ○家畜等の防疫に関する事 ○罹災失業者の職業斡旋に関する事 ○水産船舶関係の被害調査に関する事 ○漂流物の処理に関する事
	企画班(企画課)	○災害後の公共交通機関の運行状況把握に関する事 ○復興計画の取りまとめ・作成に関する事
	都市建設班 (都市建設課)	○公共土木施設の被害状況のとりまとめに関する事 ○河川・海岸等の応急復旧その他緊急措置に関する事 ○道路・橋梁等の応急復旧その他緊急措置に関する事 ○水防活動に関する事 ○道路の除雪計画の策定・実施に関する事 ○公園緑地・街路樹の災害対策に関する事 ○公営住宅の被害調査・応急復旧に関する事 ○公共建築物の応急復旧に関する事 ○応急仮設住宅の設置・管理に関する事 ○被災建築物応急危険度判定に関する事 ○緊急輸送対策に関する事 ○公共交通機関との連絡調整に関する事 ○被害家屋調査(罹災証明発行に伴う調査)に関する協力 ○応急仮設住宅の提供、既存住宅の斡旋に関する事
	上下水道班 (上下水道課)	○給水活動に関する事 ○上下水道施設の被害調査・応急復旧に関する事 ○病院・福祉施設・避難所等への優先給水に関する事 ○応急給水用資機材・人員の確保に関する事 ○関係機関の連絡調整に関する事 ○関係機関へ応援要請に関する事 ○復旧用資機材の調達に関する事 ○風力発電施設の被害調査・応急復旧に関する事

部	班	事務分掌事項
消防対策部 (消防本部)	消防署	○災害対策本部・部内の連絡調整に関する事 ○関係機関への連絡に関する事 ○消防通信の統制・運用に関する事 ○医療機関の連絡調整に関する事 ○消防相互応援協定に基づく応援要請に関する事 ○緊急消防援助隊の要請に関する事 ○消防団員の非常招集に関する事 ○消防隊の総括運用・指令に関する事 ○消防災害の情報収集・伝達に関する事 ○消防資機材・物資調達確保に関する事 ○消防職団員の罹災状況の把握に関する事 ○通信施設の復旧に関する事 ○消防職団員の厚生に関する事 ○罹災証明書(火災)発行に関する事 ○公務災害補償に関する事 ○津波の警戒に関する事 ○消防警戒区域の設定に関する事 ○緊急避難の誘導に関する事 ○消防活動の対策に関する事 ○水防活動に関する事 ○火災防御活動に関する事 ○救急・救助活動に関する事 ○消防活動の状況調査に関する事 ○行方不明者の捜索に関する事 ○現場広報活動に関する事 ○現場広報の活動継続に関する事 ○被災地の警戒巡視に関する事 ○出火防止等の災害広報に関する事 ○消防水利の現況把握に関する事 ○機械器具の点検整備に関する事 ○消防活動報告書の作成に関する事 ○火災調査報告書の作成に関する事 ○救急救助活動報告書の作成に関する事 ○通信記録の作成に関する事
教育対策部 (教育部)	学校教育班 (学校教育課)	○児童・生徒の救護及び避難指示に関する事 ○児童・生徒・教職員の状況把握に関する事 ○応急教育に関する事 ○学用品・教材の調達に関する事 ○学校給食の開始に関する事
	文化スポーツ班 (文化スポーツ課)	○避難所の開設・運営・炊出しに関する事 ○自主防災組織等との連携に関する事 ○文化財の保全に関する事 ○外国人支援対策活動に関する事 ○食糧供給活動(税務班と連携)に関する事 ○旅館等の活用・連携に関する事

※ 表記の事務分掌事項以外に、所管施設の被害状況及び復旧活動を行う。

※ 事務量に偏りが生じている場合、部長の判断により部の範囲内で班員の異動又は事務分掌の一時的な所管を変更することができる。

10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（一部抜粋）

平成30年4月1日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間			備 考		
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。		災害発生の日から7日以内			1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上		
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。		災害発生の日から20日以内着工			1 平均1戸当たり 5,610,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間最高2年以内 4 借上型仮設住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。		
3	炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり 1,140円以内		災害発生の日から7日以内			食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)		
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内			輸送費、人件費は別途計上		
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内			1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。		
			区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
			全壊 全焼 全流出	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
				冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,100	11,200
			半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800	12,800		18,100	21,500	27,100	3,500			
6	医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内			患者等の移送費は、別途計上		

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実状に応じて支給する。
11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 211,200円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり3,400円以内 2 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	災害の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

11 自主防災組織の設置状況

■自主防災組織一覧

[平成24年4月現在]

	組 織 の 名 称	組織結成年月日
1	向栗崎地区自主防災会	平成 17 年 9 月 1 日
2	旭ヶ丘地区自主防災会	平成 8 年 4 月 26 日
3	アカシア町会自主防災組織	平成 22 年 4 月 10 日
4	緑台町会自主防災会	平成 20 年 4 月 29 日
5	千鳥台地区自主防災会	平成 14 年 6 月 22 日
6	向陽台地区自主防災会	平成 14 年 4 月 14 日
7	鶴ヶ丘東地区自主防災会	平成 13 年 3 月 11 日
8	鶴ヶ丘 4 丁目自主防災会	平成 18 年 6 月 1 日
9	鶴ヶ丘 5 丁目町会自主防災会	平成 20 年 12 月 21 日
10	大清台地区自主防災会	平成 21 年 4 月 12 日
11	大根布区防災組織	昭和 60 年 4 月 1 日
12	大学 2 丁目地区自主防災会	平成 21 年 4 月 8 日
13	ハマナス町会自主防災会	平成 20 年 4 月 13 日
14	宮坂区自主防災会	平成 23 年 4 月 17 日
15	白帆台町会自主防災会	平成 22 年 7 月 25 日
16	西荒屋区自主防災会	平成 21 年 4 月 1 日
17	室区自主防災会	平成 23 年 5 月 29 日

第2章 自治体間との災害相互応援協定の締結状況

No.	応 援 協 定 等 の 名 称	協 定 等 の 締 結 先	締 結 年 月 日
1	内灘町・金沢市消防相互応援協定	金沢市	昭和43年1月30日
2	内灘町・津幡町消防相互応援協定	津幡町	昭和55年2月1日
3	石川県消防広域応援協定	石川県内市町村等	平成3年8月1日
4	内灘町・かほく市消防相互応援協定	かほく市	平成16年5月1日
5	金沢市・内灘町災害相互応援協定	金沢市	平成17年8月18日
6	かほく市・津幡町・内灘町災害相互応援協定	かほく市、津幡町	平成21年4月3日
7	石川県下水道等災害時における相互支援ルール	石川県の関係機関、県内市町	平成21年4月
8	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 北陸地方整備局	平成23年3月1日
9	大規模災害時における施設使用に関する協定	津幡警察署	平成26年1月24日
10	石川県消防防災ヘリコプター支援協定	石川県	平成26年4月1日
11	大規模災害時における相互応援に関する協定	北海道宗谷郡猿払村	平成29年3月1日

1 内灘町・金沢市消防相互応援協定

第1条 内灘町と金沢市は、この協定に定めるところにより、相互に消防の応援を行うものとする。

第2条 内灘町消防長（以下「甲」という。）又は金沢市消防長（以下「乙」という。）は、いずれか一方の所管区域内において火災その他の災害が発生したときは、次の区分により応援隊を派遣するものとする。

（1）甲または乙の消防機関が、電話その他によって別表に定める派遣地域に火災の発生を知ったときは、2隊または3隊の分団消防隊を派遣する。

（2）火災その他の災害の規模、性状その他特別の事情により、甲または乙から要請があったときは、前号の規定にかかわらず、可能な限度において必要な車種の消防隊または救急隊を要請された地域に派遣する。

第3条 派遣された応援消防隊の火災防御その他の消防活動の指揮は、内灘町の区域では甲が行い、金沢市の区域では乙が行うものとする。

第4条 応援のために要した経費は、次により処置するものとする。

（1）機械器具の小破損の修理、機械用燃料その他の消耗資材、隊員の諸手当および被服の補修等の諸経費は応援側で負担する。ただし、消費した消火薬剤および応援が長期にわたった場合における現地での補給燃料ならびに退院の給食のための経費は受援側の負担とすることができる。

（2）機械器具の重大な破損の修理のための経費および隊員の公務災害補償、弔慰のため経費ならびに一般人に与えた損害の賠償その他の経費は、受援側で負担する。ただし事故の発生状況のその他の理由で、これによることが妥当ではないと認められるときは双方協議のうえその一部または全部を応援側の負担とする。

（3）前各号に掲げるもののほか、必要とした経費の負担区分については、その都度双方が協議して定めるものとする。

第5条 この協定に疑義を生じた場合または定めのない事項が生じた場合においては、双方協議のうえ決定するものとする。

第6条 この協定の有効期限は、昭和43年2月1日から昭和44年1月31日までとする。

（2）前項の期間満了の1ヶ月前までに、双方のいずれからもこの協定の解消又は、改訂の意思表示がないときはさらに、1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（3）この協定の有効期間中であっても双方協議のうえ、これを改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

昭和43年1月30日

別表 [第2条第1号の規定による派遣地域]

甲の派遣する地域	栗崎町、須崎町、蚊爪町
乙の派遣する地域	向栗崎、鶴ヶ丘、大根布

2 内灘町・津幡町消防相互応援協定

消防組織法第 21 条の規定に基づき内灘町長中村小重（以下甲という。）津幡町長矢田剛（以下乙という。）との消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

第 1 条 甲町は乙町の区域内、乙町は甲町の区域内に発生した火災防御のため、被災地側から応援の要請があった場合においては、相互に消防団を派遣するものとする。

（１）甲町又は乙町の消防機関が次の区域内に火災の発生を覚知したときは、前項の応援要請があったものとみなし直ちに消防団を派遣することができる。

甲町が派遣する区域 乙町全域

乙町が派遣する区域 甲町全域

（２）火災以外の災害であっても、被災地において人命救助又は災害防御のため必要があると認めるときは応援を要請することができる。この場合において、応援の要請を受けた甲町又は乙町は、できる限りその要請に応ずるものとする。ただし、他の法令に定めのある場合は、その定めるところによる。

第 2 条 この協定に基づき、応援のため出動した消防団は、被災地側の消防隊長又は消防団長の指揮下に行動するものとする。

第 3 条 応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

（１）消防機械器具の故障の修理、燃料および消防団員の手当等の通常経費は応援側の負担とする。ただし、消費した消化薬剤及び応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給ならびに団員の給食等については、被応援側の負担とする。

（２）消防機械器具の重大な破損の修理並びに建物若しくは一般人等の損害に対する賠償又は消防団員の公務災害補償その他の諸経費の負担については、そのつど両者が協議して定めるものとする。

第 4 条 この協定実施について、必要な事項は甲町長と乙町長が協議のうえ定める。

第 5 条 この協定の有効期間は、昭和 55 年 4 月 1 日から昭和 56 年 3 月 31 日までとする。

第 6 条 前項の期間満了 1 ヶ月前まで、双方のいずれからこの協定の解消又は、改訂の意志表示がないときはさらに、1 年間有効期間を延長するものとする。以後この例による。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

昭和 55 年 4 月 1 日

3 石川県消防広域応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により、石川県域内（以下「県内」という。）で大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防の広域的な応援を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 上記以外で応援を必要とする災害、事故等

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等の消防長が当該市町村等の保有する消防力及び近隣市町村等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が困難と認める場合において、第2条に規定する市町村等の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援部隊の派遣)

第5条 市町村等の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 市町村等の消防長は、前条の応援要請に対する諾否について速やかに要請市町村等の消防長に通報するものとする。

(応援部隊の指揮)

第6条 要請市町村等における応援部隊の指揮は、要請市町村等の消防長が応援部隊の長に対して行うものとする。

(応援の中断等)

第7条 応援市町村等において応援部隊の派遣を中止にしなければならない特別の事態が生じた場合は、応援を中断することができるものとする。

2 災害区域にある市町村において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部が設置された場合は、この協定に基づく応援は終了するものとする。

(知事への通報)

第8条 火災及び応援の状況については、速やかに石川県知事（以下「知事」という。）に通報するものとする。

(知事の補完)

第9条 この協定による目的が達せられないおそれのある場合において、知事はこれを補完するため、必要な指示を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか概ね次の区分によるものとする。

- (1) 応援市町村等の負担 機械器具の小破損の修理費用、燃料費用並びに消防職員の出動手当及び死傷による補償
- (2) 要請市町村等の負担 (1)に掲げるもの以外のもの

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議の上決定するものとする。
(情報提供等)

第 11 条 市町村等の消防長は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第 12 条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定めるものとする。
(疑義の協議)

第 13 条 この協定に規定していない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

2 この協定の成立を証明するため、本書 48 通を作成し、記名押印の上、各 1 通を保管する。

4 内灘町・かほく市消防相互応援協定

第1条 内灘町（以下「甲」という。）とかほく市（以下「乙」という。）は、消防組織法第21条第2項の規定に基づき、消防相互応援協定を締結し、消防力の強化を図ることを目的とする。

第2条 内灘町消防長（以下「甲の消防長」という。）とかほく市消防長（以下「乙の消防長」という。）は、いずれか一方の所管区域内において火災その他の災害が発生したときは、次に定めるところにより、応援隊を派遣するものとする。

（1）災害の規模、性状その他特別の事情により甲の消防長または乙の消防長からの要請（電話）があった場合には、当該要請に対し可能な限度において必要な車種の消防隊または救急・救助隊（以下「応援隊」という。）を要請された地域に派遣する。（消防隊とは消防団員により編成した消防隊含む。）

第3条 前条の規定に基づき派遣した応援隊は、受援側の消防長の指揮を受け、行動するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

第4条 第2条の規定に基づく応援に要した経費は、次に定めるところにより負担するものとする。

（1）次の経費は応援側の負担とする。

- ア 燃料（次号ウに掲げる燃料を除く。）、機械器具の小破損の修理及び被服等の補修
- イ 消防隊員及び消防団員の手当等

（2）次の経費は受援側の負担とする。

- ア 建物及び施設ならびに機械器具の重大な破損の修理費
- イ 消防隊員及び消防団員の公務災害補償、弔慰のための経費及び第三者に与えた損害の賠償その他の経費
- ウ 消費した消火薬剤及び応援が長時間にわたった場合における現地で
の補給燃料ならびに消防隊員及び消防団員の給食のための経費

（3）前各号に掲げるもののほか、必要とした経費の負担区分については、その都度、甲、乙双方が協議のうえ決定するものとする。

第5条 この協定の有効期間は、平成16年5月1日から平成17年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1箇月前までに、甲及び乙のいずれの側からもこの協定の改定意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、それ以後も同様とする。

第6条 この協定の有効期間中であっても、甲、乙双方が協議のうえこの協定を改定することができる。

第7条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲、乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

第8条 この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

附 則

この協定の発効に伴い、すでに協定済みの昭和55年4月1日付け宇ノ気町、七塚町、高松町並びに昭和62年9月9日付け河北広域消防事務組合と内灘町との消防相互応援協定は廃止する。

平成16年5月1日

5 金沢市・内灘町災害相互応援協定

金沢市と内灘町は、いずれかの行政区域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市町の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、友愛的精神に基づき、相互に応援協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- （1）住民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- （2）食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- （3）清掃活動
- （4）水道、下水道等の応急復旧活動
- （5）被災児童生徒の受入れ
- （6）被災者に対する住宅の提供
- （7）ボランティアのあっせん
- （8）その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 応援を要請しようとする被災市町は、応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された市町は全面的に応援活動を実施するものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの行政区域において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡が取れない場合には、当該被災市町以外の市町が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市町が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 両市町は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡担当部局を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（住民の連携・協力）

第6条 両市町は、災害時の防災活動を迅速かつ円滑に行うため両市町の住民が連携して行う訓練や研修等を積極的に支援し、住民の防災力の向上に努めることとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各市町は記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年8月18日

6 かほく市・津幡町・内灘町災害相互応援協定

かほく市、津幡町及び内灘町は、いずれかの行政区域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市町の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、友愛的精神に基づき、相互に応援協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- （1）住民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- （2）食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- （3）清掃活動
- （4）水道、下水道等の応急復旧活動
- （5）被災児童生徒の受入れ
- （6）被災者に対する住宅の提供
- （7）ボランティアのあっせん
- （8）その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 応援を要請しようとする被災市町は、応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市町は全面的に応援活動を実施するものとするが、協定市町の被災状況に応じて応援活動を行うものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの行政区域において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡が取れない場合には、当該被災市町以外の協定市町は相互に連絡調整するとともに自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市町が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市町は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡担当部局を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定市町は署名押印の上、各1通を保有する。

平成21年4月3日

7 石川県下水道等災害時における相互支援ルール

制定：平成 9 年 4 月
改正：平成 16 年 4 月
改正：平成 17 年 4 月
改正：平成 19 年 4 月
改正：平成 21 年 4 月
改正：平成 29 年 4 月
改正：令和 2 年 4 月

1 趣 旨

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、平成 8 年 1 月に「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」として、日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部 9 県 1 市において、平成 9 年 2 月 5 日に「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（以下「中部ルール」という。）」が定められた。

さらに石川県においても、県内市町相互の支援活動を円滑に行うとともに、「中部ルール」に基づく支援活動に対応するため、平成 9 年 4 月に「石川県下水道等災害時における相互支援ルール」を定めた。

その後、平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震における課題や問題点を踏まえ、平成 19 年 6 月に全国ルールが大幅に見直され、さらに中部ルールも平成 20 年 7 月 15 日に見直された。

そのような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど大きな被害を受けたことから、複数の都道府県にまたがる広域支援対応を念頭に、平成 24 年 6 月に全国ルールが見直され、さらに中部ルールも平成 24 年 8 月 24 日に見直された。

近年では、平成 28 年 4 月の熊本地震の発生を受け、下水道対策本部の業務及び応援活動を行う際の安全への留意等について見直しを行い、平成 28 年 12 月に全国ルールが見直された。

石川県では、平成 19 年 3 月 25 日に能登半島地震が発生し、大きな被害を受けた輪島市の被害調査等が県内各市町の支援により行われ、また平成 19 年 7 月 16 日の新潟県中越沖地震でも、新潟県柏崎市へ支援が行われた。さらに、平成 23 年 3 月の東日本大震災では、宮城県名取市、塩竈市等へ支援が行われた。

これら地震での経験や全国ルール及び中部ルールの改正を反映し、災害時における相互支援がさらに迅速かつ円滑に行われるよう必要な事項を定める。

2 目 的

本ルールは、大規模な地震等により下水道または集落排水施設等（以下「下水道等」という。）が被害を受け、これを管理する市町独自では対応が困難な場合に、当該市町を越えた他市町等の支援を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

なお、本ルールにおける支援は、全国ルール解説 8. の応援、派遣を含む広義の支援に関するものとする。

3 適用範囲

- (1) 本ルールは、石川県内市町等の相互支援及び下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部（以下「中部ブロック対策本部」という。）からの要請による支援に適用する。
- (2) 集落排水施設に係る支援は、原則として石川県内市町の相互支援に限るものとする。
- (3) 本ルールは、石川県地域防災計画を上位計画とし、各市町地域防災計画に抵触しないものである。

4 支援体制

石川県内の下水道等の災害時における支援体制は、次の各号にあげる団体及び機関で構成し、別紙1の連絡体系及び構成員により支援活動の協力体制をとる。

- ア 下水道、集落排水施設等実施市町（以下「関係市町」という。）
- イ 各土木総合事務所
- ウ 各農林総合事務所
- エ 県流域下水道指定管理者（以下「指定管理者」という。）

5 配備体制基準

(1) 都市計画課生活排水対策室は、地震の規模等に応じ、次の①から③の配備体制とし、情報収集及び関係機関等との連絡調整等を行う。

① 警戒配備体制

- ア 県下に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき
- イ 県下に津波警報又は大津波警報（特別警報）が発表されたとき
- ウ その他召集の必要が生じたとき

② 災害対策本部体制（都市計画課生活排水対策室に下水道対策本部を設置）

- ア 県下に震度5強以上の地震が発生したとき
- イ 県下に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき
- ウ 県災害対策本部が設置されたとき

③ 中部ブロック支援体制

- ア 中部ブロック内において地震等により中部ブロック対策本部が被災県に設置され、支援要請を受けたとき
- イ 他ブロックからの広域支援要請等により中部ブロック幹事県に中部ブロック対策本部が設置され、支援要請を受けたとき

(2) 関係市町及び指定管理者は、前(1)の体制に応じて、情報収集、連絡調整及び被害調査等を円滑に行える体制とする。

6 被害調査の実施

- (1) 関係市町及び指定管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、下水道等施設の被害調査を実施し、被害の有無にかかわらず、別紙2を別紙1の連絡体系により速やかに状況を報告するものとする。
- (2) 流域下水道関連市町は、都市計画課生活排水対策室及び指定管理者と調整し、可能な限り流域下水道幹線の被害調査に協力するものとする。

7 支援の要請

- (1) 被災市町は、被害が甚大で独自で対応困難な場合は、別紙3により下水道対策本部（都市計画課生活排水対策室）に支援を要請することができる。
- (2) 下水道対策本部は、被災市町から支援要請があった場合、県内他の関係市町の被害状況等を勘案し、資器材の提供及び職員の派遣等を別紙4により被災が無い関係市町に支援を要請する。
- (3) 下水道対策本部は、被害が大きい場合等、必要に応じて土木総合事務所及び農林総合事務所に協力を要請する。
- (4) 下水道対策本部は、県内での対応が困難と判断される場合は、中部ブロック対策本部に支援を要請する。
- (5) 都市計画課生活排水対策室は、中部ブロック内において地震等により中部ブロック対策本部が被災県に設置され、支援要請があった場合、別紙4により県内関係市町に支援を要請する。
- (6) 都市計画課生活排水対策室は、他ブロックからの広域支援要請等により中部ブロック対策本部が中部ブロック幹事県に設置され、支援要請があった場合、別紙4により県内関係市町に支援を要請する。

(7) 支援の対象は、被災自治体の下水道等施設の被害調査から復旧までとし、活動内容を次のように分類する。

① 支援活動

被害状況を把握し、2次災害の発生防止及び機能を緊急的に確保するための調査及び業務等

② 応援・派遣活動（以下「応援活動等」という。）

本復旧のための調査及び業務等

8 経費の負担

- (1) 支援活動は、原則として支援する市町が当該支援活動に要した経費を負担する。
- (2) 応援活動等は、災害対策基本法及び地方自治法の規定に基づき応援・派遣を受ける市町が当該応援活動等に要する経費を負担する。
- (3) 支援活動または応援活動等（以下、「支援・応援活動」という。）をする職員が、当該活動により、負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、支援等をした市町の負担とする。
- (4) 支援・応援活動をする職員が活動上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援・応援活動業務の従事中に生じたものについては、支援等を受けた市町が、被災市町への往復の途中において生じたものについては、支援等をした市町が賠償の責めに任ずる。
- (5) 前(1)から(4)によりがたい場合は、別途協議により定めるものとする。
- (6) 中部ブロック以外の自治体からの支援を受ける場合または行う場合は、当該他自治体との協議によるものとする。
- (7) 民間団体等の支援・応援活動に係る費用は、原則、支援等を受ける市町の負担とする。ただし、当該団体等から申し出がある場合は、その費用の全部または一部を当該団体等が負担とすることができる。
- (8) 前(3)及び(4)は、民間団体等の支援・応援活動について準用する。この場合において、「支援等をした市町」を「支援等をした民間団体等」と読み替えるものとする。ただし、被災市町が民間団体等と契約を締結した場合には、契約による対応を優先するものとする。

9 平常時の対策

- (1) 関係市町は、災害時に備え次の対策を講じておくものとする。
 - ① 災害発生直後の混乱時においても、ただちに被害状況の把握、関係機関との連絡調整等が行える組織及び協力体制を整備する。
 - ② 調査及び応急復旧等に必要な資機材等を備蓄し、その保有状況を把握するとともに、別紙5により毎年度当初に都市計画課生活排水対策室へ報告する。
なお、他市町等が被災し、提供要請があった場合は協力するものとする。
 - ③ 民間団体等から資機材の提供や業務の協力を受ける場合は、迅速かつ円滑に行われるよう予め協定等を締結する。
 - ④ 被害調査、応急復旧等を迅速かつ効率的に実施するため、下水道台帳等の施設管理図書のほか、未耐震対策箇所や地下水・土質状況資料等の被災の可能性が高い箇所を把握できる資料を整備する。
 - ⑤ 他市町等の支援が必要となった場合に備え、その活動拠点となる施設の確保等受入体制を整備する。
- (2) 都市計画課生活排水対策室は、下水道事業災害時中部ブロック連絡会と連携を図りながら、石川県内関係市町を含めた訓練を実施する。

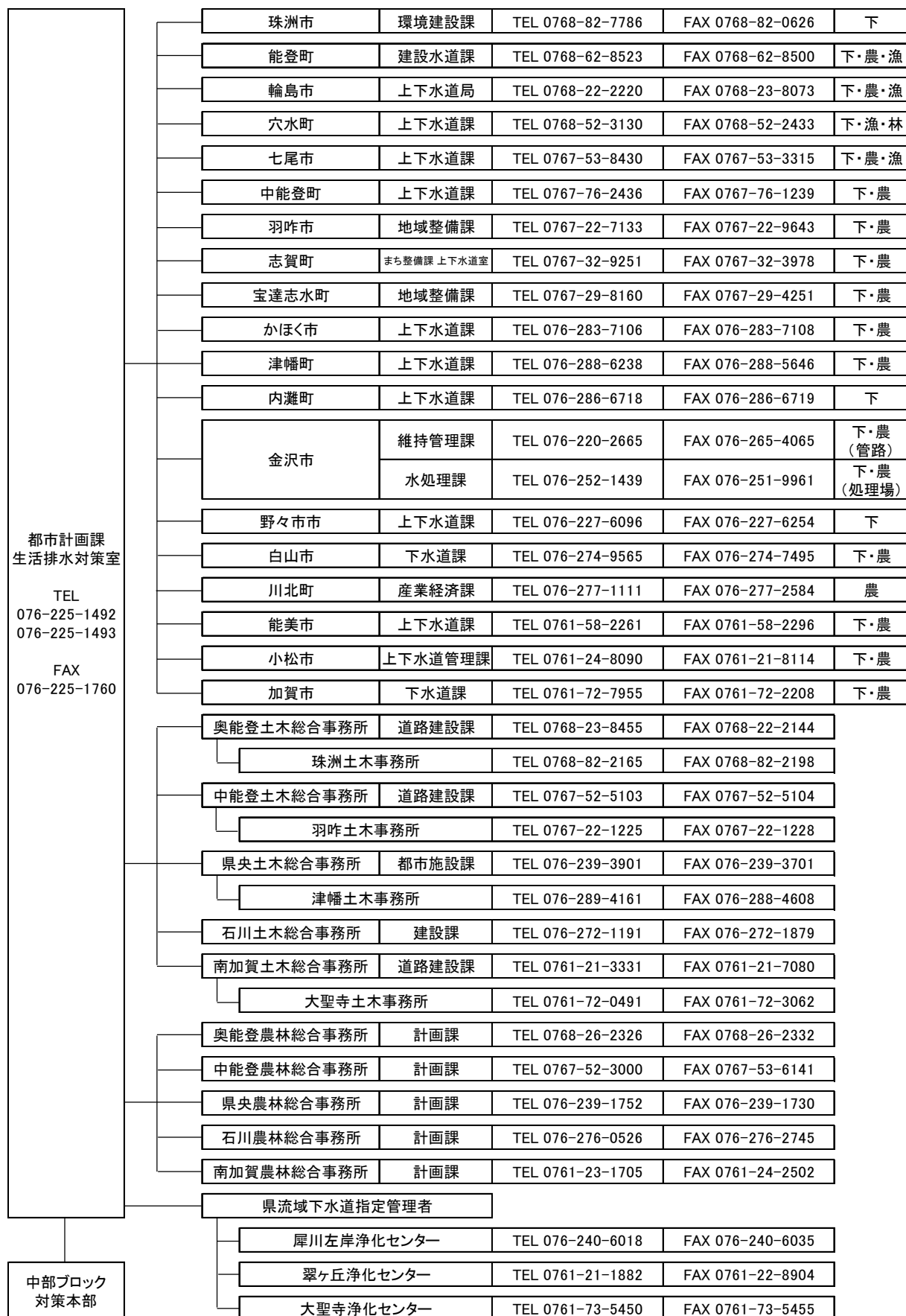
10 その他

災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。

また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた市町及び下水道対策本部が協議して定めるものとする。

(別紙 1)

連絡体系



* 中部ブロック: 新潟県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、静岡県、長野県 (福井県、滋賀県は近畿)

(別紙 2)

被害状況調査報告書

令和 年 月 日 時 分 現在

〇〇市(町) 〇〇課⇒都市計画課生活排水対策室(FAX 076-225-1760)			
発信日時	令和 年 月 日 時 分	送信者名	
施設名	下水・農集・漁集 〇〇処理区(地区)管渠、〇〇浄化センター 等		
発生場所	市・郡	町	地内・地先
発生日時	令和 年 月 日	時 分	
原因	地震・その他()		
被害状況			
応急対策 の状況			
被害場所略図等			

(注1) 震度4以上の地震の場合は、被害の有無にかかわらず本報告書を提出してください。

(注2) 被害調査の進捗に応じて、適宜報告をお願いします。

(別紙 3)

支 援 要 請 書

〇〇市(町) 〇〇課⇒都市計画課生活排水対策室(FAX 076-225-1760)			
発信日時	令和 年 月 日 時 分	送信者名	
要請理由	地震・その他()		
対象施設	下水道 ・ 農集 ・ 漁集		
要請内容	〇〇処理区(地区)管路の緊急被害調査及び1次調査 〇〇浄化センター、△△浄化センターの1次調査		
必要人員	職種 〇〇: 人、職種 〇〇: 人		
支援必要資器材等	(必要に応じて、別紙5を「必要資機材一覧」とし添付する)		
支援要請予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
その他特記事項	- 人孔滞水汚水の排水のため、日本下水道管路管理協会石川県支部に、バキューム車〇を要請済み(年 月 日) - 食事、宿泊の手配は支援者側で手配をお願いします。 等		

(注1) 本要請書提出に先立ち、電話での一報をお願いします。

(注2) 支援要請内容については、可能な限り具体的に記載してください。

(注3) 正式要請文書として、「中部ブロックルール」に基づく「支援要請書-①」を提出してください。

(別紙4)

支 援 依 頼 書

都市計画課生活排水対策室⇒〇〇市(町)			
発信日時	令和 年 月 日 時 分	送信者名	
要請理由	地震・その他()		
支援対象	〇〇市 (下水道 ・ 農集 ・ 漁集)		
要請内容	〇〇処理区(地区)管路の緊急被害調査及び1次調査 〇〇浄化センター、△△浄化センターの1次調査		
必要人員	職種 〇〇: 人、職種 〇〇: 人		
支援必要 資器材等	(必要に応じて、別紙5を「必要資機材一覧」とし添付する)		
支援要請 予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
集合場所	〇〇市 〇〇浄化センター		
その他 特記事項	〇月〇日〇時〇分から上記浄化センターにおいて、調査班体制及び調査範囲等の説明会を行いますので、できる限り参加をお願いします。 - 被害調査に必要な各市町から携行願います。 等		

(別紙 5)

保有資材・機器材リスト

市町名：〇〇市(町)

令和 年 4 月 1 日現在

分類	提供可能機材機器名	単位	数量
測量器具	1 トランシット	台	
	2 レベル	台	
	3 スタッフ	台	
	4 ポール	台	
	5 巻尺	個	
記録連絡器具	6 デジタルカメラ	台	
	7 ビデオカメラ	台	
	8 ビデオデッキ	台	
	9 黒板＋チョーク(ホワイトボードを含む)	セット	
	10 パーソナル無線(トランシーバー)	セット	
照明・排水機材	11 懐中電灯	個	
	12 投光器(電源エンジン付)	台	
	13 発電機 100V 二相2線式	台	
	14 発電機 200V 三相4線式	台	
	15 キャブタイヤケーブル	台	
	16 水中ポンプ 口径100	台	
	17 水中ポンプ 口径150	台	
	18 ホース(水中ポンプ用) 口径100	m	
	19 ホース(水中ポンプ用) 口径150	m	
車両関係	20 作業車両	台	
	21 小型ダンプトラック	台	
	22 小型クレーン車	台	
	23 高圧洗浄車	台	
	24 汚泥吸引車	台	
	25 浚渫土砂運搬車	台	
	26 給水車	台	
	27 フォークリフト	台	
管調査	28 管内調査用TVカメラ 本管用	台	
	29 " 取付管用(簡易なタイプを含む)	台	
管・マンホール使用機材	30 コンクリートカッター	台	
	31 陶管カッター	台	
	32 高速切断機	台	
	33 ガス切断機	台	
	34 転圧用コブラ	台	
	35 チェーンソー	台	
	36 電動ハンマー	台	
	37 溶接機	台	
	38 空気呼吸器	台	
	39 酸素マスク	個	
	40 酸素ポンペ	本	
	41 空気圧縮機	台	
	42 吸入用風管	本	
	43 通風機(排気(送気)装置)	台	
	44 はしご	本	
	45 命綱	本	
	46 複合型ガス検知器	台	
	47 酸素濃度計	個	
保安機材	48 バリケード	基	
	49 カラーコーン	個	
	50 虎ロープ	本	
	51 規制標識	枚	
	52 スコップ	本	
	53 防水シート	枚	
	54 土のう袋	袋	
	55 常温アスファルト	袋	
前線基地設営機材	56 テント(運動会の本部で使うタイプ)	基	
	57 折りたたみ机(会議テーブル)	台	
	58 折りたたみ椅子	脚	
	59 簡易トイレ	基	
マッピングシステムの有無	有 ・ 無		
(有りの場合)	会社名		
委託先会社名・電話番号	電話番号		

8 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、内灘町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、内灘町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ的確な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の内容）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 内灘町内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 内灘町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他、甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（河川・砂防・海岸・道路・公園・下水道・港湾等）の被害状況に関すること。
- 三 その他、甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲、乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月1日

9 大規模災害時における施設使用に関する協定

内灘町（以下「甲」という。）と津幡警察署（以下「乙」という。）は、大規模災害時等が発生し、内灘町において津幡警察署現地災害警備本部を設置して災害警備活動を行う必要が生じた場合（以下「現地災害警備本部の設置の必要が生じた場合」という。）に、乙が甲の所有する町役場本庁舎施設（以下「所有施設」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、現地災害警備本部の設置の必要が生じた場合において、乙が所有施設を使用する場合に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用の要請）

第2条 乙は、所有施設を使用する必要が生じた時は、事前に甲に対してその旨を文書又は口頭で要請するものとする。

（使用の承認）

第3条 甲は、第2条に規定する要請を受けた場合は、所有施設の使用可能な会議室等を速やかに回答するものとする。

（施設使用上の責務）

第4条 乙は、所有施設の使用にあたっては、甲が別に定める当該施設の管理規則を遵守し、乙の責任において適切に使用するものとする。この場合において、甲は乙の使用に協力するものとする。

（使用終了と引渡し）

第5条 乙は、所有施設の使用を終了した場合は、所有施設を現状に復旧し、甲の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、有効期間満了の日の前日までに、甲乙いずれからも書面による申出がない時は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年1月24日

10 石川県消防防災ヘリコプター支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、石川県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項の規定に基づき、石川県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町等がヘリコプターの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、ヘリコプターによる活動が必要と判断した場合に石川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(支援要請の方法)

第5条 支援要請は、石川県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時にすべての事項について明らかにするいとまがない場合には、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については、判明次第速やかに航空隊に連絡するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(支援要請方法の特例)

第6条 知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認められる場合であって、通信網等の途絶等で発災市町等と前条に定める通常の手続がとれない場合については、市町長からの要請があったものとみなして、航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

(航空隊の派遣)

第7条 知事は、第4条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による支援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

3 前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有するヘリコプター等の応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該市町長の要請がある場合には、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

(航空隊の隊員の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における航空隊の隊員の活動は、発災市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第9条 石川県は、第4条に基づく支援要請の活動を行うにあたり、発災市町等との連携を緊密にするため、ヘリコプター及び航空隊に消防用無線局を整備する。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める石川県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第10条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、石川県が負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項は、石川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

平成9年4月1日付けで締結した石川県消防防災ヘリコプター応援協定は、平成26年3月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

11 大規模災害時における相互応援に関する協定

内灘町と猿払村は、大規模災害時における相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、内灘町と猿払村（以下「協定町村」という。）において、大規模災害（住民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事態）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「大規模災害時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に、相互応援及び協力が円滑かつ迅速に行われることにより、被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 この協定により行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び復旧・復興等に必要な職員の派遣
- (2) 応急対策及び復旧・復興等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 大規模災害時に、応援を要請する協定町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び従事内容
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品目及び数量
- (4) 応援期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主的な応援)

第4条 協定町村は、大規模災害時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等を相手方に速やかに連絡するものとする。

(連絡体制)

第5条 協定町村は、あらかじめ相互応援のため連絡体制を定め、災害が発生した場合には速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づき行った応援に要した経費の負担は、協定町村が協議のうえ決定するものとする。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協定町村がその都度協議のうえ決定するものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年3月1日

第3章 民間等との災害協力協定の締結状況

No.	応援協定等の名称	協定等の締結先	締結年月日
1	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人河北郡市医師	平成13年10月17日
2	災害時における応急対策活動に関する協力協定	石川県電気工事工業組合	平成20年4月30日
3	災害時における応急対策活動に関する協力協定	内灘管工事組合	平成20年6月20日
4	メッセージボードの運用及び災害時における救援物資提供に関する協定	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	平成20年7月30日
5	災害時の放送に関する協力協定	NPO法人FMかほく	平成20年12月15日
6	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成21年3月24日
7	災害時における緊急用燃料の提供に関する協定	一般社団法人石川県エルピーガス協会河北支部	平成23年9月1日
8	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	・マックスバリュ北陸株式会社 ・株式会社ゲオエステート	平成23年10月1日
9	災害時における応急対策活動に関する協力協定	一般財団法人北陸電気保安協会	平成24年4月1日
10	災害時における石川県隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会 石川県隊友会	平成24年5月10日
11	災害時における支援協力に関する協定	生活協同組合コープいしかわ	平成25年10月2日
12	災害時における緊急用燃料の提供に関する協定	伊丹産業株式会社	平成26年2月7日
13	災害時における応急対策業務に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 中部支部石川県部会	平成26年10月10日
14	災害時における応急対策活動に関する協力協定	内灘町建設業協会	平成26年12月25日
15	災害発生時における内灘町と郵便局の協力に関する協定	・粟崎郵便局 ・内灘郵便局 ・鶴ヶ丘郵便局 ・内灘向陽台郵便局	平成29年3月28日
16	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和3年1月28日
17	災害時における避難所用簡易間仕切り等の供給に関する協定書	特定非営利活動法人 ボランティア・アーキテツ・ネットワーク	令和3年2月2日

1 災害時の医療救護に関する協定

内灘町（以下「甲」という。）と社団法人河北郡医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、内灘町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行なう医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、災害救助法等、他の関係法令が適用される災害時には、当該関係法令の定めるところによる。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し救護班編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、現地の救護所に派遣するものとする。

3 乙は、通信途絶など緊急やむを得ない事情により、甲からの要請を受けるいとまのない場合は、自らの判断で救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班に対する指揮）

第4条 医療救護の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する救護班の指揮は、乙の長を通じて行う。ただし、緊急時における救護活動は、この限りでない。

（救護班の業務）

第5条 乙が派遣する救護班は、原則として甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者へのトリアージの実施
- （2）傷病者に対する応急処置及び医療
- （3）傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （4）被災者の死亡の確認
- （5）避難場所への巡回診療

（救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護が円滑に実施できるように救護班の輸送及び転送について、必要な処置を取るものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容医療施設の指定）

第8条 甲は、災害現場の状況により医療施設での応急救護が必要と認めた場合、乙と協議のうえ収容医療施設を指定し、確保するものとする。

（医療費）

第9条 救護所における医療費は無料とする。

2 収容医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合及び第2条第3項に基づく派遣に要する次の各号に定める費用は、甲の負担とする。

- （1）救護班の編成及び派遣に要する経費
- （2）救護班が携行した医薬品等を使用した場合の薬価基準等に定める経費
- （3）救護班員が、医療救護等の現場活動において負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合

の扶助金（現場出場途上も含む）

（４）救護所における医療器具等の損傷に係る経費

（５）第８条に規定する医療施設において発生した施設、設備の損傷に係る経費

（６）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した経費

２ 前各号に定める費用弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

（訓練に係る費用弁償等）

第 12 条 甲の要請に基づき、乙が防災訓練等に参加した場合の費用については、前条に準ずるものとする。

（医事紛争の処理）

第 13 条 第 5 条及び第 8 条に規定する救護活動において、患者等との間に医事紛争が生じた場合、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

２ 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意をもって解決のための適切な処置を取るものとする。

（細目）

第 14 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第 15 条 この協定に定めない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第 16 条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

２ 前項の協定期間の満了する 1 ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に 1 年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲、乙双方記名押印の上各一通を保有する。

平成 13 年 10 月 17 日

災害時の医療救護に関する協定 実施細目

平成 13 年 10 月 17 日付で内灘町（以下「甲」という。）と社団法人河北郡医師会（以下「乙」という。）との間に締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第 14 条に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所配置の特例）

第 1 条 甲は避難場所に配置する救護所のほか、必要と認めたときは、医療救護が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（医療救護の報告）

第 2 条 乙は、協定書第 2 条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護終了後速やかに、各救護班ごとの「医療救護報告書」、「救護班員名簿」及び「医薬品使用報告書」を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第 3 条 乙は、協定書第 2 条に基づく医療救護において、救護班員が負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、「事故報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

（物件損傷報告）

第 4 条 乙は、救護所等において医療器具が医療救護により損傷を受けたときは「物件損傷報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第 5 条 協定書第 11 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号に規定する費用については、乙が書く救護班に取りまとめ「費用弁償等請求書」により、甲に請求するものとする。

2 協定書第 11 条第 1 項第 3 号に規定する扶助金については、支払を受けようとする者が「扶助金支給請求書」により、甲に請求するものとする。

（支払い）

第 6 条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

（訓練に係る費用弁償等）

第 7 条 協定書第 12 条に規定する防災訓練等に係る費用弁償については、前 2 条の規定に準ずるものとする。

（未収金の処理）

第 8 条 乙は、協定書第 8 条に係る医療救護活動において医療費の未収が生じたときは、速やかに取りまとめ、甲に通知するものとする。

本実施細目 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 13 年 10 月 17 日

2 災害時における応急対策活動に関する協力協定

内灘町（以下「甲」という。）と石川県電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動（被災した道路等の公共施設の応急復旧工事等。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）が内灘町内において発生し、混乱した初期の段階において、甲は乙の組合員等の情報提供や保有する資機材、技術者等の出動等による支援活動により、迅速な被災状況の把握や災害対応を行い、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結及びこの協定に定める事項の実施に関し、乙の所属組合員を代表するものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、災害応急対策活動のため、乙の所属組合員が所有する建設資機材及び技術者等（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭または電話でもって要請し、その後、速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び活動内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

2 乙及び、乙の所属組合員は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（応急対策活動）

第3条 この協定に基づく応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1）被災した甲の公共施設のうち、乙の対応可能な応急復旧並びに災害廃棄物除去及び搬送
- （2）前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の輸送
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急対策活動

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請があったときは、直ちに活動を実施する乙の所属組合員（以下「実施組合員」という。）を決定の上、活動の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭または電話でもって回答し、その後、速やかに甲に対し文書を提出するものとする。

- （1）実施組合員名
- （2）建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

2 実施組合員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、活動を実施するものとする。

3 乙は、甲から第2条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（活動報告）

第5条 実施組合員は、前条の規定に基づく活動が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭または電話でもって報告し、その後、速やかに甲に対し文書を提出するものとする。

- （1）実施組合員名
- （2）応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）応援に従事した日時、場所、活動内容及び期間

(4) その他必要な事項
(経費の負担)

第6条 甲の要請による活動のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。
ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、実施組合員が活動を実施した場合、速やかに活動の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(請負契約の締結)

第7条 甲は、応急対策活動期間中、又は応急対策活動完了後、速やかに、実施組合員と当該応急対策活動に係る随意契約を締結するものとする。

(第三者等に対する損害)

第8条 応急対策活動の目的物に生じた損害及び当該活動により第三者等に与えた損害については、内灘町建設工事標準請負契約約款（昭和50年内灘町告示第19号）第27条から第29条までの規定を準用する。この場合において、内灘町建設工事標準請負契約約款第29条第4項及び第6項中「100分の1」とあるのは、「1,000分の5」と読み替えるものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて活動に従事した者が、本活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、実施組合員の責任において行うものとする。

(情報交換等)

第10条 甲と乙及び乙の所属組合員は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、諸活動中に入手した各種被害情報の報告を、相互に積極的かつ速やかに行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し乙の所属組合員の保有する建設資機材等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第11条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙及び乙の所属組合員の参加を要請することができる。

2 乙及び乙の所属組合員は、前項の要請があったときは、これに協力するものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては総務部総務課長、乙においては専務理事をもって充てる。

(協定書の有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、平成20年4月30日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲乙協議し更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月30日

3 災害時における応急対策活動に関する協力協定

内灘町（以下「甲」という。）と内灘管工事組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動（被災した道路に埋設された公共施設のうち上水道施設の応急復旧工事等。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）が内灘町内において発生し、混乱した初期の段階において、甲は乙の組合員等の情報提供や保有する資機材、技術者等の出動等による支援活動により、迅速な被災状況の把握や災害対応を行い、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、災害応急対策活動のため、乙の所属組合員が所有する建設資機材及び技術者等（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭または電話でもって要請し、その後、速やかに乙に対し要請書を提出するものとする。

（1）災害の状況及び活動内容

（2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等

（3）応援を必要とする日時、場所及び期間

（4）現地連絡責任者

（5）その他必要な事項

2 乙及び、乙の所属組合員は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（応急対策活動）

第3条 この協定に基づく応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。

（1）乙の対応可能な、上水道施設の応急復旧並びに災害廃棄物除去及び搬送

（2）前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の輸送

（3）その他甲が必要と認める緊急応急対策活動

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請があったときは、直ちに活動を実施する乙の所属組合員（以下「実施組合員」という。）を決定の上、活動の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭または電話でもって回答し、その後、速やかに甲に対し受諾書を提出するものとする。

（1）実施組合員名

（2）建設資機材等の車種、台数、人員等

（3）日時、場所及び期間

（4）その他必要な事項

2 実施組合員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、活動を実施するものとする。

3 乙は、甲から第2条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（活動報告）

第5条 実施組合員は、前条の規定に基づく活動が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭または電話でもって報告し、その後、速やかに甲に対し報告書を提出するものとする。

（1）実施組合員名

（2）応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等

（3）応援に従事した日時、場所、活動内容及び期間

（4）その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 甲の要請による活動のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者は、実施組合員が活動を実施した場合、速やかに活動の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（請負契約の締結）

第7条 甲は、応急対策活動期間中、又は応急対策活動完了後、速やかに、実施組合員と当該応急対策活動に係る、随意契約による請負契約を締結するものとする。

（第三者等に対する損害）

第8条 応急対策活動の目的物に生じた損害及び当該活動により第三者等に与えた損害については、内灘町建設工事標準請負契約約款（昭和50年内灘町告示第19号）第27条から第29条までの規定を準用する。この場合において、内灘町建設工事標準請負契約約款第29条第4項及び第6項中「100分の1」とあるのは、「1,000分の5」と読み替えるものとする。

（災害補償）

第9条 この協定に基づいて活動に従事した者が、本活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、実施組合員の責任において行うものとする。

（情報交換等）

第10条 甲と乙及び乙の所属組合員は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、諸活動中に入手した各種被害情報の報告を、相互に積極的かつ速やかに行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し乙の所属組合員の保有する建設資機材等について報告を求めることができる。

（訓練等への参加）

第11条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙及び乙の所属組合員の参加を要請することができる。

2 乙及び乙の所属組合員は、前項の要請があったときは、これに協力するものとする。

（連絡責任者）

第12条 この協定に定める事項の実施の確実を期すため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては総務部総務課長、乙においては専務理事をもって充てる。

（協定書の有効期間）

第13条 この協定書の有効期間は、平成20年6月20日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲乙協議し更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（疑義等の決定）

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年6月20日

4 メッセージボードの運用及び災害時における救援物資提供に関する協定

内灘町（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、メッセージボード搭載自動販売機（以下「販売機」という。）の運用及び災害時における救援物資提供に関する事項について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、販売機の運用及び災害時における救援物資の提供に関する乙の、甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（対象販売機）

第2条 この協定の対象とする販売機は、内灘町の公共施設に設置した販売機で、別に定める、対象販売機一覧表（別記様式1）に記載されたものとする。

（メッセージボードの使用）

第3条 甲は販売機に搭載されたメッセージボード（以下「ボード」という。）に行政情報及び災害情報（以下「情報」という。）を、甲の判断により適宜表示できるものとする。

2 甲がボードに情報を表示していない時は、乙は、時事通信社の時事ニュースを表示させるものとし、その費用については乙の負担とする。

3 乙は、甲がボードへの情報表示を行うために必要な機材を甲に無償で貸与するものとする。

（災害発生時の協力の内容）

第4条 乙は、内灘町内に地震等による大規模災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲が災害対策本部を設置し、その災害対策本部から物資の提供について要請を受けたときは、次に掲げる内容により協力するものとする。

（1）乙は、販売機の機内在庫の製品に限り、甲に無償提供するものとする。

（2）乙は、速やかに救援物資提供の体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により救援物資提供に支障が生じた場合は、甲と協議を行うものとする。

（3）乙は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

（4）飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。また、飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（別記様式2）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（協定書の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成20年7月30日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙が協議し更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年7月30日

5 災害時の放送に関する協力協定

内灘町（以下「甲」という。）と特定非営利活動団体法人FMかほく（以下「乙」という。）は、災害時の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定により、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）に関し町民への防災情報の伝達等応急対策上必要がある場合において、甲が乙に放送の依頼をするときの手続きを定める。

（依頼）

第2条 甲は、災害時において、災害応急対策活動のため、放送による通信、伝達が有効な手段と判断した場合は、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は前項の依頼があった場合、甲に対し必要な資料の提供を要求することができる。

（運用）

第3条 緊急放送の運用に当たっては、乙の放送局としての編成権を尊重し、次の定める手順により、実施するものとする。

（1）甲はファクシミリ又は電子メールにより、乙が運用するスタジオ宛に緊急放送である旨を明示して放送原稿を送付し電話で確認する。

（2）乙は緊急放送の原稿を受信したときは、その内容を甲に確認したうえで直ちに他の放送に優先してこれを放送することとし、それ以降においても状況により必要とするときは、適宜繰り返して放送する。

（経費の負担）

第4条 乙は緊急放送に要する費用を甲に請求しない。又、緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、乙と当該広告主との間の交渉により、その解決を図るものとする。

（災害放送の結果の責任）

第5条 緊急放送を行った結果、社会に及ぼす影響については、甲がその責に任ずるものとする。

（訓練等への参加）

第6条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙の参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、これに協力するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては総務部総務課長、乙においては放送局長をもって充てる。

（協定書の有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲乙協議し更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月15日

6 災害時における物資供給に関する協定

内灘町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（物品購入契約の締結）

第9条 甲は、物資の要請後、又は物資の引渡し後速やかに、乙と要請した物資の購入に係る、随意契約による物品購入契約を締結するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては総務部総務課長、乙においては事務局長を持って充てる。

（情報交換）

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する

ものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月24日

7 災害時における緊急用燃料の提供に関する協定書

内灘町（以下「甲」という。）と社団法人石川県エルピーガス協会河北支部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における緊急用燃料の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、町内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、公共施設の応急復旧、避難所開設等における緊急用燃料として、液化石油ガス等（燃烧器を使用するために必要な設備を含む。以下「L P ガス等」という。）の使用を必要とする場合において、L P ガス等の安定供給を図るために必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所等へのL P ガス等の供給を受ける必要があると認めるときは、別紙様式1により、乙に対して次に掲げる事項を明示して供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）必要とするL P ガス等の内容及び数量
- （2）L P ガス等を必要とする場所
- （3）L P ガス等の使用目的及び使用期間
- （4）その他参考となる事項

（応援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合には、やむを得ない事由のない限りこれに応じ、L P ガス等の優先供給に努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく供給を完了した場合は、甲に対して文書をもって速やかに次にあげる事項を報告するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）供給したL P ガス等の容器別の数量
- （2）その他必要な事項

（連絡責任者）

第5条 第2条の規定に基づく応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては、内灘町総務部総務課長を、乙においては社団法人石川県エルピーガス協会河北支部長をそれぞれの連絡責任者とする。

2 乙は、乙の連絡責任者を変更したときは、遅延なくその氏名及び連絡先を甲に報告するものとする。

（L P ガス等の撤去）

第6条 L P ガス等の撤去については、甲の連絡責任者から乙の連絡責任者に対して連絡するものとする。

2 乙は、甲からの前項の連絡があった場合は、L P ガス等の撤去を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定による応援のため要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基礎として、甲、乙協議の上算出するものとする。

(経費の支払い)

第8条 前条の規定による経費は、第3条の規定による応援が完了した後において乙から甲に対して請求するものとし、甲は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が期日内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

(有効期限)

第9条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも期間満了の1カ月前までに解除の申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年9月1日

8 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定

内灘町（以下「甲」という。）とマックスバリュ北陸株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社ゲオエステート（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に係わる防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙・丙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

（1）丙の所有または管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。

（2）乙の店舗、丙の建物において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

（3）乙の店舗、丙の建物において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。

（4）乙の店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

2 甲、乙及び丙は前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：総務部総務課長

乙：マックスバリュ内灘店 店長

丙：コンフォモール内灘防災センター 責任者

2 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制、連絡方法について協議し定めておくものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項、第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

ただし、第2条第1項第4号による物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を甲が受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、2011年(平成23年)10月1日から2012年(平成24年)3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲、乙及び丙が協議し更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を3通作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2011年(平成23年)10月1日

9 災害時における応急対策活動に関する協力協定

内灘町（以下「甲」という。）と一般財団法人北陸電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が内灘町内において発生し、甲が応援を必要とする場合において、乙が応急対策活動を行うための必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の応援が必要と認めるときは、乙に対し業務内容、日時、場所等を記載した要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急対策業務）

第3条 この協定に基づく活動は、次に掲げるとおりとする。

（1）甲が指定する施設の電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査

（2）その他甲が要請する電気設備に関する緊急応急作業

（活動の実施）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請があったときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに業務内容等を記載した報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭または電話で報告し、その後、速やかに甲に対し文書を提出するものとする。

（経費負担）

第6条 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。ただし、特別のものについては、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（1）応援に要した経常的経費は、乙の負担とする。

（2）乙が災害地において、甲の要請による活動のために使用した資材等の経費は甲の負担とする。

（契約の締結）

第7条 前条により甲が負担する費用について、応急対策活動後速やかに、随意契約を締結する。

（災害補償）

第8条 この協定に基づいて活動に従事した者が、本活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては総務部総務課長、乙においては石川支部金沢営業所長をもって充てる。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了延長するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年3月26日

平成24年4月1日（変更）

10 災害時における石川県隊友会の協力に関する協定

内灘町（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会石川県隊友会（以下「乙」という。）は、乙が、社会貢献活動の一環として、大規模な災害等から町民の生命、身体及び財産を守るために行う協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、内灘町において自然災害や大規模事故等又はその他町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある大規模な災害が発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対して要請する協力内容は、次のとおりとする。

- （1）会員ネットワークを活用した災害情報の収集と災害対策本部への情報伝達
- （2）防犯パトロール等、自主防災組織が行う各種救援活動への協力・支援
- （3）自衛隊の災害派遣を受ける際の部隊等の誘導支援
- （4）その他、甲が必要と認める応急対策業務

（協力要請）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条に定める協力を乙に要請することができるものとする。

2 協力要請は、文書によるものとし、災害の状況が緊迫して、文書によることができない場合には口頭によることができる。この場合、事後速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

4 乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で協力するものとする。

（防災訓練への参加）

第4条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

（経費の負担）

第5条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害賠償）

第6条 協力を行う際、乙は、ボランティア保険に加入するものとし、その費用は乙の負担とする。

2 乙の会員に事故が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（第三者に対する損害）

第7条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、協力に伴って第三者に損害を与えた時は、その賠償の責めを負うものとする。

（協力のための準備）

第8条 乙は、平常時から大規模な災害発生時における連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、平常時から地域の自主防災組織が行う各種事業に積極的に参加、協力するものとする。

3 乙は、甲からの協力要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるとともに、緊急時の連絡窓口を記載した書面を甲に提出するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年5月10日

11 災害時における支援協力に関する協定

内灘町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープいしかわ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、内灘町内において地震、風水害、その他の災害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定めるとともに、乙による町民に対する防災意識向上等に関する活動について定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、食料、飲料水等の生活物資等が必要と認めるときは、乙に対し、これらの供給について協力を要請することができる。

2 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対して、甲が保有する物資等の輸送業務について協力を要請することができる。

3 甲は、平常時において、乙に対して、災害に関する啓発活動、訓練等の参加について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、生活物資等の供給を受けようとするときは、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資等の供給）

第5条 生活物資等の供給は、甲が指定する場所に品目、数量等を明確にして、乙が責任を持って運搬するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した生活物資等の費用及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用については、甲が負担するものとする。

（生活物資等の価格）

第7条 生活物資等の価格及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（生活物資等の安定供給）

第8条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用するほか、石川県内及び県外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生活物資等の安定供給に努めるものとする。

（情報の提供）

第9条 甲は、災害時において、町民に対する生活物資等の配布場所、品目等の情報提供に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において被災地域、被災状況等について、情報交換に努めるものとする。

3 乙は、町民に対する防災意識の向上及び減災への取組みを推進するため、甲の協力のもと、平常時から防災等に関する情報提供及び啓発活動に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年10月2日

12 災害時における緊急用燃料の提供に関する協定書

内灘町(以下「甲」という。)と伊丹産業株式会社(以下「乙」という。)とは、次のとおり災害時における緊急用燃料の供給に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、町内において地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、公共施設の応急復旧、避難所開設等における緊急用燃料として、液化石油ガス等(燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「L P ガス等」という。)の使用を必要とする場合において、L P ガス等の安定供給を図るために必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 甲は、災害時において避難所等のL P ガス等の供給を受ける必要があると認めるときは、災害時緊急用燃料供給要請書(別記様式1)により、乙に対して次に掲げる事項を明示して供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要とするL P ガス等の内容及び数量
- (2) L P ガス等を必要とする場所
- (3) L P ガス等の使用目的及び使用期間
- (4) その他参考となる事項

(応援の実施)

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合には、やむを得ない事由のない限りこれに応じ、L P ガス等の優先供給に努めるものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定に基づく供給を完了した場合は、甲に対し文書をもって速やかに次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 供給したL P 等の容器別の数量
- (2) その他必要な事項

(連絡責任者)

第5条 第2条の規定に基づく応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては、内灘町総務部総務課長を、乙においては伊丹産業株式会社金沢工場長をそれぞれの連絡責任者とする。

- 2 乙は、乙の連絡責任者を変更したときは遅延なくその氏名及び連絡先を甲に報告するものとする。

(L P ガス等の撤去)

第6条 L P ガス等の撤去については、甲の連絡責任者から乙の連絡責任者に対して連絡するものとする。

- 2 乙は、甲から前項の連絡があった場合はL P ガス等の撤去を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条の規定による応援のため要する経費は、甲が負担する。

- 2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上算出するものとする。

(経費の支払い)

第8条 前項の規定による経費は、第3条の規定による応援が完了した後において乙から甲に対して請求するものとし、甲は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が期限内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

(有効期限)

第9条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも期間満了の1カ月前までに解除の申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年2月7日

13 災害時における応急対策業務に関する協定

内灘町（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会（以下「乙」という。）とは、甲の管理する下水道管路施設が風水害、地震その他の自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策について、必要な事項を定め、施設の早期機能回復などの応急対策の充実及び強化を図ることを目的とする。

（協力業務）

第2条 この協定の対象となる業務は、災害時における被害調査及び応急措置とし、甲が必要と認めた範囲とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において応急対策を行う必要が生じた場合は、災害の実情に応じて、乙に対し協力要請書（様式第1号）により協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく協力要請書を交付するものとする。

3 乙は、協力の要請に備え、使用資機材の確保に努めるものとする。

（応急対策の実施と報告）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、応急対策の内容を検討のうえ協力業者の中から業務担当業者（以下「担当業者」という。）を決定し、出動応諾書（様式第2号）を甲に送付することにより出動を応諾するものとする。

2 前項の応諾は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動応諾書を送付するものとする。

3 担当業者は、甲の指示に従い、速やかに業務に着手するものとする。

4 担当業者は、業務遂行にあたって第三者に損害を与えないように特段の注意を払うものとする。

5 担当業者は、業務従事者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第20号）の規定の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ行なわなければならない。

6 担当業者は、業務請負契約の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整理するとともに、適宜業務の進捗状況及び完了を甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第5条 甲は、前条第6項の資料をもとに、担当業者と速やかに請負契約を締結するものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定の期間は協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により協定を更新しない等の意思表示がなされないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定について、疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年10月10日

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号
平成 年 月 日

協 力 要 請 書

公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
中部支部 石川県部会長 様

内灘町長 川 口 克 則 ㊞

内灘町と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会とが締結する「災害時における応急対策業務に関する協定書」第 3 条第 1 項の規定に基づき、協力を要請する。

要 請 年 月 日	平成 年 月 日
要 請 の 原 因	
施 設 名	
場 所	
被害調査の状況 及び 応急措置の内容	
担 当 者	内灘町 部 課 氏 名 _____ 電 話 _____

様式第2号（第4条関係）

平成 年 月 日

出 動 応 諾 書

内灘町長 川 口 克 則 殿

公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
中部支部 石川県部会長 ⑩

平成 年 月 日付け 第 号で協力要請のあったことについて、内灘町と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会とが締結する「災害時における応急対策業務に関する協定書」第4条第1項の規定に基づき、出動を応諾する。

応 諾 年 月 日	平成 年 月 日
業 務 担 当 業 者	住 所 会 社 名 代表者名
業 務 責 任 者	氏名 電話

14 災害時における応急対策活動に関する協力協定

内灘町（以下「甲」という。）と内灘町建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動（被災した道路等の公共施設の応急復旧工事等。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）が内灘町内において発生し、混乱した初期の段階において、甲は乙の協会員等の情報提供や保有する資機材、技術者等の出動等による支援活動により、迅速な被災状況の把握や災害対応を行い、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、災害応急対策活動のため、乙の所属協会員が所有する建設資機材及び技術者等（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭または電話でもって要請し、その後、速やかに乙に対し要請書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況及び活動内容
- （2） 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3） 応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4） 現地連絡責任者
- （5） その他必要な事項

2 乙及び、乙の所属協会員は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（応急対策活動）

第3条 この協定に基づく応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 被災した道路等の公共施設の応急復旧並びに災害廃棄物除去及び搬送
- （2） 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の輸送
- （3） その他甲が必要と認める緊急応急対策活動

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請があったときは、直ちに活動を実施する乙の所属協会員（以下「実施協会員」という。）を決定の上、活動の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭または電話でもって回答し、その後、速やかに甲に対し受諾書を提出するものとする。

- （1） 実施協会員名
- （2） 建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3） 日時、場所及び期間
- （4） その他必要な事項

2 実施協会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、活動を実施するものとする。

3 乙は、甲から第2条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（活動報告）

第5条 実施協会員は、前条の規定に基づく活動が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭または電話でもって報告し、その後、速やかに甲に対し報告書を提出するものとする。

- （1） 実施協会員名
- （2） 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3） 応援に従事した日時、場所、活動内容及び期間
- （4） その他必要な事項

(経費の負担)

- 第6条 甲の要請による活動のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。
- 2 現地連絡責任者は、実施協会員が活動を実施した場合、速やかに活動の内容を精査するものとする。
- 3 費用の算出方法については、当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(請負契約の締結)

- 第7条 甲は、応急対策活動期間中、又は応急対策活動完了後、速やかに、実施協会員と当該応急対策活動に係る、随意契約による請負契約を締結するものとする。

(第三者等に対する損害)

- 第8条 応急対策活動の目的物に生じた損害及び当該活動により第三者等に与えた損害については、内灘町建設工事標準請負契約約款（昭和50年内灘町告示第19号）第27条から第29条までの規定を準用する。この場合において、内灘町建設工事標準請負契約約款第29条第4項及び第6項中「100分の1」とあるのは、「1,000分の5」と読み替えるものとする。

(災害補償)

- 第9条 この協定に基づいて活動に従事した者が、本活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、実施協会員の責任において行うものとする。

(情報交換等)

- 第10条 甲と乙及び乙の所属協会員は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、諸活動中に入手した各種被害情報の報告を、相互に積極的かつ速やかに行うものとする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し乙の所属協会員の保有する建設資機材等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

- 第11条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙及び乙の所属協会員の参加を要請することができる。
- 2 乙及び乙の所属協会員は、前項の要請があったときは、これに協力するものとする。

(協議)

- 第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定書の有効期間)

- 第13条 この協定書の有効期間は、平成26年12月25日から平成27年3月31日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲乙協議し更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年12月25日

15 災害時における内灘町と郵便局の協力に関する協定

内灘町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社粟崎郵便局、同内灘郵便局、同鶴ヶ丘郵便局及び同内灘向陽台郵便局（以下「乙」という。）は、内灘町内で発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、内灘町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力する。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議する。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 内灘町総務部総務課長又は総務部総務課課長補佐

乙 日本郵便株式会社栗崎郵便局長、同内灘郵便局長又は同栗崎郵便局総務部課長

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

この協定を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月28日

16 災害に係る情報発信等に関する協定

内灘町(以下「甲」という。)とヤフー株式会社(以下「乙」という)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、内灘町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が内灘町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

(協定における取組み)

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1)乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2)甲が、内灘町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3)甲が、内灘町内の避難情報等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4)甲が、災害発生時の内灘町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5)甲が、内灘町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年1月28日

17 災害時における避難所用簡易間仕切り等の供給に関する協定書

石川中央都市圏を構成する金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッド（以下「間仕切り等」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、迅速に感染症対策やプライバシー保護に対応した避難所運営を行うため、乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（間仕切り等の調達要請）

第2条 甲は、災害時に避難所等への間仕切り等の調達が必要なとき又は必要であると想定されるときは、乙に対して品名、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を指示した上で間仕切り等の供給を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、文書（第1号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

（間仕切り等の運搬）

第4条 間仕切り等の納入場所までの運搬は、乙又は乙が委託した者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託した者が当該運搬を行うことができない場合は、第2条の規定により要請した甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（費用負担）

第5条 要請した甲は、乙の間仕切り等の供給等に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、次の各号に掲げる費用とし、その取扱いは当該各号に定めるとおりとする。

（1）間仕切り等の費用は、災害発生直前における販売価格を基準として、要請した甲と乙が協議して決定する。

（2）乙又は乙が委託した者が行った物資の運搬に係る費用の内容及び額は、要請した甲と乙が協議して決定する。

（代金の支払）

第6条 要請した甲は、乙から間仕切り等の費用及び運搬に係る費用の請求があった時は、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、連絡責任者を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を7通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和3年2月2日

第4章 危険区域等に関する資料

1 防災上注意すべき自然的条件

(1) 土砂災害(特別)警戒区域

ランク	箇所番号	箇所名	位置	種類	地形			警戒区域対象人家戸数	特別警戒区域対象人家戸数
					平均勾配	下端延長	平均高さ		
					(度)	(m)	(m)	(戸)	(戸)
I	151010	室1号	室	急傾斜地の崩壊	32	357	43	18	4
I	151020	室2号	室	急傾斜地の崩壊	32	627	35	7	0
I	151030	西荒屋1号	西荒屋	急傾斜地の崩壊	35	408	20	9	17
I	151040	西荒屋2号	西荒屋	急傾斜地の崩壊	35	496	31	18	13
I	151050	大根布	大根布	急傾斜地の崩壊	37	662	17	49	22

(2) 雪崩発生危険区域

ランク	箇所番号	箇所名	位置	調査対象となる地形							既往最大積雪深	人家戸数
				平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険斜面内の標高差	雪崩危険区域内の標高差	雪崩危険斜面の上限点の標高	見通し角	雪崩危険斜面面積		
				(°)	(°)	(m)	(m)	(m)	(°)	(㎡)	(cm)	(戸)
I	151030	西荒屋1号	西荒屋	21	45	35	35	40	18	32,730	92	22
I	151040	西荒屋2号	西荒屋	30	39	35	35	40	27	28,940	92	29

2 防災上注意すべき社会的条件

(1) 危険物施設数の状況

用 途 地 域 区 分		低層 住居		中高層 住 居		住 居		準 住 居	近 隣 商 業	準 工 業	調 整 区 域	合 計
		1 種	2 種	1 種	2 種	1 種	2 種					
製 造 所												
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所											
	屋外タンク貯蔵所											
	屋内タンク貯蔵所				2							2
	地下タンク貯蔵所			1	6	1	2		1		4	15
	簡易タンク貯蔵所										1	1
	移動タンク貯蔵所				1					5		6
	屋 外 貯 蔵 所											
取 扱 所	給 油 取 扱 所						2	1		2		5
	販 売 取 扱 所											
	一 般 取 扱 所			1	2							3
合 計				2	11	1	4	1	1	7	5	32

資料：令和元年度消防年報(R2. 9)

(2) 簡易ガス事業者

事 業 社 名	事 務 所 所 在 地	連 絡 先	ガ ス 供 給 地 区
伊 丹 産 業 (株) 金 沢 支 店	内灘町向陽台 1-143	(076) 238-4088	緑 台、旭ヶ丘、向陽台、鶴ヶ丘 1 丁目～5 丁目、大根布 1、 5 丁目の一部、大根布 6、7、8 丁目、 ハマナス、白帆台
大城エネルギー(株) 金 沢 支 店	金沢市鳴和タ 166	(076) 252-2715	アカシア

3 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

河川名	要配慮者利用施設	住所	連絡先
大野川・河北潟	グループホーム 遊子苑うちなだ	大根布 5-40	(076) 286-0345

第5章 防災設備等に関する資料

1 ヘリポート

(1) 緊急ヘリポートの適地

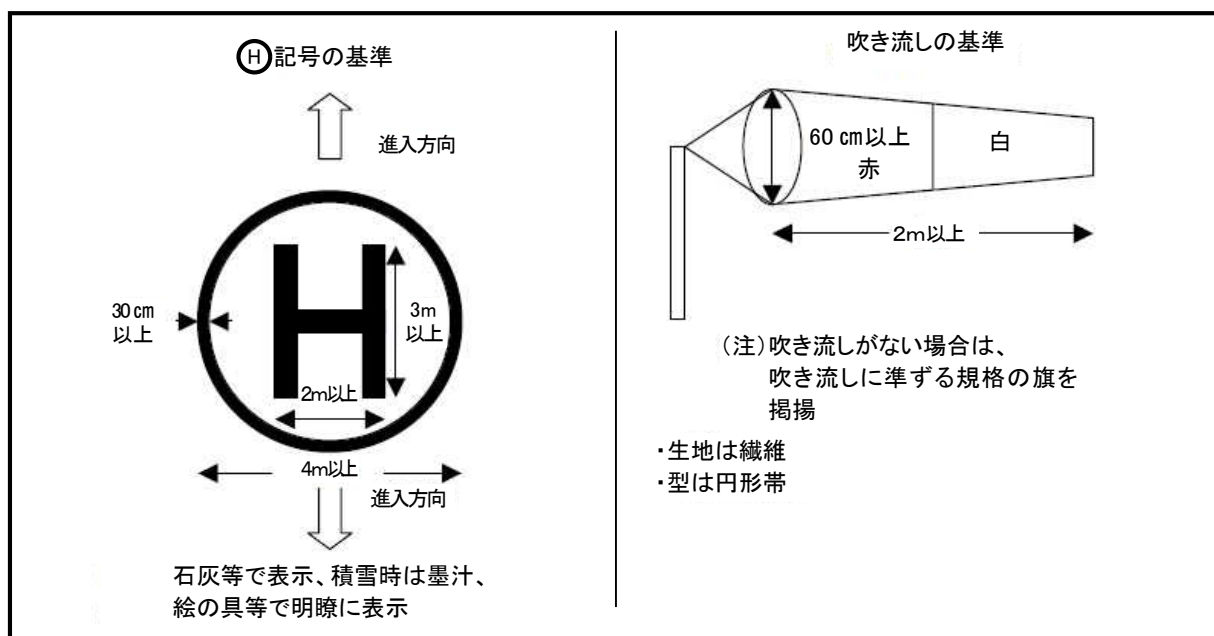
施設名	施設所在地	代表者又は責任者	電話番号
向栗崎小学校	向栗崎 2-382	学校長	(076) 238-3054
鶴ヶ丘小学校	鶴ヶ丘 2-162	学校長	286-0001
大根布小学校	大根布 6-2	学校長	286-3111
西荒屋小学校	西荒屋ハ 6-7	学校長	286-8170
清湖小学校	向陽台 2-294	学校長	237-9911
白帆台小学校	白帆台 2-168	学校長	208-3054
内灘高等学校	千鳥台 3-1	学校長	238-5301
内灘町総合グラウンド	鶴ヶ丘 2-743	内灘町長	286-1111

(2) 場外離着陸場

施設名	施設所在地	代表者又は責任者	電話番号
内灘町総合公園	宮坂に 459	内灘町長	286-1111
蓮湖渚公園	大根布 5 丁目 289	内灘町長	286-1111

(3) ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターが離発着するための必要最小限の面積は、下図に示す通りであり（単機、昼間）、標識を石灰等で表示する。また、無障害地帯外には吹き流しを準備する。



2 通信設備

(1) 北陸地方非常通信協議会を構成する機関（一部抜粋）

所 属	連 絡 担 当 者
北陸総合通信局	無線通信部陸上課上席電波検査官
ソフトバンクテレコム株式会社	金沢保全課長
KDD I 株式会社	課長(フィールド担当)
株式会社NTTドコモ北陸	災害対策室主査
ソフトバンクモバイル株式会社	保全運用本部 関西第2ネットワークセンター 金沢保全1課長
北陸電力株式会社	(連絡窓口)石川支店金沢電力部電子通信課
北陸漁業無線協会	事務局長
社団法人北陸自動車無線協会	事務局長
財団法人近畿移動無線センター北陸事務所	主任
石川県	危機管理監室危機対策課防災システムグループ
中部管区警察局石川県情報通信部	機動通信課課長補佐
金沢地方気象台	技術課技術専門官(無線通信担当)
石川県警察本部	通信指令室担当
石川県消防長会	金沢市消防局情報指令課担当課長
西日本電信電話株式会社金沢支店	グループマネジメント担当主査
日本放送協会金沢放送局	技術部副部長
北陸放送株式会社	技術部長
石川テレビ放送株式会社	技術部長
株式会社テレビ金沢	技術局参事兼技術部長
北陸朝日放送株式会社	技術局長
株式会社エフエム石川	放送部係長
株式会社北國新聞社	電算部主任(機報担当)
株式会社中日新聞社北陸本社	制作部次長
株式会社北國銀行	総合企画部調査役
日本赤十字社石川県支部	事業推進課長
北陸鉄道株式会社	自動車部
金沢港北地区特別防災区域協議会	共同防災センター所長
社団法人日本アマチュア無線連盟 石川県支部	支部長

3 防災行政無線設置場所

(1) 親局設置場所

	所在地	識別信号	免許の番号	免許の年月日(当初)
1	大学1丁目2番地1	ぼうさいうちなだ	陸固第3669号	平成27年2月20日

(2) 子局設置場所

No.	所在地	識別信号	免許の番号	免許の年月日(当初)
1	千鳥台1丁目122番地	ぼうさいちどりだい	陸固第3670号	平成26年8月26日
2	千鳥台1丁目44番地	ぼうさいちどりだい 1	陸固第3671号	平成26年8月26日
3	千鳥台3丁目1番地	ぼうさいこうこう	陸固第3672号	平成26年8月26日
4	千鳥台2丁目360番地1	ぼうさいちどりだい 2	陸固第3673号	平成26年8月26日
5	緑台1丁目271番地	ぼうさいみどりだい	陸固第3674号	平成26年8月26日
6	向陽台1丁目145番地2	ぼうさいこうようだい	陸固第3675号	平成26年8月26日
7	向陽台2丁目294番地	ぼうさいせいこしょう	陸固第3676号	平成26年8月26日
8	アカシア2丁目4番地	ぼうさいあかしあ	陸固第3677号	平成26年8月26日
9	旭ヶ丘282番地	ぼうさいあさひがおか	陸固第3678号	平成26年8月26日
10	向栗崎3丁目104番地	ぼうさいむかい 2	陸固第3679号	平成26年8月26日
11	向栗崎1丁目195番地	ぼうさいむかい 1	陸固第3680号	平成26年8月26日
12	向栗崎1丁目413番地	ぼうさいむかい	陸固第3681号	平成26年8月26日
13	向栗崎2丁目382番地	ぼうさいむかいしょう	陸固第3682号	平成26年8月26日
14	鶴ヶ丘4丁目1番地187	ぼうさいつるにし	陸固第3683号	平成26年8月26日
15	鶴ヶ丘5丁目1番地362	ぼうさいつるきた	陸固第3684号	平成26年8月26日
16	鶴ヶ丘3丁目152番地10	ぼうさいつるひがし 2	陸固第3685号	平成26年8月26日
17	鶴ヶ丘1丁目388番地	ぼうさいつるひがし 1	陸固第3686号	平成26年8月26日
18	鶴ヶ丘2丁目162番地	ぼうさいつるひがし	陸固第3687号	平成26年8月26日
19	鶴ヶ丘2丁目308番地	ぼうさいちゅうがく	陸固第3688号	平成26年8月26日
20	ハマナス2丁目187番地	ぼうさいはまなす	陸固第3689号	平成26年8月26日
21	ハマナス2丁目140番地	ぼうさいはまなす 1	陸固第3690号	平成26年8月26日
22	大舞台139番地	ぼうさいたいせい	陸固第3691号	平成26年8月26日
23	大学1丁目2番地1	ぼうさいやくば	陸固第3692号	平成26年8月26日
24	大学1丁目4番地1	ぼうさいみちのえき	陸固第3693号	平成26年8月26日
25	大学2丁目119番地	ぼうさいだいがく	陸固第3694号	平成26年8月26日
26	大根布6丁目2番地	ぼうさいおおねぶしょう	陸固第3695号	平成26年8月26日
27	大根布1丁目337番地	ぼうさいおおねぶ 1	陸固第3696号	平成26年8月26日
28	大根布3丁目149番地	ぼうさいおおねぶ	陸固第3697号	平成26年8月26日
29	大根布5丁目75番地1	ぼうさいおおねぶ 2	陸固第3698号	平成26年8月26日
30	宮坂に1番地3	ぼうさいたーみなる	陸固第3699号	平成26年8月26日
31	大根布5字1番地6	ぼうさいようすいき	陸固第3700号	平成26年8月26日
32	宮坂6字1番地1	ぼうさいみやさか	陸固第3701号	平成26年8月26日
33	宮坂ホ95番地	ぼうさいみやさか 1	陸固第3702号	平成26年8月26日
34	宮坂ハ6番地	ぼうさいみやさか 2	陸固第3703号	平成26年8月26日
35	白帆台1丁目484番地	ぼうさいしらほだい 1	陸固第3704号	平成26年8月26日
36	白帆台1丁目215番地	ぼうさいしらほだい	陸固第3705号	平成26年8月26日
37	白帆台2丁目589番地	ぼうさいしらほだい 2	陸固第3706号	平成26年8月26日
38	白帆台2丁目590番地	ぼうさいしらほだい 3	陸固第3707号	平成26年8月26日
39	西荒屋ハ6番地7	ぼうさいにしあらやしょう	陸固第3708号	平成26年8月26日
40	西荒屋ロ43番地1	ぼうさいにしあらや 1	陸固第3709号	平成26年8月26日
41	西荒屋ロ4番地	ぼうさいにしあらや	陸固第3710号	平成26年8月26日
42	室イ79番地1	ぼうさいむろ	陸固第3711号	平成26年8月26日
43	室へ8-6番地先	ぼうさいむろ 1	陸固第3712号	平成26年8月26日

No.	所 在 地	識 別 信 号	免 許 の 番 号	免許の年月日(当初)
44	千鳥台5丁目80番地先	ぼうさいうちなだうみ	陸固第3713号	平成26年8月26日
45	大根布8字11地内	ぼうさいじょうか	陸固第3714号	平成26年8月26日
46	大根布8字1番地4	ぼうさいぼうちょう	陸固第3715号	平成26年8月26日
47	宮坂ぬ365番地3地先	ぼうさいごんげんもり	陸固第3716号	平成26年8月26日
48	西荒屋へ72番地3地先	ぼうさいにしあらやうみ	陸固第3717号	平成26年8月26日

4　指定緊急避難場所

No	指定緊急避難場所施設名	所在地	面積 (㎡)	海拔 (m)	洪水	崖崩れ、 土石流 及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	その他の 異常な 現象
1	向粟崎小学校グラウンド	向粟崎 2－3 8 2	11,600	11.2	○	○	○	○	○	○	○	○
2	清湖小学校グラウンド	向陽台 2－2 9 4 他	20,000	25.0	○	○	○	○	○	○	○	○
3	鶴ヶ丘小学校グラウンド	鶴ヶ丘 2－1 6 2	17,000	4.8	×	○	×	○	×	○	×	○
4	大根布小学校グラウンド	大根布 6－2 他	8,900	12.6	○	○	○	○	○	○	○	○
5	西荒屋小学校グラウンド	西荒屋ハ 6－7	8,100	4.2	×	×	×	○	×	○	×	○
6	内灘中学校グラウンド	鶴ヶ丘 2－3 0 8	22,000	8.0	○	○	○	○	○	○	○	○
7	石川県立内灘高等学校グラウンド	千鳥台 3－1	13,187	10.8	○	○	○	○	○	○	○	○
8	石川県立児童生活指導センターグラウンド	大根布と 5 4 3	4,214	33.2	○	○	○	○	○	○	○	○
9	向粟崎運動公園	向粟崎 1－4 1 2－1 他	5,826	5.8	○	○	○	○	○	○	○	○
10	向粟崎都市緑地	向粟崎 4－1 6 3－1	7,383	12.6	○	○	○	○	○	○	○	○
11	旭ヶ丘公園	旭ヶ丘 2 8 2	967	6.8	○	○	○	○	○	○	○	○
12	緑台公園	緑台 1－2 7 1	7,085	24.2	○	○	○	○	○	○	○	○
13	千鳥台公園	千鳥台 1－4 4	1,330	25.0	○	○	○	○	○	○	○	○
14	千鳥台第 3 公園	千鳥台 2－3 6 0－1	2,247	30.6	○	○	○	○	○	○	○	○
15	はまちどり公園	千鳥台 4－1 4 2	5,223	10.2	○	○	○	○	○	○	○	○
16	向陽台公園	向陽台 1－1 4 0	9,338	20.0	○	○	○	○	○	○	○	○
17	鶴ヶ丘東公園	鶴ヶ丘 2－1 6 0－1 他	3,426	3.6	×	○	×	○	×	○	×	○
18	内灘町総合グラウンド	鶴ヶ丘 2－7 4 3	26,500	2.4	×	○	×	○	×	○	×	○
19	鶴ヶ丘第 1 児童公園	鶴ヶ丘 4－8 5	882	22.2	○	○	○	○	○	○	○	○
20	鶴ヶ丘第 2 児童公園	鶴ヶ丘 4－1－1 8 6	1,256	24.4	○	○	○	○	○	○	○	○
21	鶴ヶ丘第 3 児童公園	鶴ヶ丘 5－1－1 9 2	1,261	28.8	○	○	○	○	○	○	○	○
22	鶴ヶ丘中央公園	鶴ヶ丘 5－1－4 4	6,786	24.4	○	○	○	○	○	○	○	○
23	大清台公園	大清台 1 3 9－1	2,545	32.8	○	○	○	○	○	○	○	○
24	大根布児童公園	大根布 7－6 2 他	8,488	23.6	○	○	○	○	○	○	○	○
25	大学第 3 公園	大学 1－4－1 他	7,902	38.8	○	○	○	○	○	○	○	○
26	大学第 2 児童公園	大学 2－1 1 9	3,995	27.8	○	○	○	○	○	○	○	○
27	ハマナス児童公園	ハマナス 2－1 4 0	2,289	39.4	○	○	○	○	○	○	○	○
28	ハマナス恐竜公園	ハマナス 2－1 8 5	11,003	41.0	○	○	○	○	○	○	○	○
29	勤労者体育センターに隣接する広場	宮坂 4 字 1－1	2,000	4.6	×	○	×	○	×	○	×	○
30	内灘町総合公園	宮坂に 4 5 9 他	121,797	43.2	○	○	○	○	○	○	○	○
31	白帆台第 2 公園	白帆台 1－4 8 5	3,999	40.8	○	○	○	○	○	○	○	○
32	白帆台第 3 公園	白帆台 2－5 8 9	5,699	38.6	○	○	○	○	○	○	○	○
33	白帆台第 4 公園	白帆台 2－5 9 0	4,002	39.7	○	○	○	○	○	○	○	○
34	西荒屋児童公園	西荒屋ロ 1 0 0 1－4 他	5,080	5.4	○	×	○	○	○	○	○	○
35	室児童公園	室ニ 3 0－4 他	2,789	4.6	×	×	×	○	×	○	×	○
36	白帆台小学校グラウンド	白帆台 2－1 6 8	6,536	44.7	○	○	○	○	○	○	○	○

5 指定避難所

番号	避難所名	電話番号	所在地	面積 (㎡)	海拔 (m)
1	向栗崎小学校	238-3054	向栗崎 2-3 8 2	1,689.8	12.8
2	清湖小学校	237-9911	向陽台 2-2 9 4	1,551.0	26.4
3	鶴ヶ丘小学校	286-0001	鶴ヶ丘 2-1 6 2	1,681.3	4.8
4	大根布小学校	286-3111	大根布 6-2	1,974.5	14.2
5	西荒屋小学校	286-8170	西荒屋ハ 6-7	1,089.3	4.2
6	内灘中学校	286-0017	鶴ヶ丘 2-3 0 8	3,034.5	8.0
7	石川県立内灘高等学校	238-5301	千鳥台 3-1	2,767.0	11.6
8	石川県立児童生活指導センター	286-3235	大根布と 5 4 3	394.7	32.8
9	向栗崎体育館（向栗崎公民館）	238-3373	向栗崎 1-4 2 0	797.8	5.8
10	少年の家	（無）	向栗崎 3-1 0 4	113.4	6.8
11	向栗崎東集会所	（無）	向栗崎 5-8 5	133.8	9.2
12	旭ヶ丘公民館	238-3347	旭ヶ丘 2 8 2	158.9	6.8
13	アカシア公民館	238-3609	アカシア 2-4	215.7	8.6
14	南部地域防災センター （緑台公民館）	238-4771	緑台 1-2 7 0	226.1	22.8
15	千鳥台公民館	237-6481	千鳥台 1-1 2 3	225.3	22.8
16	働く女性の家（向陽台公民館）	237-4920	向陽台 1-1 4 5-2	278.4	19.8
17	鶴ヶ丘東公民館	286-0256	鶴ヶ丘 2-1 5 9-1	256.9	3.6
18	武道館	286-1231	鶴ヶ丘 2-3 0 8-3	481.9	8.0
19	鶴ヶ丘西公民館	286-1258	鶴ヶ丘 4-1-1 8 7	165.2	24.0
20	鶴ヶ丘北公民館	286-1419	鶴ヶ丘 5-1-1 8 5	230.8	27.6
21	文化会館（大清台公民館）	286-1123	大清台 1 4 0	1,173.3	30.4
22	地域防災センター （大根布公民館）	286-0199	大根布 3-1 5 0	362.1	7.4
23	大学公民館	286-8777	大学 2-1 1 9	200.0	28.2
24	ハマナス公民館	286-1981	ハマナス 2-1 6-1	215.2	39.4
25	宮坂公民館	286-0257	宮坂 6 字 1-1	191.3	5.2
26	勤労者体育センター	286-3661	宮坂 6 字 1-1	768.0	4.2
27	ほのぼの湯 （防災コミュニティセンター）	286-3100	宮坂に 4 5 5	536.5	40.4
28	サイクリングターミナル	286-3766	宮坂に 1-3	462.9	45.0
29	屋内温水プール	286-1800	宮坂に 1-9	602.6	45.6
30	屋内多目的広場	225-7800	宮坂ぬ 3 3-1	1,184.0	43.5
31	白帆台公民館	286-6122	白帆台 1-2 1 5	191.3	40.2
32	西荒屋公民館	286-8585	西荒屋ハ 2 4-4	283.7	4.4
33	室公民館	286-8540	室イ 7 9-1	159.5	1.4
34	白帆台小学校	208-3054	白帆台 2-1 6 8	832	44.1

6 指定福祉避難所

番号	避難所名	電話番号	所在地	面積 (㎡)	海拔 (m)
1	特別養護老人ホーム夕陽ヶ丘苑	286-9911	大学 1-5-1	335.8	40.4
2	うちなだ福祉作業所	286-6386	大根布と 2 0 2-5	231.1	33.6
3	内灘の風	286-8893	大根布 1-3 1-8	25.4	7.1
4	内灘温泉館	286-5218	白帆台 1-8 8-1	147.3	42.9

7 医療機関

(1) 災害拠点病院（石川中央医療圏）

[令和3年1月現在]

病 院 名	所 在 地	電話番号
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2-1	076-237-8211
国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1-1	076-262-4161
金沢市立病院	金沢市平和町3-7-3	076-245-2600
金沢赤十字病院	金沢市三馬2-251	076-242-8131

(2) 町内の病院・医院

[令和3年1月現在：50音順]

病 院 ・ 医 院 名	電 話 番 号	所 在 地	主な診療目的	備 考
秋 山 ク リ ニ ッ ク	286-8843	ハマナス 1-8-1	胃・内・肛	※診療科目の省略名 は次の通り。 ・総合＝総合病院 ・内＝内科 ・消＝消化器科 ・循＝循環器科 ・胃＝胃腸科 ・小＝小児科 ・皮＝皮膚科 ・産＝産科 ・婦＝婦人科 ・眼＝眼科 ・耳鼻＝耳鼻咽喉科 ・リハ＝リハビリテーション科 ・泌＝泌尿器科 ・肛＝肛門科 ・整＝整形外科
内 灘 温 泉 病 院	286-5211	白帆台 1-88-1	内・リハ	
金 沢 医 科 大 学 病 院	286-3511	大学 1-1	総合	
金 原 皮 膚 科 医 院	237-7950	アカシア 1-48	皮	
向 陽 台 ク リ ニ ッ ク	255-3454	向陽台 1-255	婦	
紺 井 医 院	238-1277	緑台 1-7	内・小	
耳 鼻 咽 喉 科 はまなすクリニック	286-3387	ハマナス 2-7	耳鼻	
田 中 医 院	237-6923	向陽台 2-224	耳鼻	
た に ぐ ち 眼 科 医 院	286-6222	大学 2-197	眼	
茶 谷 医 院	286-8478	西荒屋 52	内・小	
土 島 整 形 外 科 医 院	238-4858	旭ヶ丘 148	整	
政 岡 医 院	286-1766	鶴ヶ丘 4-1-265	内・小	
村 田 医 院	286-0300	鶴ヶ丘 2-8	内・小	
望 月 眼 科 医 院	239-1515	旭ヶ丘 142	眼	

(3) 町内の歯科医院

[令和3年1月現在：50音順]

歯 科 医 院 名	電 話 番 号	所 在 地	備 考
栗 倉 歯 科 医 院	238-5055	緑台 1-245-3	
北 歯 科 医 院	286-4088	鶴ヶ丘 4-1-311	
小 島 歯 科 医 院	238-1388	アカシア 2-5	
シーサイト・デンタルクリニック	216-7038	千鳥台 4-1-48	
白 石 歯 科 医 院	238-4188	向栗崎 5-31	
なかみち歯科クリニック	238-8148	旭ヶ丘 111	
中 本 歯 科 医 院	238-5888	アカシア 1-28	
ふ な も と 歯 科 医 院	286-8121	大根布 1-101	
よ し だ 歯 科 医 院	286-0858	大舞台 329	

3

(4) その他

[令和3年1月現在]

病 院 ・ 医 院 名	電 話 番 号	所 在 地	主な診療目的	備 考
頼 助 産 院	286-1311	鶴ヶ丘 1-296-2	助産	

(5) 河北郡市医師会

[令和3年1月現在]

病 院 ・ 医 院 名	電 話 番 号	所 在 地	備 考
河 北 郡 市 医 師 会 (事 務 局)	285-2770	かほく市七塚口 52-10 七塚健康福祉センター2階	

8 町有車両の保有状況

(1) 消防車両

種 別	内灘町消防署	消 防 団				合 計
		第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	第 4 分団	
普 通 ポンプ車	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台	5 台
災 害 対 応 特 殊 水槽付ポンプ車	1 台	—	—	—	—	1 台
救 急 車	2 台	—	—	—	—	2 台
ク レ ー ン 付 資 機 材 搬 送 車	1 台	—	—	—	—	1 台
指 揮 車	1 台	—	—	—	—	1 台
査 察 広 報 車	1 台	—	—	—	—	1 台
資 機 材 搬 送 車	1 台	—	—	—	—	1 台
警 防 車	1 台	—	—	—	—	1 台
予 防 車	1 台	—	—	—	—	1 台

資料：令和元年度消防年報(R2.9)

(2) 町有車両

[令和3年1月現在]

所 管 課	小型・普通乗用	小型・普通貨物	軽 乗 用	軽 貨 物	バ ス	特殊車両	合 計
総 務 課	5 台	2 台	4 台	1 台	1 台	—	13 台
税 務 課	—	—	1 台	—	—	—	1 台
保険年金課	—	1 台	1 台	—	—	—	2 台
福 祉 課	—	—	2 台	—	—	—	2 台
環境安全課	—	—	—	1 台	—	—	1 台
地域振興課	—	—	—	1 台	—	—	1 台
都市建設課	—	3 台	—	—	—	8 台	11 台
上下水道課	—	2 台	—	2 台	—	—	4 台
学校教育課	—	—	—	—	1 台	—	1 台
生涯学習課	—	1 台	—	1 台	—	—	2 台
議会事務局	1 台	—	—	—	—	—	1 台
計	6 台	9 台	8 台	6 台	2 台	8 台	39 台

〔特殊車両〕 ホイールローダ 6 台、除雪ドーザ 1 台、除雪トラック 1 台

9 災害応急対策資機材等の保有状況

(1) 消防資機材（消防本部）

消防資機材					
放水器具	小型動力ポンプ	2	水難救助資機材	ゴムボート	1
	手引きホースカー	2		船外機	1
	6 5 mmホース	74		水上バイク（スレッド含む）	1
	5 0 mmホース	26		水中無線機	2
	4 0 mmホース	18		ライフジャケット	15
	無反動管槍	6		水難救助資機材一式	6
	クワドラフোগノズル	4		アクアリフター	1
	プロジェクトガン	4	呼吸保護器具	空気呼吸器	14
	簡易発泡器	1		空気ボンベ（8型）	4
	ラインプロポーションナー	1		空気ボンベ（6型）	34
	ジェットシューター	11	隊員用保護器具	化学防護服	2
	簡易組立水槽	6		耐熱服	2
一般救助器具	三連鋼鉄製はしご	3		簡易放射線防護服	5
				耐電手袋	8
重量物排除用器具	油圧式スプレッダー	2	測定分 析器具	防毒マスク	20
	手動式スプレッダー	1		有毒ガス測定器	1
	マット型空気ジャッキ式	2		自動体外式除細動器	6
	可搬式ウインチ（チルホール）	4	救急資器材	輸液ポンプ	2
	油圧式シリンダー	1		血中酸素飽和度測定器	5
切断用器具	エンジンカッター	4		心電図伝送装置	2
	油圧式カッター	2		患者監視装置	2
	チェーンソー	3		自動式人工呼吸器	3
	ペダルカッター	1	その他救助等作 業器具	送排風機	2
	ガス溶断器	1		発電機	5
	エアーソー	1			
	鉄線カッター	2			
破壊用器具	削岩機	1			
	万能斧（弁慶）	24			

資料：令和元年度消防年報(R2.9)

(2) 防災資機材 (総務課)

[令和3年1月現在]

資機材名	品番・規格	数量	保管場所	備 考
拡声器	ER-77 30w	2	役場防災備蓄庫 1	
拡声器	ER-77 30w	5	役場防災備蓄庫 3	
拡声器	TR-310 20w	5	役場防災備蓄庫 1	
ヘルメット		106	役場防災備蓄庫 1	
発電機	EB1500	1	役場防災備蓄庫 1	
発電機	EXR2200	2	役場防災備蓄庫 1	
発電機	EB23	1	向栗崎小学校災害時用資機材格納庫	
発電機	EB23	1	清湖小学校災害時用資機材格納庫	
発電機	EB23	1	鶴ヶ丘小学校災害時用資機材格納庫	
発電機	EB23	1	大根布小学校災害時用資機材格納庫	
発電機	EB23	1	西荒屋小学校災害時用資機材格納庫	
発電機	EB23	1	白帆台小学校災害時用資機材格納庫	
発電機	EB23	1	内灘中学校災害時用資機材格納庫	
発電機	EB23	1	総合体育館機械室	
発電機	GE-900P	1	役場防災備蓄庫 1	
発電機	EU9iGB	2	役場防災備蓄庫 1	カセットボンベ
太陽光発電システム	FPK920A13	1	役場防災備蓄庫 1	
水中ポンプ	HS2.4S	2	役場防災備蓄庫 1	0.1 m ³ /min
水中ポンプ	HS2.4S	1	消防署防災倉庫	0.1 m ³ /min
バケツ		60	役場防災備蓄庫 1	
ポリ容器	灯油用 18ℓ	11	役場防災備蓄庫 1	
ポリ容器	灯油用 20ℓ	3	役場防災備蓄庫 1	
ポリ容器	灯油用 20ℓ	18	総合公園防災備蓄倉庫	
ブルーシート	3.6m×5.4m	16	役場防災備蓄庫 1	
ブルーシート	5.4m×5.4m	5	役場防災備蓄庫 1	
ブルーシート	5.4m×7.2m	4	役場防災備蓄庫 1	
ブルーシート	10m×10m	1	役場防災備蓄庫 1	
大型土のう袋	1t	100	役場防災備蓄庫 1	
炊出し用かまど		4	総合公園防災備蓄倉庫	ガスコンロ含む
炊出し用かまど		3	役場防災備蓄庫 1	ガスコンロ含む
大型羽釜		1	総合公園防災備蓄倉庫	
大型羽釜		2	役場防災備蓄庫 1	
円付鍋		1	役場防災備蓄庫 1	
円付鍋		2	総合公園防災備蓄倉庫	

内灘町地域防災計画 [資料編]

資機材名	品番・規格	数量	保管場所	備 考
寸胴鍋	70ℓ	1	総合公園防災備蓄倉庫	
番重	アルミ製	5	役場防災備蓄庫 1	
番重	プラスチック製	2	役場防災備蓄庫 1	
番重	プラスチック製	8	総合公園防災備蓄倉庫	
エンジンチェンソー	ES-2930	1	役場防災備蓄庫 1	
エンジンチェンソー	E1027S-300	1	役場防災備蓄庫 1	
エンジンチェンソー	E350	1	役場防災備蓄庫 1	
救助用工具セット		2	役場防災備蓄庫 3	レスキューキット (BOX 型)
救助用工具セット		1	総合公園防災備蓄倉庫	レスキューキット (BOX 型)
簡易組立トイレ	腰掛式	1	役場防災備蓄庫 1	
簡易組立トイレ	小便所	1	役場防災備蓄庫 1	
簡易組立トイレ	自動ラップ式	2	役場防災備蓄庫 1	
簡易組立トイレ	自動ラップ式	2	総合公園防災備蓄倉庫	
トイレフレーム	ポータブル式	2	役場防災備蓄庫 1	
トイレフレーム	ポータブル式	2	総合公園防災備蓄倉庫	
簡易型トイレ用個室	組立式	2	役場防災備蓄庫 1	
簡易型トイレ用個室	組立式	2	総合公園防災備蓄倉庫	
マンホールトイレ	一式	2	南部地域防災センター 防災倉庫	小型テント×2
マンホールトイレ	一式	2	地域防災センター防災 倉庫	小型テント×2
マンホールトイレ	一式	2	防災コミュニティセン ター防災倉庫	小型テント×2
マンホールトイレ	一式	10	内灘中学校災害時用資 機材格納庫 (マンホールトイレ用)	小型テント×8 大型テント×2
投光器		1	役場防災備蓄庫 1	
ハロゲン投光器		1	役場防災備蓄庫 1	
投光器用三脚		2	総合公園防災備蓄倉庫	
ハロゲンライト	日動 HS-500L	2	向栗崎小学校災害時用 資機材格納庫	スタンド付
ハロゲンライト	日動 HS-500L	2	清湖小学校災害時用資 機材格納庫	スタンド付
ハロゲンライト	日動 HS-500L	2	鶴ヶ丘小学校災害時用 資機材格納庫	スタンド付
ハロゲンライト	日動 HS-500L	2	大根布小学校災害時用 資機材格納庫	スタンド付
ハロゲンライト	日動 HS-500L	2	西荒屋小学校災害時用 資機材格納庫	スタンド付
ハロゲンライト	日動 HS-500L	2	白帆台小学校災害時用 資機材格納庫	スタンド付
ハロゲンライト	日動 HS-500L	2	内灘中学校災害時用資 機材格納庫	スタンド付
ハロゲンライト	日動 HS-500L	2	総合体育館機械室	スタンド付
暴雨防塵型電工ドラム	日動 NPW-33 30m	2	向栗崎小学校災害時用 資機材格納庫	

資機材名	品番・規格	数量	保管場所	備 考
暴雨防塵型電工ドラム	日動 NPW-33 30m	2	清湖小学校災害時用資機材格納庫	
暴雨防塵型電工ドラム	日動 NPW-33 30m	2	鶴ヶ丘小学校災害時用資機材格納庫	
暴雨防塵型電工ドラム	日動 NPW-33 30m	2	大根布小学校災害時用資機材格納庫	
暴雨防塵型電工ドラム	日動 NPW-33 30m	2	西荒屋小学校災害時用資機材格納庫	
暴雨防塵型電工ドラム	日動 NPW-33 30m	2	白帆台小学校災害時用資機材格納庫	
暴雨防塵型電工ドラム	日動 NPW-33 30m	2	内灘中学校災害時用資機材格納庫	
暴雨防塵型電工ドラム	日動 NPW-33 30m	2	総合体育館機械室	
二つ折り担架		6	役場防災備蓄庫 3	
二つ折り担架		4	総合公園防災備蓄倉庫	
緊急時用浄水装置	DCF-1HL	1	役場防災備蓄庫 1	炭酸ガス中和装置含
救急箱	5～10 人用	4	役場防災備蓄庫 1	
救急箱	50 人用	6	役場防災備蓄庫 3	
救急箱	50 人用	3	総合公園防災備蓄倉庫	
テント	5×5×2.8	1	総合公園防災備蓄倉庫	
ホワイトボード(無地)	FB-32WD	5	総合公園防災備蓄倉庫	600×900
災害用毛布	10 枚入り	40	役場防災備蓄庫 1	
災害用毛布	10 枚入り	27	総合公園防災備蓄倉庫	
給排水ポンプ	HONDA WB20XT	1	役場防災備蓄庫 1	
簡易テント	WT-140	3	南部地域防災センター 防災倉庫	
	WT-180	2		
簡易テント	WT-140	3	地域防災センター防災 倉庫	
	WT-180	2		
簡易テント	WT-140	3	防災コミュニティセン ター防災倉庫	
	WT-180	2		
ダンボールベッド	ニュー簡太くんⅡ (間仕切り付き)	10	南部地域防災センター 防災倉庫	
ダンボールベッド	ニュー簡太くんⅡ (間仕切り付き)	15	地域防災センター防災 倉庫	
ダンボールベッド	ニュー簡太くんⅡ (間仕切り付き)	5	防災コミュニティセン ター防災倉庫	

(3) 応急給水用資機材

[令和3年1月現在]

資機材名	数量	容量	保管場所	所 管	備 考
給水タンク	2	1 t	鶴ヶ丘配水場	上下水道課	自吸水ポンプ無し
災害時用飲料水袋	720	6 L	鶴ヶ丘配水場	上下水道課	
揚水ポンプ	1	—	役場防災備蓄庫 1	総務課	エンジン、向陽台貯水槽用
揚水ポンプ	1	—	役場防災備蓄庫 1	総務課	手動、向陽台貯水槽用
給水ホース	1	—	役場防災備蓄庫 1	総務課	蛇口含、向陽台貯水槽用
緊急用浄水装置	1	—	役場防災備蓄庫 1	総務課	手動式
ポリ袋	150	10 L	総合公園防災備蓄倉庫	総務課	
ポリ袋	56	6 L	役場防災備蓄庫 1	総務課	

(4) 飲用貯水槽 (耐震)

[令和3年1月現在]

名 称	所 在 地	数量	容量 (t)	備 考
総 合 公 園 貯 水 槽	宮坂に 3	1	100	地上型
向 陽 台 貯 水 槽	向陽台 1-140	1	70	埋設型
役 場 貯 水 槽	大学 1-2-1	1	100	地上型

(5) 防災用倉庫

[令和3年1月現在]

名 称	所 在 地	数量	設 置 場 所
総 合 公 園 防 災 備 蓄 倉 庫	宮坂に 3	1	大型遊具内
消 防 署 防 災 倉 庫	鶴ヶ丘 2-610	1	消防庁舎裏側
役 場 防 災 備 蓄 庫	大学 1-2-1	3	1 階駐車場(立体部分)北側
向栗崎小学校災害時用資機材格納庫	向栗崎 2-382	1	体育館女子ロッカー室
清湖小学校災害時用資機材格納庫	向陽台 2-294	1	校舎一体育館渡り廊下
鶴ヶ丘小学校災害時用資機材格納庫	鶴ヶ丘 2-162	1	体育館外部北側
大根布小学校災害時用資機材格納庫	大根布 6-2	1	体育館外部北側
西荒屋小学校災害時用資機材格納庫	西荒屋ハ 6-7	1	体育館外部北側
白帆台小学校災害時用資機材格納庫	白帆台 2-168	1	体育館外部南側
内灘中学校災害時用資機材格納庫	鶴ヶ丘 2-308	1	新校舎北玄関横
内灘中学校災害時用資機材格納庫 (マ ン ホ ー ル ト イ レ 用)	鶴ヶ丘 2-308	1	ソフトボール場東側
南部地域防災センター防災倉庫	緑台 1-270	1	南部地域防災センター
地域防災センター防災倉庫	大根布 3-150	1	地域防災センター
防災コミュニティセンター防災倉庫	宮坂に 455	1	防災コミュニティセンター

10 トリアージタグ

発災時、多数の傷病者が発生することを踏まえ、傷病者の重症度判定と搬送にかかる優先順位決定のため「トリアージ・タグ」を使用し、スタート方式によるトリアージを行う。

■ トリアージの実施基準

分 類	優先順位	識別票
最優先治療群（重症）	第 1	赤
待機的治療群（中等症）	第 2	黄
保留群（軽症）	第 3	緑
不処置群（死亡）	第 4	黒

トリアージ・タグ

(災害現場用)

No.	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

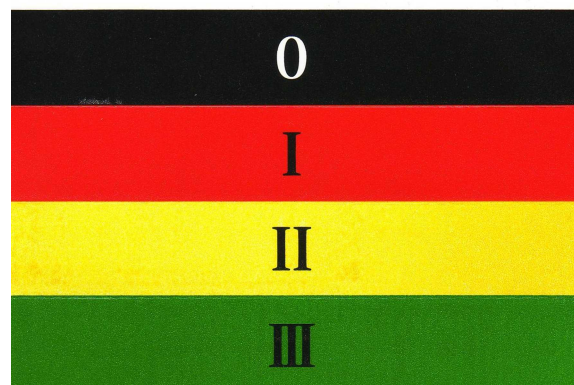
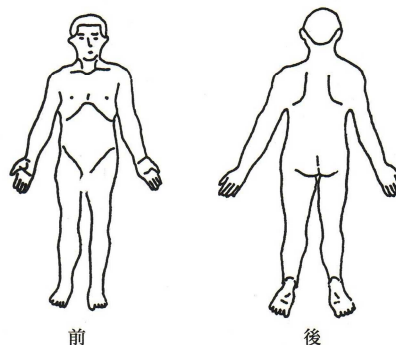
トリアージ実施場所	トリアージ区分 0 I II III
トリアージ実施機関	医 師 救急救命士 そ の 他
診断・処置内容	
特記事項	



トリアージ・タグ

特記事項（搬送・治療上に留意すべき事項）

そ の 他 の 応 急 措 置 の 状 況 等



11 緊急輸送道路ネットワーク図



平成25年5月現在

12 緊急通行車両の標章及び確認証明書

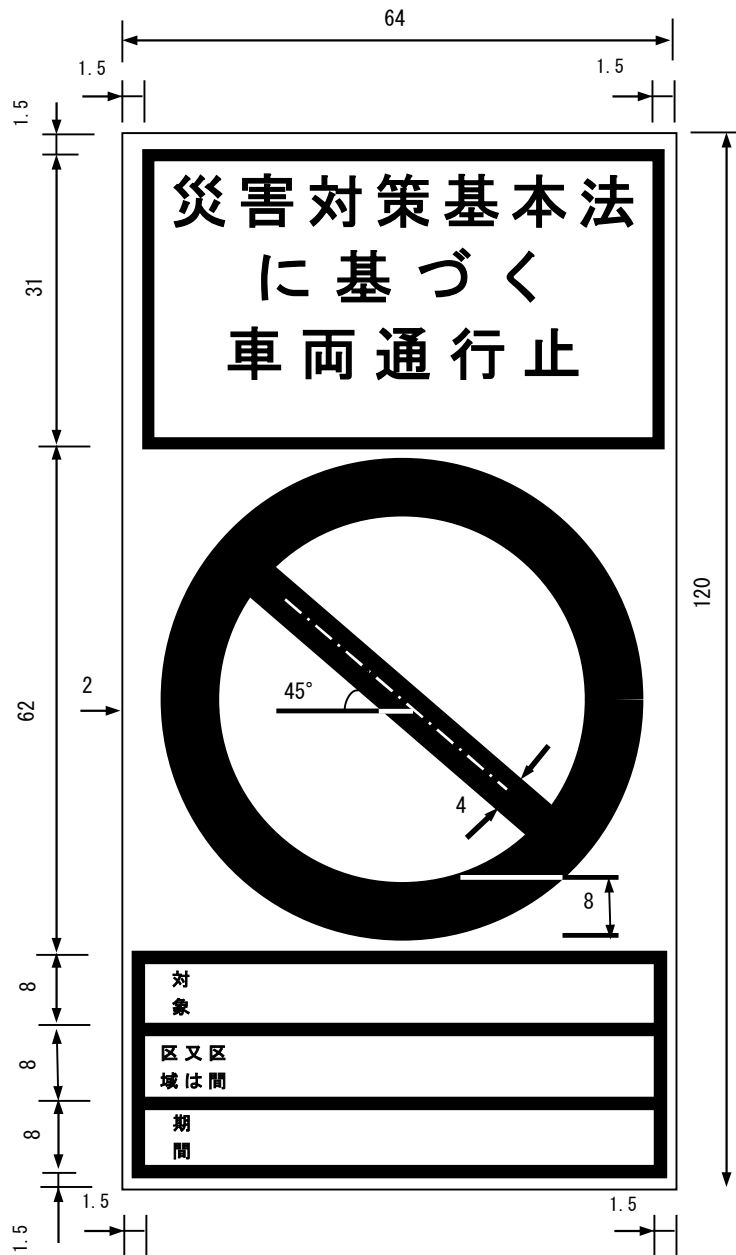


- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 本様式・・・全部改正[平成7年8月総令39号]
- 旧様式2・・・一部改正し繰下[平成8年1月総令1号]

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			知 事 ⑩ 公安委員会 ⑩	
番号標に表示されている番号				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)				
使 用 者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地		
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。
 本様式・・・全部改正[平成7年8月総令39号]
 一部改正・旧様式3・・・繰下[平成8年1月総令1号]

13 緊急通行車両以外の車両通行止標示



備考

1. 色彩は、文字、線幅及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色地を白色とする。
2. 線幅及び区分線の太さは1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、または図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第6章 その他

1 避難情報等の伝達文

(1) 避難情報等において伝達する内容

避難情報の伝達する内容は、伝達すべき事項のほか、地域特性等に応じ必要な情報を加え、かつ、町民が短時間に内容を認識できる情報量も考慮する必要があります。

避難情報において伝達すべき事項は次のとおりです。

- ア 発令日時
- イ 発令者
- ウ 対象地域及び対象者
- エ 避難すべき理由
- オ 危険の度合い
- カ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の別
- キ 避難時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
- ク 避難場所（避難施設、避難所）
- ケ 避難の経路（あるいは通行できない経路）
- コ 住民等のとるべき行動や注意事項

(2) 水害及び土砂災害による避難情報等の伝達文例

＜避難準備・高齢者等避難開始＞

こちらは、内灘町（内灘町災害対策本部）です。

ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。

お年寄りや障害者など、避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇公民館（〇〇小学校）へ避難してください。

その他の方も、避難の準備を始めてください。

- ・ 〇〇川の水位が上昇し、はん濫するおそれがあります。
- ・ 台風の接近に伴い風や雨による被害のおそれがあります。
- ・ 大雨により道路冠水のおそれがあります。
- ・ これまでの雨や、今後の予想から、土砂災害の発生が予想されます。
- ・ 土砂災害の発生するおそれがあります。

＜避難勧告＞

こちらは、内灘町（内灘町災害対策本部）です。

ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して「避難勧告」を発令しました。

直ちに〇〇公民館（〇〇小学校）へ避難してください。

できるだけ、隣近所の方にも声をかけて避難してください。

- ・なお、浸水により、〇〇道は通行できません。
- ・昨夜からの大雨により、〇時間後には〇〇川が危険水位に達するおそれがあります。
- ・土砂災害警戒情報が発表されています。土砂災害の発生するおそれがあります。

＜避難指示（緊急）＞

こちらは、内灘町（内灘町災害対策本部）です。

ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して「避難指示（緊急）」を発令しました。

まだ避難していない方は、直ちに〇〇公民館（〇〇小学校）へ避難してください。

- ・なお、浸水により、〇〇道は通行できません。
- ・〇〇川の堤防が決壊する危険があります。
- ・近隣で土砂災害が発生しており、危険な状況です。

（３）津波による避難情報等の伝達文例

＜海岸に居る者への避難情報の伝達＞

緊急連絡。

こちらは、内灘町（内灘町災害対策本部）です。

ただ今の地震の影響による津波の到達予想時刻は、〇〇時〇〇分頃です。

海や浜にいる方は、至急、高台に避難してください。

身近にいる人と協力して避難してください。

2 指定文化財施設一覧

種別	名称	場所	指定年月日
建造物	小濱神社・本殿	大根布 3 丁目 157	昭和 53 年 11 月 1 日
書跡	村御印	内灘町歴史民俗資料館蔵	昭和 58 年 7 月 1 日
考古	把手付鉢	内灘町歴史民俗資料館蔵 (齋藤家寄託)	昭和 47 年 8 月 17 日
史跡	小濱神社・社趾	宮坂 (権現森海岸)	昭和 47 年 8 月 17 日
史跡	室青塚	西荒屋への部 61	昭和 61 年 10 月 1 日
古文書	木谷藤右衛門家関係資料	内灘町歴史民俗資料館蔵	平成 12 年 9 月 22 日
天然記念物	シロチドリ	内灘町海岸線一帯	昭和 47 年 8 月 17 日
天然記念物	イカリモンハンミョウ	内灘町海岸線一帯	昭和 47 年 8 月 17 日
天然記念物	権現森ハマナス・イヌシメ群生地	宮坂 (権現森海岸)	昭和 47 年 8 月 17 日

第 7 章 様式集

【石川県地域防災計画 速報及び被害状況等の報告様式】
 (災害(事故)緊急報告書)

様式 1

内災対第 号
 年 月 日

災害(事故)緊急報告書(第 報)

		報 告 日 時		年 月 日 午前・午後 時 分
報告事項		報告者	所 属	内灘町
			職・氏名	
			T E L	
発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
発生場所	内灘町			
災害(事故)概要・対応状況等				

報告先: 石川県危機対策課

(一般加入回線) TEL 076-225-1482

FAX 076-225-1484

(地域衛星通信) TEL 外線1-111-4281

FAX 1 ポーズ 111-6743

受 信 者

危機対策課:

【火災・災害等即報要領 様式第4号 (その1)】
 (災害概況即報)

様式 2

内災対第 号
 年 月 日

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所	内灘町		発生日時	月 日 時 分										
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟	
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類		棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)										
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊の派遣要請の状況														
	その他の都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

〔地震災害対策編：第2章地震災害応急対策計画 第3節災害情報の収集・伝達〕
 〔一般災害対策編：第2章災害応急対策計画 第6節災害情報の収集・伝達〕
 〔津波災害対策編：第2章津波災害応急対策計画 第3節災害情報の収集・伝達〕

【石川県地域防災計画 速報及び被害状況等の報告様式】
 （災害状況報告（事項別））

様式 3

内災対第 号
 年 月 日

ア 人的被害（死者、行方不明者、負傷者）

（ 年 月 日 時 分報告）

市町名	発生日時	発生場所	原因	被害の種類	負傷の程度	被害者					備考 (処置)
						住所	氏名	性別	年齢	職業	

イ 住家被害（全壊、全焼、半焼、一部破損、床上浸水、床下浸水）

（ 年 月 日 時 分報告）

市町名	発生日時	発生場所	原因	棟数	被害の種類	対策又は状況	世帯主				世帯人員	被害額 (千円)	備考
							住所	氏名	年齢	職業			

ウ 非住家（公共建物・その他）

（ 年 月 日 時 分報告）

市町名	発生日時	発生場所	施設名 又は 所有者名	種類	原因	棟数	被害の程度	対策又は状況	被害額 (千円)	備考

エ 田（水稻）・畑

（ 年 月 日 時 分報告）

市町名	地区	種別	流失 (ha)	埋没 (ha)	冠水 (ha)	浸水 (ha)	倒状 (ha)	その他	作物被害額 (千円)	備考

オ 文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

（ 年 月 日 時 分報告）

市町名	発生日時	場所	施設名	原因	被害の程度	対策又は状況	被害額 (千円)	公立 別 私立	備考

カ 道路・橋りょう

（ 年 月 日 時 分報告）

市町名	路線及び 橋りょう名	場所	種別	被害の内容	発生日時	被害額 (千円)	通行止等の 規制	迂回路		復旧見込	備考
								有無	路線名		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

キ 河川・海岸・港湾・砂防・空港

(年 月 日 時 分報告)

市町名	河 川 名 等	位 置	種 別	被害の内容	発生日時	被 害 額 (千 円)	復旧見込	備 考

ク 水道

(年 月 日 時 分報告)

市町名	水 道 事業名	断水 地域	発生 日時	断水状況		被 害 の 状 況						被害額 (千円)	応急 対策	復旧 見込	備考
				戸数	人口	取水 施設	導水 施設	浄水 施設	送水 施設	配水 施設	給水 施設				
				戸	人										

ケ 下水道

(年 月 日 時 分報告)

市町名	下水道事業名 (公共、特環、流域)	被災 位置	種 別 (管渠、処理場等)	被害の 内 容	下水処理不能		被害額 (千円)	応急対策	復旧見込 時 期	備考
					戸数	人口				
					戸	人				

コ 崖くずれ、地すべり、土石流

(年 月 日 時 分報告)

市町名	発生 日時	発生場所	規 模	被 害 の 内 容	対 策	種 類	被 害 額 (千 円)	備 考

サ 鉄 道

(年 月 日 時 分報告)

市町名	発生 日時	路線名	区 間	場 所	被 害 状 況	規制等	復旧見込	備 考

シ 船 舶

(年 月 日 時 分報告)

市町名	船舶名	用途別	ト ン 数	所 有 者		被 害 の 程 度	被 害 額 (千 円)	備 考
				住 所	氏 名			

ス 電 話

(年 月 日 時 分報告)

市町名	発生日時	不通区間又は地域	不通戸数	原 因	被 害 状 況	不通回線数	復旧見込	備 考

セ 電気・ガス

(年 月 日 時 分報告)

市町名	発生日時	原 因	停電又は供給不能地域	戸 数	被害の程度	復旧見込	対 策	備 考

ソ ブロック塀等

(年 月 日 時 分報告)

市町名	発生日時	発生場所	所有者・管理者氏名	箇所数	被害の程度	被 害 額 (千 円)	備 考

タ 火 災

(年 月 日 時 分報告)

市町名	発生日時	発生場所	施 設 名	所有者又は 管理者氏名	種 別	火災の状況	被 害 額 (千 円)	備 考

チ 避難勧告・指示（緊急）

(年 月 日 時 分報告)

市町名	勧 告 ・ 指示日時	避 難 場 所		世 帯 主				世帯 人員	避難の理由	備考
		住 所	場所・施設名	住 所	氏 名	年 齢	職 業			

ツ その他（農林水産業施設等）

(年 月 日 時 分報告)

市町名	地 区	農 地		○ ○		○ ○		備 考
		面 積	被 害 額	面積又は箇所	被 害 額			

【火災・災害等即報要領 様式第4号 (その2)】
 (災害状況即報)

様式 4

内災対第 号
 年 月 日

都道府県			区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号			災害名 第 報 (月 日 時現在)				
報 告 者 名							
区 分			被 害				
人 的 被 害	死 者		人				
	うち 災害関連死者		人				
	行方不明者		人				
	負傷者	重 傷	人				
軽 傷		人					
住 家 被 害	全 壊		棟				
			世帯				
			人				
	半 壊		棟				
			世帯				
			人				
	一 部 破 損		棟				
			世帯				
			人				
	床 上 浸 水		棟				
			世帯				
			人				
	床 下 浸 水		棟				
			世帯				
			人				
	非 住 家	公 共 建 物		棟			
そ の 他		棟					
そ の 他			流 出 ・ 埋 没		ha		
			冠 水		ha		
			流 出 ・ 埋 没		ha		
			冠 水		ha		
			学 校		箇所		
			病 院		箇所		
			道 路		箇所		
			橋 り ょ う		箇所		
			河 川		箇所		
			港 湾		箇所		
			砂 防		箇所		
			清 掃 施 設		箇所		
			崖 く ず れ		箇所		
			鉄 道 不 通		箇所		
			被 害 船 舶		隻		
			水 道		戸		
電 話		回線					
電 気		戸					
ガ ス		戸					
ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所					
罹 災 世 帯 数		世帯					
罹 災 者 数		人					
建 物		件					
火 災 発 生		件					
危 険 物		件					
そ の 他		件					

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県			
公立文教施設		千円					
農林水産施設		千円					
公共土木施設		千円					
その他の公共施設		千円					
小 計		千円					
公共施設被害市町村		団体					
その他の 他	農業被害	千円	災害救助法 適用市町村名	市 町 村			
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
計		団体					
そ の 他		千円		消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の種類概況						
	応急対策の状況						
	119番通報件数						
	・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況						
	・ 避難の勧告・指示の状況						
	・ 避難所の設置状況						
	・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況						
	・ 自衛隊の派遣要請、出動状況						
・ 災害ボランティアの活動状況							

【災害報告取扱要領 様式第1号】
 (災害確定報告)

様式 5

内災対第 号
 年 月 日

都道府県				区分				被害	
災害名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		そ の 他	田	流出・埋没	ha		
						冠 水	ha		
					畑	流出・埋没	ha		
						冠 水	ha		
報告者名		学 校			箇所				
		病 院			箇所				
区 分		被 害			道 路	箇所			
人的被害	死 者		人		橋 り ょ う	箇所			
	うち 災害関連死者		人		河 川	箇所			
	行方不明者		人		港 湾	箇所			
	負傷者	重 傷	人		砂 防	箇所			
軽 傷		人	清 掃 施 設		箇所				
住 家 被 害	全 壊		棟		崖 く ず れ	箇所			
			世帯		鉄 道 不 通	箇所			
			人		被 害 船 舶	隻			
	半 壊		棟		水 道	戸			
			世帯	電 話	回線				
			人	電 気	戸				
	一 部 破 損		棟	ガ ス	戸				
			世帯	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
			人						
	床 上 浸 水		棟						
			世帯						
			人	罹 災 世 帯 数	世帯				
	床 下 浸 水		棟	罹 災 者 数		人			
			世帯	建 物		件			
			人						
	非住家	公 共 建 物	棟	火災発生	危 険 物	件			
そ の 他		棟	そ の 他		件				

【災害対策基本法第60条】
(避難勧告・指示発令報告)

様式 6

内災対第 号
年 月 日

石川県知事 様

内 灘 町 長

避難勧告（指示）発令報告書

災害対策基本法第60条第3項の規定により、避難勧告（指示）したので報告する。

1. 災害等の規模
2. 避難を勧告又は指示した日時
年 月 日 時 分
3. 避難を勧告又は指示した地域
4. 避難を勧告又は指示した対象世帯数及び人員
5. その他必要な事項

【災害対策基本法第60条】
(避難勧告・指示解除報告)

様式 7

内災対第 号
年 月 日

石川県知事 様

内 灘 町 長

避難勧告（指示）解除報告書

災害対策基本法第60条第4項の規定により、発令した避難勧告（指示）を解除したので報告する。

1. 避難勧告又は指示を解除した日時
年 月 日 時 分
2. 避難勧告又は指示を解除した地域
3. その他必要な事項

【避難所開設の県への報告】
(避難所開設報告)

様式 8

内災対第 号
年 月 日

石川県危機対策課 宛

内灘町災害対策本部

避難所開設報告書

避難所を開設したので次のとおり報告する。

1. 避難所の名称
2. 避難所開設の日時及び場所
年 月 日 時 分
3. 世帯数及び人員
4. 開設期間の見込み
5. 必要な救助・救援の内容

【避難所閉鎖の県への報告】
(避難所閉鎖報告)

様式 9

内災対第 号
年 月 日

石川県危機対策課 宛

内灘町災害対策本部

避難所閉鎖報告書

避難所を閉鎖したので次のとおり報告する。

1. 閉鎖した避難所の名称

2. 閉鎖した日時
年 月 日 時 分

3. 収容した世帯数及び人員

4. 開設した期間
年 月 日 ～ 年 月 日

5. その他

【災害対策基本法第68条】

(都道府県知事等に対する応援要求等)

様式10

内災対第 号
年 月 日

石川県知事

様

内 灘 町 長

応 援 要 請 書

災害対策基本法第68条の規定により、応援措置を次のとおり要請します。

1. 災害の状況

2. 応援を要する理由

3. 応援を要請する区域及び範囲又は内容

4. 応援を必要とする期間 自 年 月 日
至 年 月 日

5. その他必要な事項

内災対第 年 月 号 日

内 灘 町 長

災害相互応援協定の規定により、応援を要請します。

- 206 -

【災害対策基本法第67条】

(他の市町村長等に対する応援の要求)

様式 12

内災対第 号
年 月 日

市町長 様

内 灘 町 長

応 援 要 請 書

災害対策基本法第67条の規定により、応援措置を次のとおり要請します。

1. 災害の状況

2. 応援を要する理由

3. 応援を要請する区域及び範囲又は内容

4. 応援を必要とする期間 自 年 月 日
至 年 月 日

5. その他必要な事項

内災対第 号
年 月 日

様

内 灘 町 長

自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請について、災害対策基本法第68条の2の規定により下記のとおり要求します。

1. 災害の情况及び派遣の要請の理由

- (1) 災害の種類 水害 ・ 地震 ・ 津波 ・ 風害 ・ 火災
土砂崩れ ・ その他()
- (2) 災害発生日時 年 月 日 時 分
- (3) 場所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

2. 派遣を希望する期間 自 年 月 日 時
至 年 月 日 時

- ### 3. 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 石川県河北郡内灘町
- (2) 活動内容

- #### 4. その他参考事項

- (1) 実施中の応急措置の概況
- (2) 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- (3) 部隊等が派遣された場合の連絡責任者
- (4) その他

【災害派遣部隊の撤収】

(自衛隊の災害派遣部隊の撤収依頼)

様式 14

内災対第 年 月 日 号

石川県知事

様

内 灘 町 長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

災害対策基本法第68条の2の規定により、 年 月 日付内災対第 号で依頼した
自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼する。

記

1. 撤収要請理由

2. 撤収期日 年 月 日 時 分

3. その他必要事項

【災害対策基本法第29条】

(指定地方行政機関又は指定公共機関職員の派遣の要請)

様式15

内災対第 号
年 月 日

様

内 灘 町 長

職 員 の 派 遣 の 要 請 に つ い て

災害対策基本法第29条の規定により、職員の派遣を要請する。

記

1. 派遣を要請する理由
2. 派遣を要請する職員の職種別人員数
3. 派遣を必要とする期間 自 年 月 日 時
至 年 月 日 時
4. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
5. その他職員の派遣について必要な事項

【地方自治法第252条の17】
(県又は他市町職員の派遣)

様式16

内災対第 年 月 日 号

様

内 灘 町 長

職 員 の 派 遣 に つ い て

地方自治法第252条の17の規定により、職員の派遣を求める。

記

1. 派遣を要請する理由
2. 派遣を要請する職員の職種別人員数
3. 派遣を必要とする期間 自 年 月 日 時
至 年 月 日 時
4. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
5. その他職員の派遣について必要な事項

【災害対策基本法第30条】
(職員の派遣のあっせん)

様式17

内災対第 号
年 月 日

石川県知事

様

内 灘 町 長

職員の派遣のあっせんについて

災害対策基本法第30条の規定により、職員の派遣のあっせんを求める。

記

1. 派遣のあっせんを求める理由
2. 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
3. 派遣を必要とする期間 自 年 月 日 時
至 年 月 日 時
4. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
5. その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

【石川県消防防災ヘリコプター支援協定第4条】
 【石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領 別紙様式】
 (消防防災航空隊緊急出動要請書)

様式18

内災対第 号
 年 月 日

消防防災航空隊緊急出動要請書

運航責任補助者

石川県航空消防防災グループリーダー 殿

要請団体機関名

代表者 職 氏名

印

電 話

F A X

1 発 信 者	所属(課)	職・氏名
2 要 請 日 時	年 月 日 曜日	午前・午後 時 分
3 災 害 種 別	(1) 火災 (2) 救助 (3) 救急 (4) 自然災害	
4 要 請 内 容	(1) 火災 (2) 救助 (3) 救急 (4) 捜索 (5) 搬送	
5 発 生 場 所 目 標	場所 目標	
6 発 生 日 時	年 月 日 曜日	午前・午後 時 分頃
7 事故概要又は 災 害 概 要		
8 気 象 (災害現場)	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視界 m (予警報： 警報、 注意報)	
9 必要資機材		
10 出 場 先 離 着 陸 場	場 所 施設名(目標) 要請元病院名	
11 搬 送 先 離 着 陸 場	場 所 施設名(目標) 搬送先病院名	
12 傷 病 者 等	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 歳 男・女 傷病名 程 度 重 ・ 中 ・ 軽	
13 現 地 搭 乗 者	機関名 職・氏名	
14 地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者氏名 無線種別(統制波・主運用波) コールサイン	
15 他の航空機へ の 活 動 要 請		

※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者職氏名 無線種別(統制波・主運用波) コールサイン		
2 到着予定時間	年 月 日 曜日	午前・午後	時 分頃
3 活動予定時間	時間	分	
※ その他の特記事項	受信者		

要 請 情 報 届 出 書

受付日時	年 月 日 時 分 No.
災 害 名	
災害種別	地震・風水害・土砂・その他()

要請日時	年 月 日 時 分
班 名	班
班 長	印
担 当 者	印

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充 ・ 資器材調達 ・ 車両調達 ・ 燃料調達 広報依頼 ・ 防災行政無線放送依頼 ・ 自衛隊派遣要請 その他()
	内 容	[要請先機関、団体名、職種、品名、広報文などのできるかぎり具体的に記入] ※別紙添付の場合は、その旨を記入のこと。
	数 量 ・ 回 数 ・ 又は人数	[種別、性別、品名別等に分けて記入]
	場 所	[集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入]
	そ の 他 必要事項	[留意点、携行品など特記事項を記入]
要 請 に 至 っ た 理 由	[措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況]	

【要請情報処理 財政班管理】
(要請情報処理簿)

要 請 情 報 処 理 簿

No.	受付日	要請元	要請種別	要請概要	指示先	処理日	処理者	備考
	年 月 日					年 月 日		
	年 月 日					年 月 日		
	年 月 日					年 月 日		
	年 月 日					年 月 日		
	年 月 日					年 月 日		
	年 月 日					年 月 日		
	年 月 日					年 月 日		
	年 月 日					年 月 日		
	年 月 日					年 月 日		
	年 月 日					年 月 日		

様式20

【文書整理 総務班管理】
(文書整理簿)

文 書 整 理 簿 (災害対策本部)

収 発 年月日	文書 番号	発信者 受信者	文 書 件 名	分類コード			ファイル名	処理 期限	処 理 経 過	担当 者
				大	中	小				
・ ・		-----	(第 号 月 日)	04	04	B		・		
・ ・		-----	(第 号 月 日)	04	04	B		・		
・ ・		-----	(第 号 月 日)	04	04	B		・		
・ ・		-----	(第 号 月 日)	04	04	B		・		
・ ・		-----	(第 号 月 日)	04	04	B		・		
・ ・		-----	(第 号 月 日)	04	04	B		・		
・ ・		-----	(第 号 月 日)	04	04	B		・		
・ ・		-----	(第 号 月 日)	04	04	B		・		
・ ・		-----	(第 号 月 日)	04	04	B		・		
・ ・		-----	(第 号 月 日)	04	04	B		・		

供覽處理票

[illegible]

様式 23

[illegible]

- 218 -

【被害調査の記入用紙】

(被害調査票)

被 害 調 査 票

地区名			調査日時	年 月 日 時 分		調査職員											
世帯主等の氏名・連絡先				住 所				年齢	事業所の場合								
世帯主	(TEL)			内灘町					業種(事業の内容)			従業員数					
所有者	(TEL)																
被害状況				家族(同居人)の氏名		続柄	年齢	職業又は学校名	世帯内訳	被保護世帯	障害世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他の世帯		
人的被害	死 者	行方不明	重 傷	軽 傷													
									課税状況								
住家被害	種 類	住 家		非 住 家					非課税 均等割 所得割								
	被害の区分(○印を付ける)	1 全壊(焼)	1 全壊(焼)					備考 〔状況報告〕									
		2 大規模半壊	2 大規模半壊														
		3 半壊(焼)	3 半壊(焼)														
		4 減失、流出	4 減失、流出														
		5 一部破損	5 一部破損														
		6 床上浸水 1～49 cm	6 床上浸水														
		50～99 cm															
	7 床下浸水 100 cm以上	7 床下浸水															
	棟 数	棟		棟		構成	男	女	計	小学生	中学生	老人	〔再調査 有 ・ 無 〕				
所 有	自家 借家 間貸											被 害 認 定					
建 物 用 途	□専用住宅 □併用住宅 □共同住宅 □店舗 □その他()			人	人		人	人	人	人	人	損傷率	0%	20%未満	20%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上
構造等 □木造 □鉄骨 □R C 階建て																	
建築年次	年 月 日		面積 延床面積(必要な場合)		m ²		被害認定	□被 害 一 部 破 損 半 壊	□大規模半壊	□全壊							
増築等	年 月 日		1 階 m ² 2 階 m ² 3 階 m ²		m ²												

(被害調査集計表)

被害調査集計表

[illegible]

【被害調査地区別集計記入用紙】
(被害調査地区別集計表)

被害調査地区別集計表

																					作成日時		年 月 日 時										
地区名	人の被害				住家被害															非住家被害					備考								
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	全壊(焼)			大規模半壊			半壊(焼)			一部破損			床上浸水			床下浸水			全壊(焼)	大規模半壊		半壊(焼)	一部破損	床上浸水	床下浸水				
					棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員											

【罹災証明書交付申請書類】
(罹災証明書交付申請書)

様式27

年 月 日

罹 災 証 明 書 交 付 申 請 書

内 灘 町 長

(申請者)

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

年 月 日生

電話番号

— —

下記のとおり、災害による被害を受けたことを証明願います。

記

災害の発生日 平成 年 月 日

災害の区分 地震災害・台風等による風水害

(災害の名称)

被害の住所 内 灘 町

被害の内容

申請者の状況 被災建物の所有者・居住者等

【罹災証明書(人的被害用)様式】
 (罹災証明書)

様式28

内災対第 号

罹災証明書

被災住所		内灘町		
世帯構成員	氏名	世帯主に対する続柄	生年月日	備考
災害の日及び種類 年 月 日				
被害の程度		被害の内容		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

内 灘 町 長

【罹災証明書(物件被害用)様式】
 (罹災証明書)

様式29

内災対第 号

罹災証明書

所有者住所			
所有者氏名			
物件の所在			
家屋番号			
建物用途			
災害の日及び種類 年 月 日			
被害の程度		被害の内容	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

内 灘 町 長

【災害救助法による救助の取りまとめ】
(救助の実施状況)

救 助 の 実 施 状 況

																作成日時		年 月 日 時 分					
																作 成 者							
避難所		応急仮設住宅		炊出し	飲料水		被服・寝具等				医療及び助産				救出	応急修理	学用品		埋葬	死体の 索・処理 の捜	障害物の 除去		
箇所数	収容所人数	設置戸数	完成戸数	給食実人数	対象人数	給食車台数	世帯数	被服	寝具	その他	医療班		医療機関		分べん者数	救出人数	行方不明	対象数	小学生	中学生	埋葬数	処理数	対象世帯数
(箇所)	(人)	(戸)	(戸)	(人)	(人)	(台)	(世帯)	(点)	(点)	(点)	(班)	(人)	(機関)	(人)	(人)	(人)	(人)	(世帯)	(人)	(人)	(体)	(体)	(世帯)

避難所収容者名簿

避難所名				No. _____		
避難所責任者名						
氏 名	性別	年 令	住 所	収 容 期 間		日数
				自月日・至月日		
				自 年 月 日		
				至 年 月 日		
				自 年 月 日		
				至 年 月 日		
				自 年 月 日		
				至 年 月 日		
				自 年 月 日		
				至 年 月 日		
				自 年 月 日		
				至 年 月 日		
				自 年 月 日		
				至 年 月 日		
				自 年 月 日		
				至 年 月 日		
				自 年 月 日		
				至 年 月 日		
				自 年 月 日		
				至 年 月 日		
				自 年 月 日		
				至 年 月 日		

【本部提出用】

(避難所設置及び収容状況)

避難所設置及び収容状況

						作成日時	年 月 日 時		
						作成者			
避難所の名称	所在地	種別	開設期間	実 員 数	うち避難行動	開設日数	延人員	備考	
					要支援者				
		既存建物 野外仮設	自 年 月 日 至 年 月 日	人	人	日	人		
		既存建物 野外仮設	自 年 月 日 至 年 月 日						
		既存建物 野外仮設	自 年 月 日 至 年 月 日						
		既存建物 野外仮設	自 年 月 日 至 年 月 日						
		既存建物 野外仮設	自 年 月 日 至 年 月 日						
		既存建物 野外仮設	自 年 月 日 至 年 月 日						
		既存建物 野外仮設	自 年 月 日 至 年 月 日						
計		既存建物							
		野外仮設							

- (注) 1. 「種別」欄は、既存建物利用場合と、野外仮設の場合に区別すること。
2. 「計」欄には、既存建物利用場合と、野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

避難所日誌

避難所名		No. _____		
日付	事 項	措置の概要	取扱者	記録者

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	施工 月日	入居 月日	実支 出額	備考
										円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置場所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
- 2 「家族数」欄には、入居時における世帯主を含めて人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄には、応急仮設住宅を建築したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄には、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有地別とし、有償無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。

【本部提出用】
(炊出し給与状況)

様式 3 5

炊 出 し 給 与 状 況

[illegible]

【文化スポーツ班保管(炊出し場記入書類)】
(炊出し給与簿)

様式 3 6

炊 出 し 給 与 簿

	炊出し場の名称				実施責任者			
給食年月日	給食区分・給食数				給食先	給食内容	実支出額	備考
	朝食	昼食	夜食	計				
							円	
計								

(注) 1 「給食先」欄は、炊出し配給先（例えば〇〇避難所のように）記入すること。

【文化スポーツ班保管(給食場所記入書類)】
(給食名簿)

様式 37

給食名簿

避難所名 (給食場所)			責任者名			
給食 年月日	給食区分	給食対象者				備考
		世帯主氏名	世帯 員数 人	住所	給食数 食	
	朝・昼・夜					
	朝・昼・夜					
	朝・昼・夜					
	朝・昼・夜					
	朝・昼・夜					
	朝・昼・夜					
	朝・昼・夜					
	朝・昼・夜					
	朝・昼・夜					
	朝・昼・夜					
	朝・昼・夜					
	朝・昼・夜					
	朝・昼・夜					
	朝・昼・夜					
計						

様式 38

[illegible]

【上下水道班保管】

(飲料水供給実施状況報告書)

様式 39

飲料水供給実施状況（日報）

実施年月日		曜日	天候	作成者の所属・職位・氏名		
・						
供給地区	供給場所	対象人員		供給水量	供給方法	
供給に要した機械・器具・資材・薬品・燃料等の使用状況						
品名	借上・購入先等	数量	単価	金額	備品	
(機械)						
(器具)						
(資材)						
(薬品)						
(燃料)						
(修繕)					(原因及び修理箇所)	
(その他)						

物資の給与状況

				作成者				
住家被害 程度区分	世帯主 氏 名	基礎とな った世帯 構成人員	給与月日	物資の給与数量			実支出額	備考
				布 団	毛 布	〇〇〇		
		人	月 日				円	
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
計								

(注) 1 「住家の被害程度区分」欄には、全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水の別を記入すること。
2 「給与月日」欄には、その世帯に対して最後の給与された物資の給与月日を記入すること。

医 療 救 護 報 告 書

救護班名：

班長：(医師氏名)

㊞

実施日	場 所	患者数	措置の概要	死 体 検案数	費 用	備 考
月 日		人		人	円	
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
計						

(注) 1 「備考」欄には、班の編成、活動期間を記入すること。

2 「費用」欄の上段は医療に係る費用、下段は死体検案に係る費用を記入すること。

【本部提出用】

(病院、診療所医療実施状況)

様式 4 2

病院、診療所医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入 院 点	通 院 点		
		月 日 ～ 月 日						円	
計 機関									

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

【本部提出用】
(助産台帳)

様式 4 3

助 産 台 帳

				作成者	
分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金 額	備 考
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
計					

【住民班保管】
 (行方不明者等届出書)

様式 4 4

行方不明者等届出書

届出者 氏 名		住所		電話 番号	
------------	--	----	--	----------	--

種 別		1 行方不明者 2 身元不明の遺体 3 引取人のない遺体 4 その他			
行 方 不 明 者 等 情 報	氏 名		性別		年齢 歳位
	本 籍				
	住 所				
	遺体発 見場所				
	服装等				
	特 徴	(身長、体格、その他特徴)			
	所持品				
	その他				
届出者 との関係					

(以下処理欄)

受付日時	年 月 日 時	受付者氏名		受付 番号	
1 の場合 の処理	☐ 消防署への連絡 ☐ 警察への連絡 ☐ その他()への連絡 (連絡日) (連絡日) (連絡日)				
2・3 の 場合の処理	☐ 遺体調書の作成 (様式 46)				
備 考					

【住民班保管】

(行方不明者等受付簿)

行方不明者等受付簿

NO.

受付 番号	受付月日	行 方 不 明 者 等							届 出 人			備考
		住所	氏名	年齢	性別	身長 (cm)	体重 (kg)	着衣その他の特徴	住所	氏名	行方不明者 との関係	
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											

[地震災害対策編：第2章災害応急対策計画 第14節行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬]
[一般災害対策編：第2章災害応急対策計画 第17節行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬]

様式 4 5

【住民班保管】
 (遺体調書)

様式46

遺 体 調 書

				受付番号				
搜索責任者			記入者					
遺 体 種 別		1 身元不明の遺体 2 遺体引受人のない遺体 3 その他						
遺体確認日時		年 月 日 時 分						
遺体発見場所								
遺 体 の 身 元	本 籍							
	現 住 所							
	氏 名		身元不明 者の符号		性別	男・女 不明	年齢	歳 位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現 住 所	(電話)						
	氏 名	(死亡者との続柄)						
	遺 体 の 引 受 け	可 ・ 不可		(引渡し 年 月 日)				
	遺 骨 の 引 受 け	可 ・ 不可		(引渡し 年 月 日)				
見分日時 (検視)		月 日 時 分		見分者 (検視)				
検案日時		月 日 時 分		検案医師				
火葬許可 証交付日		年 月 日		遺体発見現場の概略図				
火 葬 日		年 月 日						
所持品の処理：								
備 考：								

※注 写真は裏面にはりつけてください。

様式 4 7

作成者

四

- 242 -

学用品購入計画書

- 243 -

【教育委員会提出用】
 (学用品の給与状況)

様式49

学用品の給与状況

学年	児童(生徒) 氏 名	親権者 氏 名	給与 月 日	給与品の内訳						実支 出額	備考
				教科書			その他学用品				
				国語	算数		鉛筆	ノート			
										円	
計											

- (注) 1 給与月日は、その児童(生徒)に対して最後に給与した月日を記入すること。
 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者
 学校名
 学校長

印

様式 5 3

作成者

円